

河南町学校防災計画

～地域との連携・協働による

安全・安心な学校づくりのために～

河南町教育委員会

令和8年4月改訂

初版
改訂

平成 24 年 8 月 制定
令和 8 年 4 月

はじめに

本計画は、「河南町地域防災計画」を基本的な枠組みとし、「**学校自体が震災時にどう対応し、どう教育の再開をめざすのか**」という視点で、教職員の役割等も含め、各学校における防災計画の基準を明確化することを目的に、河南町教育委員会として策定したものです。

全体は、総論、震災対策編、風水害対策編の3部構成で、各学校において防災計画や防災マニュアルを作成する際の指針を示したものです。

この「河南町学校防災計画」の他、大阪府教育委員会編集の「学校における防災教育の手引き 改訂2版 補訂版 -大阪の子どもたちを災害から守るために-」（令和元年6月改訂・令和3年3月補訂）及び文部科学省編集の「学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き」なども防災教育の参考にしてください。

なお、こども園については、「学校」を「こども園」に、「校長・教頭」を「園長・副園長」等に読み替え、園においても防災計画や防災マニュアルを作成する際の指針にしてください。

学校・園での活用について

1 学校で「学校防災計画」を策定する際の参考としてください。

学校においては、本計画を基準とし、学校の職員体制や地理的状況を踏まえ、各種防災計画等との整合を図り、実情に応じて、より具体的な「学校防災計画」を策定してください。

2 教職員に対する防災研修のための教材として活用してください。

震災時に教職員が防災対応力を発揮するためには、大規模地震が発生した場合に、実際にどのような事態が生じるかを想定し、その際、教職員はどのように対応すべきかを考える訓練を積み重ねることが重要です。

本計画は、その際、具体的イメージが湧くよう、東日本大震災、阪神淡路大震災での実例などを引用し、関係者が災害イメージネーション力を働かせやすくなるような工夫を図っています。

また、**児童生徒の「心のケア」**についての校内研修の際にも、活用

してください。

3 教職員の対応マニュアルとして活用してください。

「日ごろからの大規模地震への備え[チェックリスト]」「学校施設・設備の安全点検リスト」「大規模地震が発生した場合の対応行動[対応マニュアル]」も、学校の実情に応じて改良を加えた上で、活用してください。

4 災害時における参考資料として活用してください。

実際に災害が起きた際に、様々な対応を行う上での行動マニュアルとして活用してください。

令和 8 年 4 月 河南町教育委員会

「河南町学校防災計画」目次

第 1 部 総論

第 1 章 危機管理の基本的枠組み

第 1 節	町地域防災計画の中での学校・教職員の位置付け	
1	「河南町地域防災計画について」	1
2	震災時における教職員の動員体制	1
3	風水害の対応について	2
第 2 節	学校の「学校防災計画」の策定	
1	学校の「学校防災計画」の策定	3

第 2 部 震災対策編

第 1 章 日常における学校防災対策

第 1 節	日常における学校防災体制の充実	
1	学校における防災体制	4
2	学校施設の安全管理等	6
3	地域・町との連携と避難所について	8
4	日頃からの大規模地震への備え [チェックリスト] の作成	8
5	学校施設・設備の安全点検リストの作成	9
第 2 節	防災教育・訓練・研修の充実	
1	防災教育の充実	1 2
2	防災訓練の充実	1 6
3	教職員の防災に関する研修の充実	1 8

第 2 章 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

第 1 節	南海トラフ地震に関する情報の概要	
1	「大規模地震に関する情報」について	2 0
第 2 節	南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応	
1	臨時情報に対応した配備体制（本町の対応）	2 1
2	基本的対応について（概要）	2 2

第 3 章 大規模地震が発生した場合の学校の初期対応

第 1 節	大規模地震が発生した場合の初期対応	
1	学校災害対策本部の設置	2 6

2	学校と運営委員会、町教育委員会、町災害対策本部との関係	28
3	大規模地震発生直後における学校災害対策本部の動き	30
4	町教育委員会への報告	32
第2節	大規模地震が発生した場合の対応行動〔対応マニュアル〕の作成	
1	地震発生時の対応について（概説）	34
2	地震発生時の対応について（詳説）	34
	（1）授業中	34
	（2）放課後・登下校時・通学路上で	38
	（3）校外学習・遠足・修学旅行等の時	42
	（4）休日・夜間など勤務時間外	44
	（5）地震発生時の教職員の安全指導例	46
第3節	児童生徒の引渡し	
1	児童生徒の保護者への引渡し	50
2	帰宅困難な児童生徒の保護体制	52
第4節	運営委員会（避難所）の支援	
1	教職員による避難所運営支援	53
2	連絡調整者の役割（休日・夜間等における初動体制）	53
3	住民対応・避難所支援班の設置	54
4	運営委員会の組織と動き	56
第5節	学校施設・設備の安全点検	
1	学校施設の安全点検	57
第4章	学校教育再開に向けた対応	
第1節	教育再開のための準備活動	
1	教育再開のための準備活動	59
2	学校における教育再開のための準備活動	59
3	学校再開準備班の設置	59
第2節	学校の教育活動再開に向けて	
1	被害実態調査（安否確認・被害状況調査）とその対応	61
2	被害実態調査を基に教育委員会・関係機関との協議調整	62
3	情報分析・再点検等による実態把握	64
4	一斉家庭訪問実施による児童生徒の詳細な情報の把握	65
5	仮登校の実施	66
6	教育再開を目指した協議調整	66
7	学校教育再開の情報提供と地域住民の理解	67
第3節	学校再開のための環境整備	
1	応急教育を行う場所の確保等	69
2	学用品の給与・就学援助等	70

3	学校給食等の措置	7 1
第4節	転出に伴う就学事務等	
1	転出した被災児童生徒の受け入れ先での対応	7 2
第5節	応急教育計画の作成と学習支援	
1	正規の授業再開前の応急教育計画の作成	7 4
2	応急教育段階における学習支援体制の構築	7 5
第5章	心のケア	
第1節	震災時における心のケアの意義	
1	震災時における心のケアの意義	7 6
2	震災時における子どもの心のケアの基本的理解	7 7
3	心のケアにあたる際の基本的な姿勢	8 2
4	学校における日常の取組	8 4
5	発災直後から学校再開までの対応	8 5
6	学校再開後(発災直後から1ヶ月後が目安)の対応	8 7
7	専門家の援助が必要なとき	9 0
8	教職員の心の健康	9 2

第3部 風水害対策編

第1章 学校における日常の風水害対策

第1節	町防災計画上の学校の位置付けと実情把握	
1	町防災計画上の自校の位置付け確認	9 4
2	ハザードマップ等による地域の実情把握	9 4
第2節	学校としての事前対策	
1	児童生徒への事前対策	9 5
2	避難所としての事前対策	9 5

第2章 風水害時における学校の対応

第1節	児童生徒の措置等	
1	気象警報発令時の対応について(概説)	9 6
2	気象警報発令時の対応について(詳説)	9 6
第2節	学校の施設管理者としての対応	
1	学校の施設管理者としての対応	1 0 1
第3節	避難所としての対応等	
1	校長・教頭の対応	1 0 2

第3章 学校施設等が被害を受けた場合の対応

第1節 風水害時の応急対応

1	学校施設の応急対策	105
2	児童生徒の措置と応急教育の実施方法	105
3	教材・学用品等の調達等	105
4	学校給食等の措置	106
5	学校の衛生管理	106

参考

河南町地域防災計画（抜粋）

第1編	総則	107
第3節	防災関係機関の基本的責務と業務大綱	107
第2編	災害予防対策	107
第1章	防災体制の整備	107
第1節	総合的防災体制の整備	107
第2章	地域防災力の向上	111
第1節	防災意識の高揚	111
第2	防災教育	111
第3編	災害応急対策	112
第1章	活動体制の確立	112
第1節	組織動員	112
第7章	被災者の生活支援	118
第6節	応急教育	118
資料7-5	「災害救助法による救助の程度、方法及び期間など早見表」	120

第 1 部 総論

第 1 章 危機管理の基本的枠組み

第 1 節 町防災計画の中での学校・教職員の位置付け

1 「河南町地域防災計画について」

「河南町地域防災計画」（以下「町防災計画」という。）は、災害対策基本法に基づき、本町における災害に対処するための基本的かつ総合的な計画として、河南町が策定する地域防災計画であり、災害時における「学校活動」については、第 2 編第 2 章第 1 節及び第 3 編第 7 章第 6 節において定められている。なお、教職員の動員については町災害対策本部と協力していくものとする。

『河南町学校防災計画』は、「町防災計画」を基本的な枠組みとしながら、さらに詳細、具体的な事項について定めていくものである。

2 震災時における教職員の動員体制

(1) 配備・動員計画の基本方針

① 原則として、全職員を対象とする。

(注) 病弱者、身体不自由な職員や、発生時に妊娠中又は出産後育児休業取得期間に相当する職員で災害応急対策に従事することが困難な場合は除外する。

非常勤は含まない。

② 教職員は、原則として所属動員(勤務校)とする。

(2) 動員の事前命令及び自動参集

① 動員対象教職員は、それぞれの所属等あらかじめ定められた場所において指揮命令を受け、必要な任務を遂行しなければならない。

② 勤務時間外においては、次のような場合は、動員命令を待つまでもなく、自発的に動員先に、バイク、自転車等できる限り早期に参集できる手段を用いて、直ちに全員が参集しなければならない。

○ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき

○ 町域に、震度 5 弱以上の地震が発生したとき

※ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）のときは、校長または教頭が動員対象となる。

(3) 連絡調整者

教職員の中から学校へ早く到着できる順に2名を予め「連絡調整者」として指名しておく。連絡調整者は、非常災害時において、校長・教頭が参集するまでの間、町災害対策本部や町教育委員会等との連絡調整を行うなど必要な対応を行う。

連絡調整者の氏名は毎年度はじめに、教育委員会に報告する。

3 風水害の対応について

(1) 風水害時において、地震時の体制と同じ動員(配備)体制とする。

当然、学校活動として、児童生徒への対応や学校施設への対応等必要な業務がある。

また、学校は避難所としての機能もあり、学校管理の観点からも対応が必要になることから、大雨・暴風特別警報、大雨・洪水・暴風警報、土砂災害警戒情報が発表され、町教育委員会から要請があった場合は、校長または教頭が動員の対象となる。

(2) 教職員は、校長の指示の元、必要な業務を行うとともに、勤務時間外においても、校長の指示に従い出勤し、必要な業務に従事しなければならない。

(具体的な対応については、第3部「風水害対策編」を参照)

(3) 従って、校長は教職員の緊急連絡体制を整備しておかなければならない。

(4) 風水害の発生時、被害状況の確認や避難所開設の調整など、町教育委員会又は町災害対策本部から学校に対して、緊急連絡を行うことが想定される。そのため、夜間・休日でも確実に連絡できるよう、校長・教頭の緊急連絡先について、町教育委員会に報告する。

第2節 学校の「学校防災計画」の策定

1 学校の「学校防災計画」の策定

この『河南町学校防災計画』は、河南町の学校としての基本的な方針や、最大公約数的な対応について定めたものである。学校は、それぞれの取り巻く環境や状況が異なることから、この『河南町学校防災計画』を基本としながらも、それぞれの学校に適したより具体的な「学校防災計画」を定める必要がある。

学校で作成する「学校防災計画」の記載内容例

<p>〇〇年度 〇〇学校防災計画</p> <p>1 日常の防災体制</p> <p>(1) 学校防災委員会の組織・任務</p> <p>(2) 安全管理[安全点検]</p> <p>・点検の実施方法、防災設備の点検、避難経路の点検</p> <p>(3) 防災教育(年間指導計画)</p> <p>(4) 防災訓練(年間実施計画)</p> <p>(5) 教職員研修(年間計画)</p> <p>(6) 心のケア対応(教職員研修計画)</p> <p>2 南海トラフ地震臨時情報発表時の児童生徒への対応</p> <p>3 震災時の学校災害対策本部の組織、各班の任務</p> <p>・教職員の参集体制、連絡調整者の明記</p> <p>4 学校が避難所となった場合の対応に関すること</p> <p>・住民対応・避難所支援の役割等</p> <p>5 地震発生時の場所別・時間帯別の児童生徒への対応</p> <p>・保護者への引渡し方法</p> <p>6 非常持出用品リスト</p> <p>7 緊急連絡先電話番号簿</p> <p>・消防署、警察署、医療機関、町災害対策本部</p>
--

※学校の立地条件や特性などの実情に応じて、記載内容は適宜修正する。

第2部 震災対策編

第1章 日常における学校防災対策

第1節 日常における学校防災体制の充実

1 学校における防災体制

(1) 学校防災委員会の設置

ア 校長は、各学校の実情に応じて、教頭、防災安全担当等を構成メンバーとする「学校防災委員会」を設置するか、または、それと同等の機能をもった学校協議会等の既存組織を活用すること。

イ 組織、役割分担は、学校の実情に応じて行うこと。

[学校防災委員会の主な役割]

- ① 「学校防災計画」の策定
- ② 防災教育・防災訓練の計画、実行
- ③ 教職員に対する研修の実施
- ④ 日常的な施設点検等の実施
- ⑤ 町教育委員会や町防災担当部署との連絡・調整

項目	日常的な活動
校長 教頭 防災安全担当 等	総務 校内防災体制の見直し 関係機関への連絡方法の確認 地域、保護者への連絡方法の確認
	安全管理 AED・消火器・防災設備の定期点検 校内の施設・設備の安全点検 安全点検チェック表作成
	防災教育 推進計画の作成 指導計画の作成 防災教育副読本等の活用計画の作成
	防災訓練 災害の種類別、発生時刻別の訓練の実施 地域・関係機関と連携した訓練の実施
	研修 応急措置等の研修の実施 消火器等防災用具の取扱方法に関する研修の実施 教職員の心のケア研修の実施

(2)地震が発生した際、もしくは大規模地震の情報が発表された場合の基本的な対応についての周知徹底

ア 学校の対応(休業措置、登下校時の対応、児童生徒の引渡し、連絡方法等)について、教職員間で共通認識するだけでなく、保護者に対して、機会あるごとに周知し、徹底を図ること。また、必要な事項については、児童生徒に対して防災教育の一環として教えること(例えば、登校時に地震にあった場合どう行動するか等)。

- ・保護者に対しては、説明会において説明、徹底する。
- ・学校のホームページ等に掲載することが有効

イ 教職員の配備、動員体制について、教職員が認識していること。

ウ 地震発生時における教職員の役割分担を明確にし、全員が理解しておくこと。

そのためには、学校ごとの「学校防災計画」を各教職員が共有すること。また、業務分担や組織図を拡大して職員室等に常時掲示する方法も有効である。

(3)校内の避難経路、児童生徒の避難集合場所を明確化

ア 校内の各所からの避難経路、避難場所を決めておくこと。

その際、避難経路は、あらかじめ複数考えておく(廊下、階段等が使用不能の場合の避難方法も考慮しておく。)

イ 特に、障がいのある児童生徒への対応を具体的に定めておくこと。

ウ 避難の妨げとなるような物品を避難経路に置かないなど、日ごろからの管理に配慮する。(避難訓練の際に、気づいた点をチェックする。)

(4)校内にある他の施設との連携

放課後児童クラブ等、併設の施設と災害時における対応について、決めごとを整理し、徹底を図ること。

学校の防災訓練に当該施設のスタッフが参加する等を通じて、連携を図ることも重要である。

(5)学校の非常持出用重要書類の把握

非常時に持出すべき書類は何かをあらかじめ確認し、震災時には、誰が、どのように持出すかを定めておくことが必要である。

ア 児童生徒名簿や児童生徒調査票等の保管場所を決めておく。

イ 学校教育法施行規則第28条で義務付けられている公簿類(電子化されていないもの)、学校沿革誌及び卒業証書授与台帳も重要

ウ 各学校の実情に応じて、非常時に持出す帳簿・物品等を検討し、

学校独自に「非常持出一覧表」を作成しておくこと。

エ 児童生徒のプライバシーに係わる書類であり、取り扱いが厳重にすること。

2 学校施設の安全管理等

(1) 学校の安全点検

ア 定期的な校舎の安全点検の実施 ⇒

学校施設・設備の安全点検リスト

- ・ 毎年実施される学校施設点検表による施設全体の点検を実施する際に、併せて、防災の観点から、「**学校施設・設備の安全点検リスト**」により、施設・整備の点検を実施し、改修等の必要があると判断される場合には、学校施設点検表及び詳細内容記入欄に具体的に記入し、町教育委員会に提出する。
- ・ 防災訓練等の時期に併せて、校舎・設備の安全点検を実施し、危険箇所を把握するとともに、壁、柱、床の亀裂、天井の剥離状況についても変化の様子を点検・記録する。

イ **転倒物、重量物等の転倒防止対策**

- ・ 教室内では書架や戸棚等の固定、テレビやパソコン、スクリーン等の転倒落下防止対策を講じる。
- ・ 教職員用の平机やその背後にある戸棚、教卓等の位置や固定に配慮する。
- ・ 灯油、薬品、ガス(プロパンガスボンベ等)の保管場所についても注意する。

(2) 学校施設設備の状況の整理

ア 誰が見ても分かりやすい校地・校舎の平面図を準備しておく。

イ 校舎の電気配線図を準備しておく。

高圧受電設備(キュービクル)から配電盤を経由して各教室等へ配線されている経路やコンセントの位置、容量等を確認しておく。

ウ 水道配管図を準備しておく。

- ・ 水道の元栓の位置、各施設への止水栓の位置、各止水栓の機能を確認しておく。
- ・ 学校全体の水道水の流れがわかるよう、また、消火栓の位置も校舎平面図等に表示しておく。
- ・ 元栓が複数ある場合や、水の流れが複数に分流していることもあるので注意する。
- ・ 校舎が増築又は一部改築されている学校では、電気配線及び水道

配管が複数になっていることもある。

エ 電話配線図を準備する。

- ・校内にある電話の位置と番号を記入した図面を準備しておく。
- ・災害時優先電話の登録の有無を確認する。

(3) プールの水を貯めた状態にしておくこと。

災害時に水は大変貴重であることから、有効に活用しなければならない。断水時の生活用水としても利用できる。

(4) 停電等で校内放送ができないときの連絡方法の準備

ア ハンドスピーカー、メガホン、可動式無線マイク・スピーカー設備等の準備

イ 児童生徒が教職員の指示に的確に従うよう、日頃からの指導が重要。

(5) 防災地図(ハザードマップ)の作成などによる地域の実状把握

ア 通学路の危険箇所の把握

児童生徒の通学路には、地震発生時に危険が予想される箇所がある。ブロック塀、自動販売機、石灯籠などの倒壊、広告・看板等の落下、障害物による道路の遮断、がけ崩れ、橋梁の落下、低地の浸水等、あらかじめ通学路の安全点検をして、必要があれば通学路の変更を含めて検討する。

道路の状況や周辺の建物の密集度などにより、地震の際に落下物の危険や自動車等の追突等による火災の発生などの危険も想定される。

イ 建築物の特徴を把握

地域によって、木造建築が集中している場所、商住混在の場所等があり、地震の発生による被害の状況はそれぞれ地域によって異なると予想されるので、地域の特徴を把握しておくこと。

ウ 学校立地の地理的特徴による危険性の把握

町ホームページや配布済の防災ガードマップや地震ゆれやすさマップなどから、学校周辺におけるがけ崩れ等の危険性を把握し、避難場所を確認する。

エ 自校以外の避難可能場所の把握

がけ崩れ、土砂崩れ、地割れ、火災、水道管やガス管の破裂、液状化現象、河川の護岸破壊などのため、自校が危険な状況になった場合に避難する場所をあらかじめ確認しておく。

オ 学校近隣の災害時応急給水拠点等の把握

大規模地震が発生し断水となったときでも、配水池などの給水拠点で応急給水を受けることができるので、あらかじめ、場所を確認しておく。

また、災害応急井戸の指定を受けている所もあり、あらかじめ確認しておく。

カ スクールバス利用の場合の状況把握

スクールバスのコース、バス停等を防災地図(ハザードマップ)に書き込み、医療機関と連携を図った移送体制など通学路の安全確保を確認しておく。

(6) 防災行政無線等の点検

防災行政無線は、緊急地震速報通報システムとも連動しており、また、デジタル簡易無線についても、緊急時の連絡に有効であり、常に点検を行っておくこと。

3 地域・町との連携と避難所について

(1) 避難所としての日常的心構え

災害が発生した場合、地域住民が避難してくる可能性がある。その場合には、町災害対策本部と連携し、その後の対応について調整を行う必要がある。平常時から、そうした事態を想定して、町防災担当部署と意見交換を行っておくことも必要である。

なお、災害用備蓄品は町災害対策本部で備蓄している。

(2) 町との連携

町では、町防災計画の中で、各学校等を「避難所」、「避難地」として指定されている。それぞれの対応等については、町防災担当部署と十分に協議し、対応に遺漏のないようにすること。

地震に限らず、風水害における避難所の設置も町災害対策本部が行うものであり、学校は日頃から町防災担当部署と密接に連携をとっておく必要がある。

4 日頃からの大規模地震への備え[チェックリスト]の作成

(1) 学校における防災体制について

- ① 年間指導計画に基づき、計画的に防災教育が位置づけられているか。
- ② より実践的な防災訓練を計画的に実施しているか。

- ③ 教職員、児童生徒及びスクールバス乗務員など関係者の参加が計画されているか。
- ④ 大規模地震に関する情報や警戒宣言の意味するところを理解し、情報が発表された時の学校の対応について、教職員の間で共通理解を図り、その内容を保護者に伝えているか。
- ⑤ 地震発生時の学校の対応について、教職員の間で共通理解を図り、その内容を保護者に伝えているか。
- ⑥ 夜間、休日における連絡体制を確立しているか。
- ⑦ 地震発生時における教職員の動員体制や役割分担が明確にされ、全員が理解しているか。
- ⑧ 連絡調整者を決め、連絡調整者はその役割を認識しているか。
- ⑨ 教職員が、校内の避難経路、児童生徒の避難集合場所を理解しているか。
- ⑩ 校内にある放課後児童クラブや校庭開放団体など他の施設との連携を図っているか。
- ⑪ 非常持出する重要書類を把握するとともに、持出す役割の者を定めているか。
- ⑫ プールに水を貯めた状態にしているか。
- ⑬ 防災地図(ハザードマップ)の作成など地域の実情を把握しているか。

(2) 町・地域との連携と避難所について

- ① 個々の教職員が自主防災組織の役員と顔みしりになっているか。
- ② 自主防災組織の役員の連絡先を知っているか。
- ③ 町災害対策本部の連絡先を把握しているか。
- ④ 避難所に派遣される町災害対策本部救助部(以下、「町救助部」という。)職員を把握しているか。
- ⑤ 自主防災組織及び町救助部とで避難所を開設・運営を行うが、その組織として「避難所運営委員会」(以下、「運営委員会」と言う。)が設置される。その役割を教職員が理解しているか。
- ⑥ 避難所運営に必要なスペースとして提供できる場所をあらかじめ選定し、運営委員会と教職員が共有しているか。
- ⑦ 町救助部等と鍵の保管について調整しているか。
- ⑧ 使用する部屋を事前に選定し、運営委員会と教職員が共有しているか。

5 学校施設・設備の安全点検リストの作成

震災発生前 災害予防のための施設点検

(1) 物品の転倒防止点検

① 職員室・教室・廊下などの什器類の整理及び転倒防止

天井から吊り下げた空調機や照明器具の固定の有無

放送設備(スピーカー、モニターテレビ、ビデオプロジェクター)は
きっちりと固定されているか。

大型可動式書架にストッパーがあるか。

収納戸棚、重ね書庫は固定しているか。

黒板、掲示板、掛時計、照明器具は固定しているか。

下駄箱、ロッカーは固定しているか。

厨房機器類は固定しているか。

② 理科室の地震対策の点検

実験器具の収納戸棚や薬品戸棚の転倒・異動防止措置をしているか。

仕切り板のある保管庫に薬品を収納しているか。

薬品容器の転倒・落下防止措置はしているか。

所要の火災防止措置はしているか。

危険薬品を適切に保管しているか。

その他

③ 図書室の書架等の点検

書架を固定しているか。

書架と書架を連結するなど転倒防止措置をしているか。

可動式書架にストッパーがあるか。

(2) 避難経路の点検

非常階段の点検

校舎棟からの非常出入口の点検

職員室・特別教室からの出入口確保

避難場所への経路の確保

(3) 落下危険物の点検

外壁の点検

ガラスの点検

屋根の点検

屋上や庇上の水槽の点検

アンテナ・避雷針の点検

空気調整屋外機器等の点検

(4) 防災施設の点検

出火防止 ガス器具の耐震緊急遮断機の有無
 石油ストーブの耐震安全装置設置の有無
 ボイラーの耐震安全装置設置の有無
 消防設備の定期点検等により改善指摘のあった事項で、
 未改善部分の有無

危険物点検

薬品の保管方法の安全性点検
灯油・ガソリン類の適切な保管
ガスボンベの保管方法・転倒防止策の実施

(5) 倒壊危険物の点検

門・柵・塀等の点検
擁壁の点検
屋外電気設備の点検
自転車置き場の点検

(6) 防災備品の点検

ハンドマイク・ホイッスル・懐中電灯・電池式ランタンの点検
パール・ジャッキの点検
携帯ラジオ・携帯テレビ・乾電池・携帯電話・衛星電話・トランシーバーの点検
マスターキー・手袋・防寒着・雨具・スリッパ・ロープ・ヘルメットの点検

第2節 防災教育・訓練・研修の充実

1 防災教育の充実

(1) 防災教育の目的

ア 防災リテラシーの育成

防災教育は、自然災害の発生メカニズム、地域の自然環境や過去の災害、防災体制の仕組みなどをよく理解し、災害時における危機を認識して、日常的な備えを行うとともに、的確な判断のもとに、自らの安全を確保するための行動を迅速に取れる能力を育成することをねらいとする。

イ 自助力・共助力の育成

児童生徒が、災害や防災についての基礎的・基本的な事項を理解することに加えて、①安全に関して自らの的確に対応できる判断力や行動力(自助力)を身に付けること。②災害時に他の人々と助け合いながら困難な状況に立ち向かうとともに、自ら進んで災害ボランティアとして活動できるような態度や能力(共助力)を育成することをねらいとする。

ウ 人間としての生き方・いのちの大切さを考える力の育成

地域における大震災の歴史や他地域における災害の体験に学び、①いのちの尊さ、思いやりの心など人間としての生き方を考えること、②被災者の思いを共感する心を育てることなど、人間の生きることの意味、自分のいのちを守ることや、人間としての優しさについて考え学ばせることも、防災教育のねらいとする。

(2) 防災教育の内容の充実

ア 副読本等を活用し、防災に対する理解を深めるとともに、各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間と防災教育との関連を図りながら、地震発生仕組みや災害の危険性、危機回避のための行動の仕方など、児童生徒の発達段階に応じた防災教育を推進する。

イ これまでの防災教育に加え、指導内容の断片性などの改善を図り、各教科での知識と訓練などを結びつけ、防災に関する知識、技能、態度を育てるための学習を総合化するなかで、多様なカリキュラムを検討のうえ実施する。

ウ 危機に直面したときに児童生徒が自ら状況を判断し、自身の生命を守るために行動できる力(自助力)や被災後、地域など集団のなかで互いに助け合って災害を乗り越えていく力(共助力)を育てる教育を、総合的な学習の時間等を活用し積極的に推進する。

学習の手法として、**プロジェクト学習**を活用することも効果的と

考える。

エ 通学路の地図や校内の図面、家庭周辺の地図等をもとに、児童生徒自らが災害発生時にどのような危険が迫ってくるか予測し、その危機を回避するための方法をチームで考え、チームの行動目標を決め実践していく**危機予知トレーニング(KYT)**や**問題解決型の災害図上訓練(DIG)**などを学習にとりいれていく工夫をすることも大切である。

オ 通学路など地域で児童生徒が安全に避難するために、子どもたち自身が地域や専門機関の協力のもとにハザードマップづくりを行うことも有効である。

また、学習の具体的な成果物(ゴール)として、「防災パンフレット」作成などの取組が考えられる。

※プロジェクト学習

「**ビジョン(願い)**」(例：私たちの〇〇を災害に強い〇〇にしたい)や「**ミッション(意思)**」(例：〇〇で生活するすべての人びとのために、災害に強い〇〇にしたい)を学習者自身に明確に掴ませ、このテーマをもとに、個別テーマを設定し、個別テーマごとに希望者を募ってプロジェクトチーム(班)を編成し、学習のための戦略をたて、情報を集め、ゴール(達成目標)に到達する学習手法である。

※危機予知トレーニング(KYT)

企業・工事現場・病院等の労務災害をゼロにするために広く行われているトレーニングの手法である。授業中の地震の発生、登下校時・給食時・遊び・遠足の場面などのシートを作成し、シートに描かれた場面の中の危険に気づき、その危険を回避するための方法をチームで考え、最後にチームの行動目標を決め、実践していくトレーニングである。

※災害図上訓練(DIG)

図上演習の一種で、校区の地図、透明シート、ボールペン、セロテープなどを用意し、地図の上に透明シートをかぶせ、その上から、ボールペンなどを用いて、防災の視点から、公園、緑地、消防水利など地域の基本情報を確認し記入する。その後、その地図をもとに救出救助、初期消火などテーマを設定して話し合い、災害に対する地域の弱点、地域で必要な防災対策など話し合い、成果を発表する学習手法である。

(3)防災教育を進めるうえでの留意点

ア 年間指導計画の作成

各教科、道徳、特別活動等、教育活動全体における防災教育の内容の体系化を図り、年間指導計画を作成する。

イ 指導体制づくり

学校における防災教育を組織的・計画的に進めるために校内組織として学校防災委員会を設置し校務分掌として位置づけることなどにより、その所管業務として、防災教育の推進計画の策定、指導計画の作成などを行っていくことが望ましい。

ウ 視聴覚教材、情報ネットワークの活用

既存の文献・資料に加えて、インターネットを活用することは極めて効果的である。内閣府、気象庁等の防災関係や、大学・研究機関、地震防災センター、大阪府や河南町など自治体が開設しているホームページにアクセスすると、防災教育の教材として活用できるタイムリーで豊富な資料・情報が得られる。

エ ボランティア活動の推進

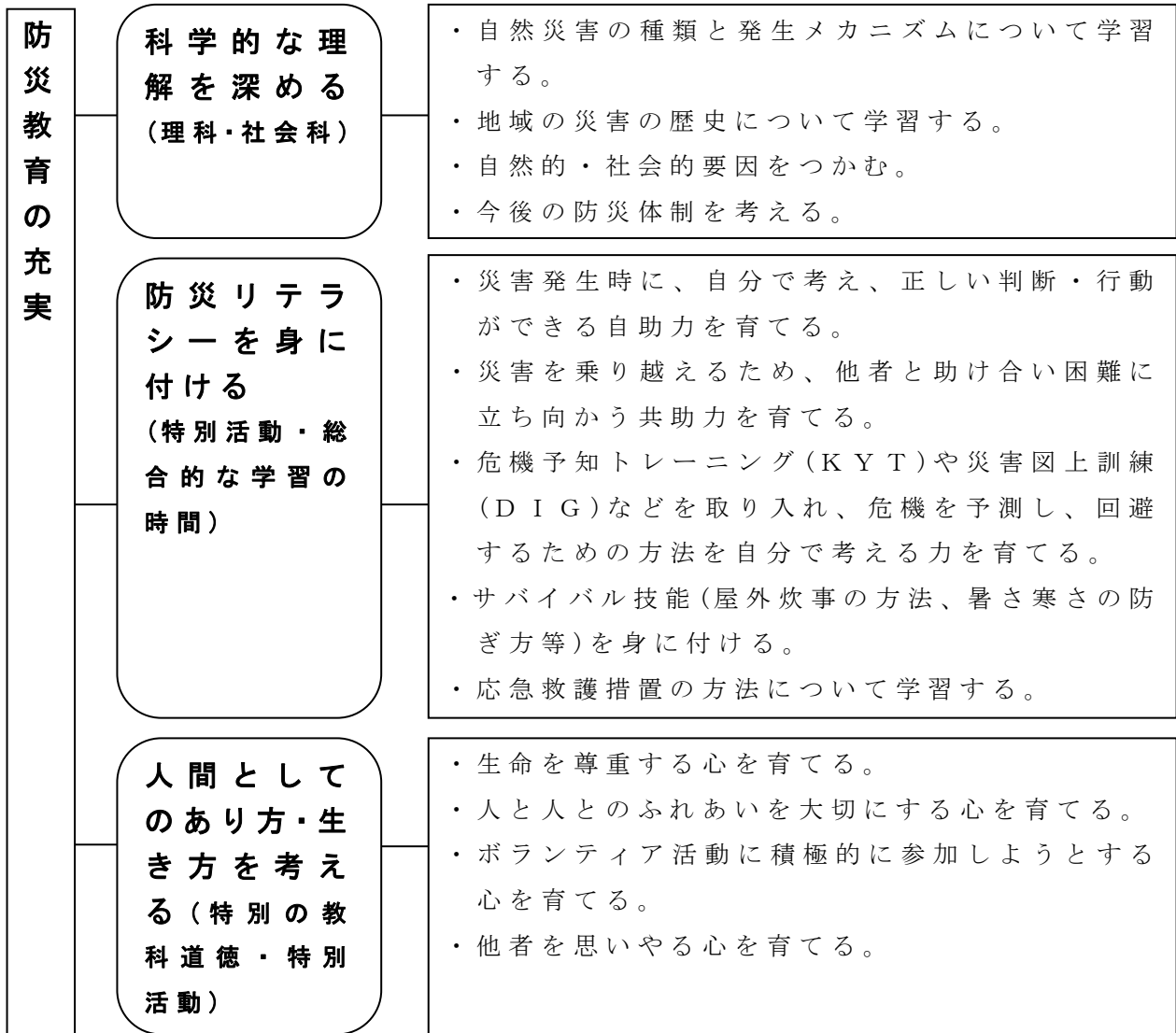
児童生徒が体験を通して他人を思いやるというボランティアの基本となる心や地域社会活動等に進んで参加する態度を育てることができるよう、日頃から地域の特色を生かした活動を展開するなど、ボランティア活動の機会を設けるようにする。

また、児童生徒の発達段階に応じて、可能な範囲で、災害復旧活動等に進んで協力する態度の育成に努めることも大切である。

オ 防災教育改善のための評価

防災教育は、児童生徒の生命や身体の安全に直接関わるものであり、その目標を達成するための効果的な学習を展開することが大切である。このため、防災教育においても、評価を次の計画にフィードバックする「計画⇒実践⇒評価」のサイクルを着実に実行する。

指導計画、指導方法、指導成果などの観点を明確にして評価を行い、それらを総合的に捉え、指導の改善や学習意欲の向上につなげる。



2 防災訓練の充実

(1) 防災訓練の目的

ア 防災教育の指導内容の実践的な理解を深める

防災訓練は、児童生徒が災害発生時に、安全に避難することができる態度や能力を育成することをねらいとし、防災教育の指導内容について、体験を通して実践的に理解を深めるために実施するものである。

イ 児童生徒の危機回避能力の向上

防災にかかわる指導は、その場の状況に応じて的確な危機回避の行動がとれるような態度を児童生徒に身に付けさせ、日常生活で実践されることが重要である。

ウ 教職員の防災対応能力の向上

教職員は、防災訓練を通して、的確に状況を把握し、沈着冷静かつ機敏な態度でその場の状況に応じた臨機応変な行動をとれる防災対応能力を向上させることが必要である。

エ 地域の防災力との連携を深める

防災訓練は、地域の防災訓練と合同で行うなど地域との連携・協力を通して、教職員が避難所開設・運営に対する協力の仕方など災害時の対応のあり方を身に付けるためにも有効である。

(2) 防災訓練の充実

ア 防災訓練は、年間を通して教育課程の中に位置づけ、児童生徒が体験的に理解できるよう計画的に実施する。

イ 実施にあたっては、様々な災害を想定し、どのような災害に遭遇した場合でも安全に避難できる態度や能力を身に付けられるよう、実際的な訓練を行う。

ウ 地震は突発的に発生するため予測が困難であり、訓練の際には、さまざまな場面における危機回避や避難の方法について理解させ、状況に応じて安全に行動できる能力を培う必要がある。

エ 地域との合同訓練の実施についても、学校の年間行事日程等と早期に調整のうえ、できるかぎり実施することが望ましい。

オ 震災のときに守られる側から助ける側に回るという発想から、児童生徒の発達段階に応じて、中学生では、町防災訓練に学校として参加し、消防署員や消防団の指導のもとに、初期消火訓練や救急技術の習得、炊き出しなど災害復旧活動の体験など安全面に配慮しつつ、可能な範囲で取り組むことは、生徒の防災意識、社会貢献意識、自己有用感を高める効果もあり、防災訓練のひとつとして有効な手法と考えられる。また、小学校では、可能なかぎり、自主防災組織

などと連携を行いながら訓練を行うことが望ましい。

(3) 防災訓練にあたっての留意点

- ア 時期や回数は、学校や地域の実情に応じて、他の安全指導との関連などを考慮して設定する。
- イ 事前にその意義を児童生徒に充分理解させ、「自らの身は自ら守り、安全に行動できる」ことを基本にして指導する。
- ウ 教職員は、明確な指示をするとともに、頭部や体を保護させるなど、危機を回避する訓練を重点的に行う必要がある。
- エ 訓練は、多様な状況や方法を想定し、適宜選択して実施する。
[例] 災害発生時間帯の設定の工夫(授業時、休憩時、放課後、登下校時など)
- オ 屋内消火栓、救助袋、消火器、担架など防災用具を積極的に活用して緊迫感、臨場感をもたせる。
- カ 教職員一人ひとりが役割分担や協力体制について理解を深め、的確な行動ができるようにする。
- キ 実施後は、教職員の指示方法、安全点検、児童生徒の避難行動などについて、必ず評価を行い、次の訓練に反省点や改善点を反映させるなど、防災対策に具体的に生かす。

(4) 地域・家庭・関係機関・町との連携

ア 地域・家庭との連携

- ・ 地域との合同訓練についても、できるかぎり実施することが望ましい。
- ・ 校長・教頭のみならず、防災安全担当者、連絡調整者などが、町防災訓練に参加し、町の防災関係者と交流を深めることが望ましい。
- ・ 学校は、日頃から防災訓練の方針や計画について、保護者やPTA、地域などに連絡し、理解を求めていく必要がある。
特に、校庭開放団体やスクールバス乗務員についても、災害時の対応訓練を行う必要がある。
- ・ 児童生徒の引渡し訓練などを通して、災害時の学校の対応や保護者の連絡先、連絡方法などを話し合うなど保護者との連携を密にしておく必要がある。

イ 消防署・警察署等との連携

- ・ 学校は、消防署、警察署等に対して、災害がおこった場合に連絡すべき事項や協力を要請する事項などについて、あらかじめ定めておく必要がある。

- ・防災訓練の際、実地の指導や講評等について、関係機関の協力を得る。

ウ 町との連携

- ・町の防災担当部署と連絡を密にし、町防災計画等について、教職員が十分に理解するとともに、町の防災訓練への積極的な参加、協力など、町と連携した取り組みを進めることが重要である。
- ・避難所の運営支援等についても、定期的に町と学校が情報を交換する場を設定することも重要である。

3 教職員の防災に関する研修の充実

(1) 防災教育の指導力、防災対応能力、救護措置能力の向上

ア 教職員が、発災時に児童生徒の安全を確保し、被害を最小限に食い止めるためには、その場の状況に応じた適格な判断力と機敏な行動力、臨機応変な対応力が求められる。また、教職員全員が協力して、迅速かつ適切な行動がとれるようにすることが必要です。

イ そこで、教職員の防災訓練や防災教育に関する指導力を高めるとともに、災害発生時における防災対応能力、応急救護措置能力を高めるために、教職員の防災に関する研修の充実が必要である。

(2) 校内研修の実施

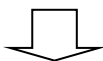
ア 校長は、校内研修計画に防災に関する研修テーマを位置づけて実施する。

イ 研修テーマとしては、①学校の防災組織、②災害時における教職員の役割、③実践的な防災訓練の実施、④効果的な防災教育の充実、⑤子どもが自ら考え行動できる力を育てる防災教育カリキュラムの実践、⑥初期消火活動、⑦避難所開設運営支援訓練、⑧ボランティア活動への参加、自主防災組織との連携などが考えられる。

(3) 応急救護施設の技能を習得する研修

災害時における児童生徒等の安全を確保するとともに、多数の児童生徒が負傷した場合に、養護教諭のみならず他の教職員も適切に応急救護に一定の対応ができるよう、応急救護処置の技能などを習得できる研修を実施し、災害発生時の対応能力を向上させる。

大震災の歴史に学び、生きる力を育む



学校における防災教育・訓練・研修の推進

学校防災体制の整備・充実

推進の視点	実践取組例
学校防災計画の策定	災害時の教職員の役割の明確化
学校防災委員会の設置または既存組織の活用	校務分掌への学校防災委員会の位置付
自主防災組織との連携	自主防災組織の行う防災訓練への教職員の参加

防災教育の推進

推進の視点	実践取組例
防災教育・防災訓練の充実	年間指導計画の策定 新たな教材開発・実践 地域との合同防災訓練実施
防災リテラシーの育成	危機予知トレーニング(KYT)、 災害図上訓練(DIG)などの導入
ボランティア教育の推進	ボランティア教育の充実
人間教育としての防災教育の推進	阪神淡路大震災など災害と関係した人々の行動から人間としての生き方を考える。

教職員の防災対応力、心のケア対応力向上

推進の視点	実践取組例
教職員の防災対応力の向上	実践的防災訓練、教職員による災害図上訓練の実施
専門スタッフによる心のケアの支援体制の充実	専門カウンセラー等と学校との連携強化 養護教諭のスキルアップ
個々の教職員の心のケア対応力の向上	教職員の心のケア研修充実

第2章 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

第1節 南海トラフ地震に関する情報の概要

1 「南海トラフ地震に関する情報」について

(1) 「南海トラフ地震に関する情報」とは

南海トラフ地震（駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレートとユーラシアプレートの境界を震源とする大規模な地震）を対象として、異常な現象を観測した場合や、地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっていると評価した場合などに「南海トラフ地震に関連する情報」が気象庁より発表される。

また、気象庁では「南海トラフ地震に関連する情報」を「南海トラフ地震臨時情報」と「南海トラフ地震関連解説情報」として発表することとしている。

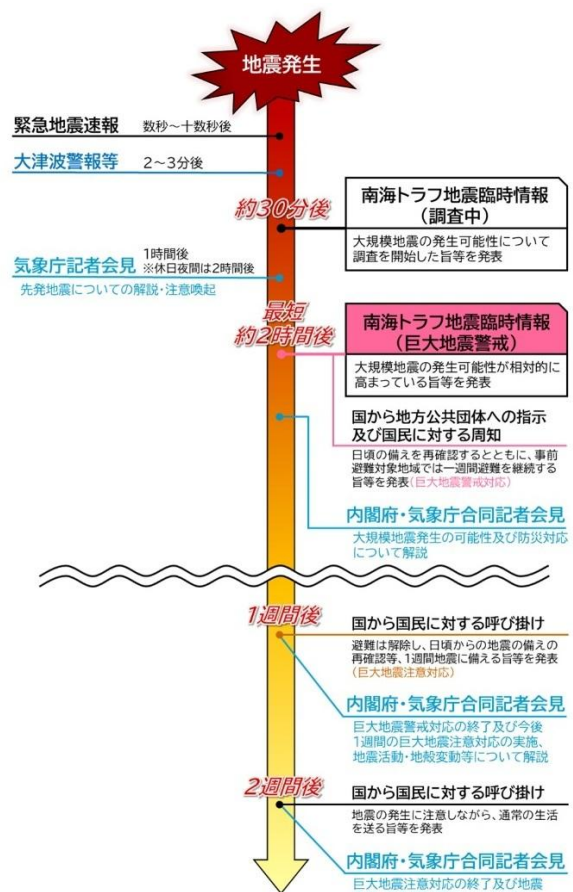
【参考】

巨大地震注意対応における

情報の流れのイメージ

(Mw7.0以上の地震の場合)

出展：南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン
(内閣府（防災担当）令和7年8月改訂)



(2) 「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件

「南海トラフ地震に関連する情報」は、以下の2種類の情報名で発

表される。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合。 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合。 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）。 <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります。</p>

(3) 気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報

気象庁は、南海トラフ地震の想定震源域及びその周辺で速報的な評価で算出されたマグニチュード6.8程度以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した際は、南海トラフ地震との関連性について調査を開始する旨を「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」として発表する。

その後、有識者からなる「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、発生した現象について評価を行う。当該評価結果が、以下の3つのケースのいずれかに該当する現象と判断された場合には、気象庁から次の情報が発表される。

異常な現象に対する評価	発表される情報
半割れケース	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）
一部割れケース	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）
ゆっくりすべりケース	
いずれにも該当しない場合	南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

参考：南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン（内閣府（防災担当）令和7年8月改訂）

第2節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

1 臨時情報に対応した配備体制（本町の対応）

(1) 町内で地震等が発生している場合

地震が発生している場合は、配備基準に基づく体制をとり、災害対応にあたる。

(2) 町内で地震等が発生していない場合

気象庁が発表する情報に応じて、次表に定める体制のとおり、必要な人員が配備される。

気象庁が発表する情報	配備体制
南海トラフ地震臨時情報（調査中）	町災害警戒本部
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	町災害警戒本部
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	町災害警戒本部
南海トラフ地震臨時情報（調査終了）	通常体制

2 基本的対応について(概要)

「南海トラフ地震に関連する情報」が発表された場合の学校の対応について、次のように定める。学校においては、必要に応じ、登下校対応マニュアルや災害発生時対応マニュアル等の修正を行うこととする。

〈学校の対応について〉

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された場合

条件	教育委員会の対応	学校の対応
南海トラフ地震臨時情報（調査中）	【連絡体制強化】 ・国や府からの情報を各学校に提供	<ul style="list-style-type: none"> ・通常通り。 ・情報の収集。 ・避難所開設に向けて施設の点検等の準備。 ・教職員の動員なし。
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	【警戒体制】 ・国や府からの情報を各学校に提供	<ul style="list-style-type: none"> ・教育活動を中止。 ・学校災害対策本部を設置。 ・登校前の場合は登校せず自宅待機。 ・登校後の場合は速やかに教育活動を中止。児童生徒を保護者へ引き渡し。 ・翌日以降は自宅待機とし、学校からの連絡があれば登校。 ・発表から1週間後、国からの発表等に応じて、「巨大地震注意」の対応へ移行。

<p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）</p>	<p>【警戒体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国や府からの情報を各学校に提供 ・状況によっては、教育委員会が「全町一斉休校」を判断し、各学校へ通知 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の教育活動を実施（ただし、原則として課外活動は中止）。 ・発表から1・2週間後、国からの発表等に応じて、臨時情報発表前（平常時）の教育活動へ移行。 ※保護者の判断で登校を控える場合は、欠席等の扱いにはしない。 ・「全町一斉休校」の指示があった場合は休校。指示がない場合でも、情報の切迫度、地域等の危険度により、各学校で登下校の見合わせ等の判断。 ・避難所開設について町から連絡があった場合は、校長・教頭が動員。状況に応じて体制の拡大縮小を検討。
----------------------------	---	---

※上記の他、学校においてとるべきその他の措置

区 分	主 な 措 置
<p>ア 来校者等への安全確保措置</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難通路の確保、非常口の開錠と開放 2 避難器具（救助袋、梯子、緩降機等）の点検 3 必要に応じて退避の指示 4 施設の立入禁止区域の設定及び周知 5 退避の際の誘導責任者は、階段等避難設備を利用して安全な場所に誘導 6 退避誘導後、校内残留者を把握
<p>イ 通信・放送設備の点検</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災行政無線等通信手段の点検・確認 2 放送設備、携帯ハンドマイク等の点検・確認
<p>ウ 機械設備、電気設備の点検または使用停止措置</p>	<p>状況に応じて使用停止とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 エレベーター設備 2 冷・暖房設備 3 その他必要以外の電気・機械設備
<p>エ 設備、備品等の転倒及び落下防止等確認</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 窓ガラス等の飛散及び落下防止確認 2 ロッカー、書庫、書棚等の転倒防止確認 3 物品等の落下防止確認
<p>オ 出火防止措置</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 火器使用の制限、やむを得ず使用する場合、火気使用機器及び場所を確認し、地震が発生した場合、直ちに消火できる措置を講じる。 2 ガス器具及び火気使用場所の点検・確認

	<ul style="list-style-type: none"> 3 使用していないガスの元栓の閉止 4 消火用水の確認
カ 危険物の安全等確保	<ul style="list-style-type: none"> 1 流出、発火、爆発のおそれのある危険物等の安全確認 2 貯蔵または使用中の危険物の保管場所、転倒防止、漏洩防止確認 3 緊急遮断装置など安全装置類の確認
キ 緊急貯水	<ul style="list-style-type: none"> 1 受水槽への緊急貯水 2 飲料水の貯水
ク 消防用設備等の点検・確認	防火戸、火災報知設備、消火設備、消火器、スプリンクラー等の点検・確認
ケ 非常電源の点検・確認	自家発電設備、可搬式発電機、電池等の点検・確認
コ その他	<ul style="list-style-type: none"> 1 施設、設備固有の特性、機能について必要な点検 2 緊急車両、救援物資輸送車両等の駐車場の確認 3 応急活動体制の準備、資器材等の確認

(2) 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合
通常通りとする。

(3) 教育委員会事務局への報告

「南海トラフ地震臨時情報」を受けて、学校が臨時休校措置等の対応を行った段階で、南海トラフ地震臨時情報への対応状況報告書（様式1）を作成して、教育委員会事務局に報告する。

様式 1 号

南海トラフ地震臨時情報への対応状況報告書

学校名		記入者名			
年 月 日 午前・午後 時 分現在					
臨時情報の種別		調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意・調査終了			
対策本部設置状況		設置済・未設置			
児童生徒の状況 ※その他は、欠席等で学校の管理下でない児童等の数	学年	在籍	保護	下校	その他
	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
計					
保護した児童生徒等の状況(具体的理由等)					
学校と地域・住民等との状況(避難者対応等)					

第 3 章 大規模地震が発生した場合の学校の初期対応

第 1 節 大規模地震が発生した場合の初期対応

1 学校災害対策本部の設置

震度 5 弱以上の地震が発生した場合、地震の発生時間が、教職員・児童生徒の在校中の場合と夜間や休日等で不在の場合とでは、初期対応が異なるが、学校は早期に**学校災害対策本部を設置**し、初期対応を行うこととする。

そのため、あらかじめ震災時における教職員の動員体制を全員が明確に把握するとともに、組織的な対応が図れるように準備しておく。

なお、校長は、「**南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）**」が発表された場合にも、**学校災害対策本部を設置**し、あらかじめ定めた班編成に基づき職員を配備につけ、地震防災応急活動を命ずることとなる。その際、教職員の参集状況に応じて、あらかじめ定めた班編成を基本としつつ、弾力的な人員配置を行う。

- (1) 校長は、児童生徒の安全確保を図るため、災害時における学校災害対策本部の組織を定め、校長を本部長とし、全職員の役割分担を決める。
- (2) 班の編成・名称等については、各学校の人員体制等実情に応じて編成する。
また、班は、災害の発生状況や事態の推移によって、その必要性が異なることから、弾力的に編成する。
- (3) 班の編成については、核となる担当者を定め、後は臨機応変に対応できるシステムにすることが望ましい。
また、職員の出張等で不在の場合、夜間・休日等で参集した教職員が少ない場合、担当係の任務が一部修了した際などに、弾力的対応がとれるように計画する。
- (4) 住民対応・避難所支援班は、避難者が来ることも想定して準備しておく。
- (5) 教育再開については、災害発生直後からではなく、被害の規模・程度にもよるが、発災後 3 日程度経過した後に準備を始めることが想定されるが、特に班を編成するのではなく、学校本来の業務であるため、教育再開の準備活動として行うこととする。
- (6) 日頃から災害時の役割を教職員に周知徹底する。

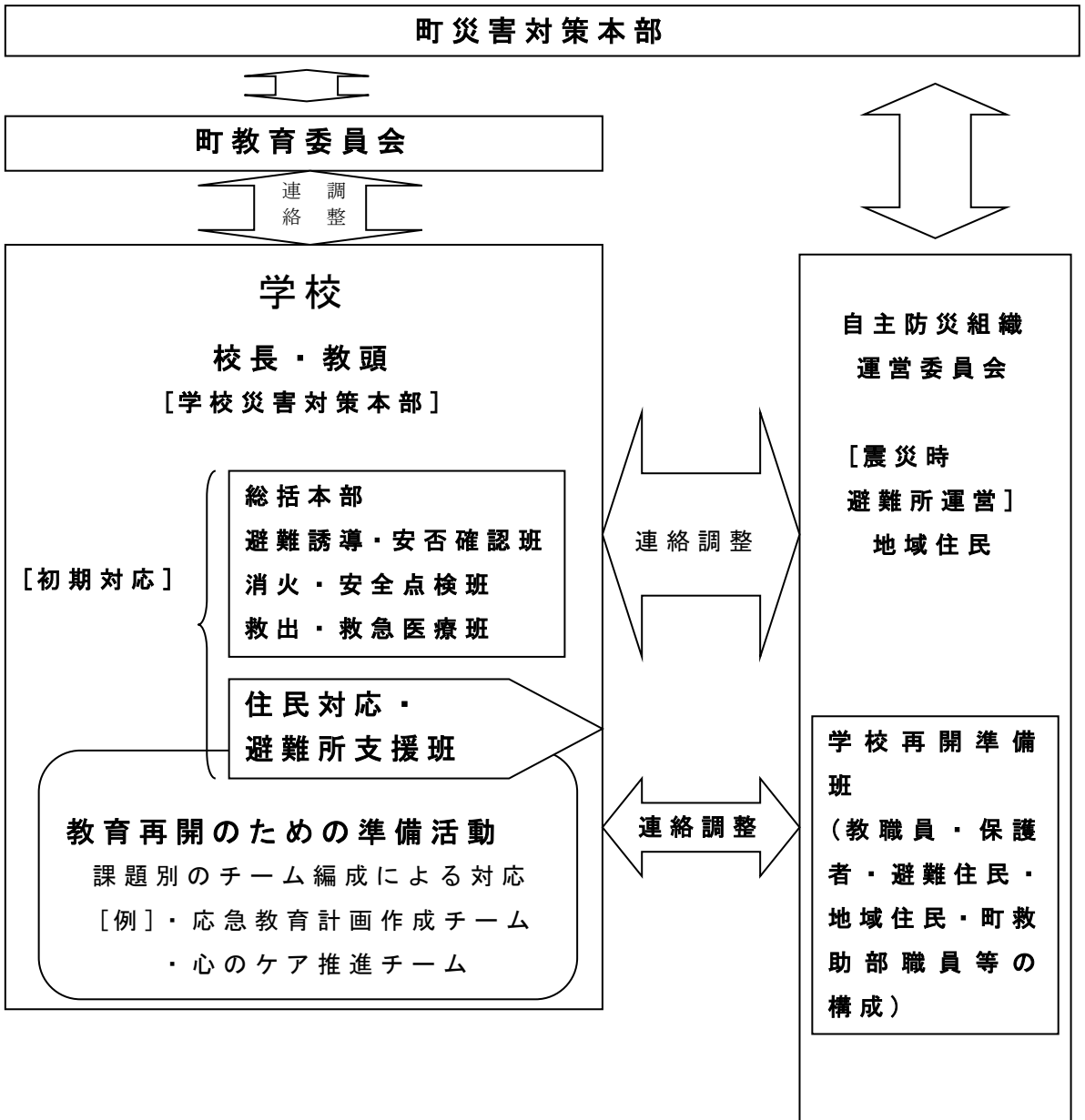
総括本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校長・教頭及び各班長を中心に教職員で構成 ・ 各班との連携のもと、校内の被災状況等の把握を行うとともに、町災害対策本部、町教育委員会等との連絡にあたる。 ・ 被害の状況等に応じて、応急対策の決定など児童生徒、教職員の安全確保や避難所運営支援などの業務に関し、各班との連絡調整を行う。 ・ 非常持出し書類等を搬出
避難誘導 ・ 安否確認班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地震の揺れがおさまった直後、直ちに活動を開始し、児童生徒の安全確保、児童生徒や教職員の安否確認、負傷者の有無及びその規模の推定を行うとともに、避難の必要性を判断し、避難誘導を行う。 ・ クラス全員の安否を確認し、総括本部に報告する。 ・ 安全確認した児童生徒は、安全連絡カード等により、チェックする。 ・ 就業時以外の時間帯に被災した場合は、教育活動、授業の再開に向けて、児童生徒や教職員の家族の被災状況及びその安否を早急に確認する。 ・ この班は、発災後速やかに行動を開始する必要があるが、特に、救出・救急医療班との密接な連携のもとに行動する必要がある。 ・ 児童生徒の保護者への引き渡しを安全、確実に実施する。 ・ 引き渡す相手が児童生徒の保護者またはその代理であることの確認と、どの教員が立ち会ったのかの記録が必要である。
消火・安全点検班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 火災が発生した場合は、初期消火活動を行う。 ・ 校内の被害状況を点検し、安全を確認するとともに、避難場所及び避難経路を確保する。 ・ 二次災害等の危険を防止するために必要な措置を講じる。
救出・救急医療班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 養護教諭及び救命・救急経験者等を中心に組織する。 ・ 建物被害又は備品等の転倒等に巻き込まれた者の救出救命にあたる。 ・ 避難誘導・安否確認班と密接な連携をとり、負傷した児童生徒、教職員や近隣から校内に運び込まれた負傷者の保護に努める。
住民対応 ・ 避難所支援班	<p>時点・状況の変化により適宜編成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校が避難所となった場合、学校が避難所として円滑に運営されるよう、必要な支援を行う。

2 学校と運営委員会、町教育委員会、町災害対策本部との関係


学校は、災害時には、運営委員会、町教育委員会及び町災害対策本部と連携・協働して、災害対応にあたる。また、主な連絡調整の項目内容は次の通り。

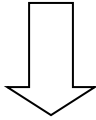
- ①児童生徒、教職員の安否確認
- ②学校施設の被害状況の把握と応急復旧対策
- ③応急教育施設の対策
- ④教材、学用品等の調達
- ⑤学校給食
- ⑥応急教育計画
- ⑦心のケア
- ⑧その他学校教育の再開に関する事
- ⑨避難所の開設・運営支援に関する事
- ⑩避難所の安全性確保

など、学校教育に関する全般的事項及び災害緊急対応・避難所対応に関する連絡調整を行う。



3 大規模地震発生直後における学校災害対策本部の動き

段階		班	各班の事務分掌と主な動き等
<p>地震発生</p>  <p>保護者への引渡し</p>		<p>総括本部</p> <p>避難誘導・安否確認班</p> <p>消火・安全点検班</p> <p>救出・救急医療班</p>	<p>各班の事務分掌と主な動き等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策の総括指揮 ○ 各班との連絡調整 ○ 非常持出し品の搬出 ○ 町災害対策本部、町教育委員会等との連絡調整 学校の敷地図、ラジオ、ハンドマイク、緊急活動の日誌、トランシーバー、携帯電話 ○ 児童生徒の安全確保、避難誘導、人員確認 ○ 児童生徒、教職員の安否確認 ○ 行方不明者の搜索 ○ 保護者への児童生徒の引渡し ○ 保護者の迎えが無い児童生徒の保護 ・ 揺れがおさまった直後に、指定された避難経路等を使って避難させる。 ・ 行方不明の児童生徒、教職員を総括本部に報告 ・ 児童生徒の引渡し場所を指定 ・ 保護者や後見人が到着すると身元確認、引渡し、クラスの出席簿、児童生徒引渡しカード 集合場所のクラス配置図 ○ 初期消火活動 ○ 校舎施設設備の安全点検、危険物除去 ○ 被害状況の把握 ・ 施設等の構造的被害の程度を調査し、連絡する。 消火器、ヘルメット、手袋、道具セット、公共施設や建物、敷地損害調査リスト ○ 負傷者の救出 ○ 負傷者の応急手当、病院への搬送 ・ 職員2人1組のチームで、特定の区域の負傷者の救出、救命 ・ 各教室、体育館、トイレ等のチェック ・ 医療費援助が必要か判断 ヘルメット、丈夫な靴、のこぎり、革手袋、バール防塵マスク、トランシーバー、担架、毛布

		住民対応 ・避難所 支援班	<ul style="list-style-type: none"> ○避難住民の誘導 ○避難所開設の支援 ○避難住民のうちの負傷者の応急手当
引渡し後  3日目	学校 学校	住民対応 ・避難所 支援班 教育再開 のための 準備活動	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所運営の支援 ○避難住民のうちの負傷者の応急手当 ○学校施設設備の安全点検 ○児童生徒の安否確認、名簿作成 ○問い合わせ、外来者との対応
4日目 以降	学校	教育再開 のための 準備活動	<ul style="list-style-type: none"> ○学校施設設備の再点検、整備、補修必要個所の集約 ○学習の場の確保(学校間、他機関等との連携) ○児童生徒の安否及び避難先の確認、名簿作成 ○学用品、教材、教具の不足品のリストアップ 救援依頼、配分等 ○通学路の安全確認 ○保護者説明会の開催 ○応急教育計画の作成 ○児童生徒の転出入事務
7日目 まで	町救助部 等	学校再開 準備班	<ul style="list-style-type: none"> ○避難住民や地域住民への学校情報の伝達 ○学校再開について避難住民や地域住民との協議、説明 ○学校再開にあたっての避難所スペースの調整

4 町教育委員会への報告

学校は、地震発生時には、町教育委員会にあらかじめ定めた方法により、被害状況等に応じて、適時、適切に被害状況等を報告すること。

- (1) 第1次報告 様式2号「地震発生時における被害状況等の報告」
地震発生後早期に報告
- (2) 第2次報告 様式3号「大震災による被害状況詳細報告」
大震災後4～7日程度経過後が目安
- (3) 第3次報告 様式4号「学校教育活動再開見通し報告」
状況把握でき次第

様式2号

地震発生時における被害状況等の報告

報告日 年 月 日
午前・午後 時 分現在

学校名	学校		
在籍児童・ 生徒数	名	欠席児童・ 生徒数	名
在籍教職員数	名	参集教職員数	名

被害の有無 あり・なし (被害ありの場合は、下記の欄に記入する)								
被害 状況		教職員	児童生徒	施設 被害 状況		校舎	体育館	校庭
	死亡者数				小破			
	重傷者数				中破			
	軽傷者数				大破			

(施設被害状況に○を表示)

※大破とは、避難所として使用不能の場合をいう。

様式 3 号

大震災による被害状況詳細報告

学校名
年 月 日 午前・午後 時 分現在

児童生徒・教職員の被災状況

	在籍数	被害なし	死者	行方不明	重傷	軽傷	負傷程度不明
児童生徒							
教職員							

特記事項(死亡者名等)

児童生徒の保護者への引渡し状況

保護者に引渡しが行っている児童生徒	名
学校で保護している児童生徒	名
その他	名

臨時休業の決定

未・済	期間	年 月 日()～ 年 月 日()
-----	----	--------------------

建物の大きな被害状況(建物名、被害箇所、被害程度(全壊、半壊、一部破損等))

建物名	被害状況(簡潔に)

ライフラインの被害状況

電気	使用 可・不可	被害状況()
ガス	使用 可・不可	被害状況()
水道	使用 可・不可	被害状況()
電話	使用 可・不可	被害状況()
防災無線	使用 可・不可	被害状況()

プールの被害状況

プールの水漏れ	有・無	避難者数
トイレの使用の可否		世帯数 世帯
すべて使用可能		人数 名
一部使用可能(カ所)		
使用不可能		

連絡事項(被害の概要・火災の有無)

--

第2節 大規模地震が発生した場合の対応行動[対応マニュアル]の作成

1 地震発生時の対応について（概説）

原則として、下記のとおり対応するものとする。

対象となる震度	震度5弱以上
登校前に発生	臨時休校
下校後に発生	次の日は臨時休校
登下校中 又は在校中に 発生	（登校中）安全な場所で一時避難。登校中の場合は、学校または自宅のいずれか安全な場所に移動。
	（在校中）安全な場所で一時避難。安全確認の上帰宅。または、学校で保護者に引き渡し。
休みの日に 発生	次の日は臨時休校
	次の日の翌日が登校日の場合、学校から連絡がなければ登校とする
	学校が被害を受け、安全に使用できないと学校長が判断した場合は休校とする。

2 地震発生時の対応について（詳説）

原則として、下記のとおり対応するものとする。

（1）授業中

安全確保

教職員

- 落下物・転倒物・ガラスの飛散から身を守るよう指示する。



適格な指示「頭部を保護」「机の下にもぐる」「机の脚を持つ」など

- 使用している火気の消化、出口の確保に努める。

[大きなゆれがおさまったら]・ストーブ、コンロ、ガス等の火を消す。

・電源を切り、ガスの元栓を閉める。

児童生徒

- 机の下にもぐり、落下物等から身を守る。
- 慌てて外に飛び出さない。窓や壁際から離れる。
- 廊下や階段で地震を感じたら、できるだけ中央に伏せ、ガラス等から身を守る。
- 体育館では、できるだけ中央に避難する。但し、天井等の状況による。

- グラウンドにいるときは、落下物を避けるため、速やかに校舎等から離れ、グラウンド中央に避難する。

[大きなゆれがおさまったら]・教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。

避難誘導

教職員

- 児童生徒の状況を速やかに掌握するとともに、名簿、引渡しカード、ホイッスル等を携帯し、児童生徒を安全な場所に誘導する。その際、便所、保健室、特別教室等の普通教室以外の場所にいる児童生徒の所在に十分留意する。
- 火災場所及びその上層階の生徒の避難を優先する。
- 隣接クラスが連携して避難し、集団の前後には教職員を配置する。
- 落下物に注意し、座布団等で頭部を保護するよう指示する。
- 児童生徒の不安の緩和に努める。
- 避難の際に援助を要する者への対応には十分配慮する。



適格な指示「おさない」「はしらない」「しゃべらない」「もどらない」

- 校内にいる人員を把握する。
- 負傷者の有無を確認する。
- 二次災害の危険が予想される場合、直ちに安全な避難場所に移動する。

児童生徒

- 座布団等で頭を守り、荷物を持たずに上履きのまま行動する。
- 避難の途中で教室等に戻ったり、集団の隊列から離れたりしない。
- ガラスの破片で怪我をしないように注意する。
- 教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。

災害対策本部設置

教職員

- 役割分担に従って行動を開始する。
- 住民対応・避難所支援班を設置し、避難住民への対応を開始する。

火元確認・設備点検

教職員

- 出火を確認したら、直ちに、初期消火に当たり、延焼を最小限に止める。
- 理科室の薬品類は発火等の危険が大きいため、特に注意する。
- 校舎や校庭等で危険と思われる場所に、立入禁止の張り紙やロー

プを張るなど、二次災害を防ぐ。

救出活動・応急救護

教職員・児童生徒

- 養護教諭を中心に**救出・救急医療班**を編成し、応急救護にあたる。
- 避難誘導・安否確認班、消火・安全点検班と連携して、行方不明者の捜索、救出活動にあたる。
- 消防団、自主防災組織や運営委員会の救出・救護班など地域住民の協力も得て、建物の倒壊等により生き埋めになった児童生徒・教職員等の救出救助活動を行う。

情報収集・伝達

教職員

- 町災害対策本部、自主防災組織や運営委員会と密接に連携をとり、地域や通学路の状況(出火、倒壊、亀裂、出水等)の確認に努める。

状況に応じた児童生徒の下校・引渡し

教職員

- 保護者と連絡を取り、状況に応じて児童生徒の引渡しを開始する。
- 保護者と連絡が取れない場合は、学校で預かる。
- 下校する場合は、集団で行動するよう指示する。必要に応じて、教職員が引率する。

児童生徒

- 帰宅後は、学校の指示、地域の取り決め等に従って行動する。

授業中の対応

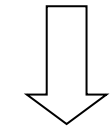
地震発生

[その場で]

安全確保

[揺れがおさまる]

避難誘導



校庭等へ避難

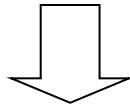
安全確認

被害状況把握

火災・土砂崩れ・ガス爆発等で校庭が危険なとき



校長・教頭等



学校災害対策本部設置

総括本部

校長は校長室で指揮
全校避難指示

- ・校内放送
- ・停電時はハンドマイク等で伝達

救出・救急医療班

- ・負傷者等の救出
- ・応急手当

消火・安全点検班

- ・初期消火
- ・できるだけ多くの職員で応援
- ・理科室の薬品からの発火に注意
- ・施設被害状況調査
- ・安全確認、危険個所の立入禁止措置

教職員



- 的確な指示
「机の下にもぐれ」
「机の脚を持って」
「頭を守れ」
- 安心するよう声かけ
「大丈夫、あわてるな」

避難誘導・安否確認班

- ・避難経路・避難場所の安全確認
- ・校庭等の安全な場所へ避難
- ・的確な指示
- ・座布団等で頭部保護
- ・「おはしも」の約束
おさない
はしらない
しゃべらない
もどらない
- ・隣接学級が連携避難
- ・配慮を要する児童生徒への対応
- ・トイレ、特別教室等に児童生徒が残っていないか確認



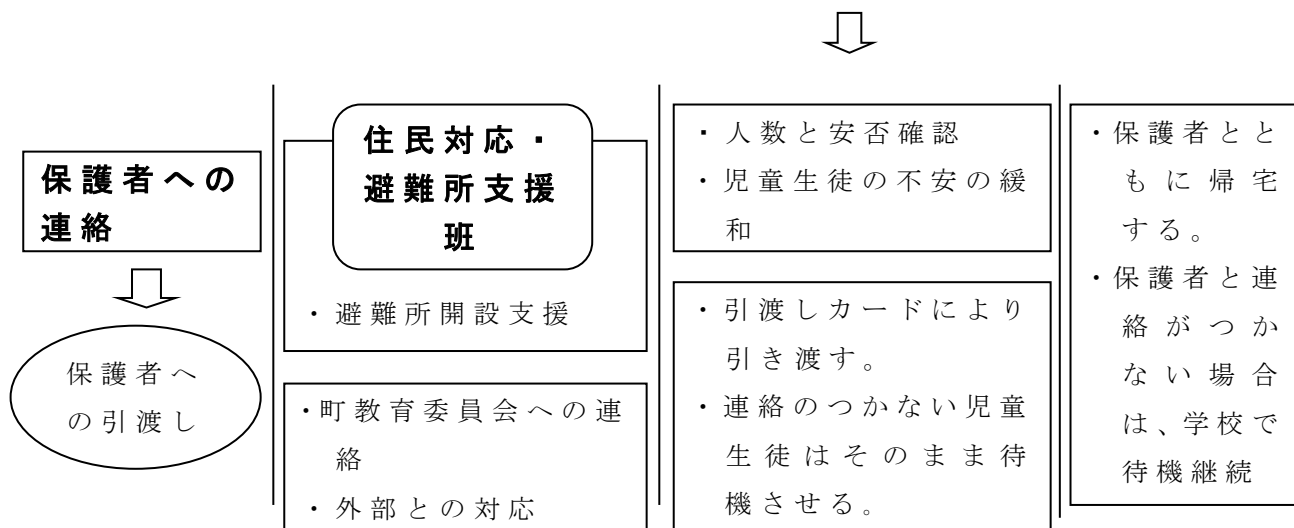
- ・人数と安否確認
- ・行方不明者の捜索・救出
- ・周囲の状況把握

児童生徒

- ・机の下にもぐり、机の脚をしっかり持つ。
- ・頭部を保護し、姿勢を低くする。
- ・危険性のあるものから離れる。

- ・校庭等の安全な場所へ避難
- ・頭部を保護しながら避難
- ・「おはしも」を守る

- ・負傷者がいる場合は助け合う。



**(2) 放課後・登下校時・通学路上で
安全確保
教職員**

○ 校内にいる児童生徒に、落下物・転倒物・ガラスの飛散から身を守るよう指示する。

⇒ **[大きな揺れがおさまったら]**

- ・ ストーブ、コンロ、ガス等の火を消す。
- ・ 電源を切り、ガスの元栓を閉める。

児童生徒

[学校内にいるとき]

- 窓ガラスなど落下物等から身を守る。
- あわてて校舎外に飛び出さない。窓や壁際から離れる。
- 廊下や階段で地震を感じたら、できるだけ中央に伏せ、ガラス等から身を守る。
- 体育館では、できるだけ中央に避難する。ただし、天井等の状況による。
- グランドにいるときは、落下物を避けるため、速やかに校舎等から離れ、グラウンド中央に避難する。

[通学路上]

- 看板、家屋の外壁、高いビルの窓ガラスなど落下物等から身を守る。
- 最寄りの避難場所、あらかじめ定めてある避難場所、近くの公園、空き地など安全な場所へ、直ちに避難する。
- 登下校途中で地震が発生した場合は、学校か自宅か近いほうに避難する。

- スクールバスに乗っている時は、運転手等の指示に従う。
- 地震発生時に危険な場所に近づかない。



- 古い建物や建設中の建物、ブロック塀、石塀、自動販売機、地割れした道路、狭い道路、倒れた電柱、垂れ下った電線、火災現場に近づかない。
- 崖下、川岸、橋の上、ガス漏れ箇所等からは、速やかに遠ざかる。

- 家庭や学校と連絡をとって状況を報告するとともに、その指示に従う。
- 流言等の不確かな情報に惑わされず、落ち着いて行動する。

避難誘導

[学校内にいるとき]

教職員

- 避難誘導・安否確認班**は、児童生徒の状況を速やかに掌握するとともに、名簿、引渡しカード、ホイッスル等を携帯し、児童生徒を安全な場所に誘導する。
その際、便所、保健室、特別教室等の普通教室以外の場所にいる児童生徒の所在に十分留意する。
- 落下物に注意し、かばん、座布団等で頭部を保護するよう指示する。
- 児童生徒の不安の緩和に努める。
- 避難の際に援助を要する者への対応には十分配慮する。
- 校内にいる人員を把握する。
- 負傷者の有無を確認する。

児童生徒

- 座布団等で頭を守り、荷物を持たずに上履きのまま行動する。
- 避難の途中で教室等に戻ったり、みだりに集団から離れたりしない。
- ガラスの破片で怪我をしないように注意する。
- 教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。

災害対策本部設置

教職員

- 役割分担に従って行動を開始する。
- 在校する教職員の人数を把握し、限られた人数の場合には、優先

- 順位を決めて重点的に対応する。校長・教頭が不在するとき、
代行者がリーダーシップを発揮し、教職員が協力して対応する。
- **住民対応・避難所支援班**を設置し、避難住民への対応を開始する。

火元確認・設備点検

教職員

- 出火を確認したら、直ちに、**消火・安全点検班**が中心になって、初期消火に当たり、延焼を最小限に止める。
- 理科室の薬品類は発火等の危険が大きいため、特に注意する。
- 校舎や校庭等で危険と思われる場所に、立入禁止の張り紙やロープを張るなど、二次災害を防ぐ。

救出活動・応急救護

教職員・児童生徒

- **救出・救急医療班**を養護教諭中心に編成し、応急救護にあたるとともに、医療機関と連携を図り、重傷者の搬送等を行う。
- 消防団、自主防災組織や運営委員会の救出救護班など地域住民の協力も得て、建物の倒壊等により生き埋めになった児童生徒、教職員等の救出救助活動を行う。

情報収集・伝達

教職員

- 町災害対策本部、自主防災組織や運営委員会と密接に連携をとり、地域や通学路の状況(家屋の倒壊、火災の発生、道路の亀裂、出水など)の確認に努める。
- 特に、児童生徒の行動範囲が広がっているため、通学路上での被害の有無について情報収集に努め、状況によっては現地調査を行う。

状況に応じた児童生徒の下校・引渡し

教職員

- 保護者と連絡を取り、状況に応じて自動生徒の引渡しを開始する。
- 保護者と連絡が取れない場合は、学校で預かる。
- 下校する場合は、集団で行動するよう指示する。必要に応じて、教職員が引率する。

児童生徒

- 帰宅後は、学校の指示、家族との約束、地域の取り決め等に従って行動する。

放課後・登下校時・通学路で

地震発生

安全確保

校長・
教頭等

教職員

児童生徒

学校災害対策本部の設置

総括本部、避難誘導・安否確認班、
救出・救急医療班、消火・安全点検班、
住民対応・避難所支援班

- ・ブロック塀や自動販売機から離れ、頭部を保護し、安全な場所に身を伏せる。
- ・スクールバスを利用している場合は、乗務員等の指示に従う。

安全確認

- ・児童生徒の所在確認と保護
- ・校内の児童生徒の避難誘導・保護
- ・通学路の児童生徒の安否確認

近くの公園、空き地など安全な場所に避難する。

被害状況把握

- ・校内を確認
- ・通学路を確認
- ・避難場所を確認

学校か自宅か
近いほうに避難する。

学校

自宅

保護者への
連絡

- ・町災害対策本部及び町教育委員会への連絡
- ・外部との対応

- ・施設の被害状況調査
- ・安全確認、危険個所の立入禁止措置

校庭等の安全な場所に避難する

帰宅した場合は、できるだけ早く、学校へ連絡する。

保護者への
引渡し

- ・引渡しカードにより引き渡す
- ・連絡のつかない児童生徒はそのまま待機させる

- ・保護者とともに帰宅する
- ・保護者と連絡がつかない場合は学校で待機継続

(3) 校外学習・遠足・修学旅行等の時

安全確保・避難誘導

教職員

- 看板、家屋の外壁からの落下物・転倒物・高層ビルの窓ガラスの飛散から身を守るよう指示する。
- 古い建物や建設中の建物、ブロック塀、石塀、自動販売機、地割れした道路、倒れた電柱、垂れ下った電線には近付かない。
- 海岸や海辺周辺、川岸、橋の上にいる場合には、津波のおそれがあるため、高台など安全な場所へ迅速に避難する。津波の高さは数十メートルの高さとなって襲ってくることもあるので、十分注意する。
- 山間部にいる場合は、山崩れやがけ崩れ、落石がおこる可能性があるため、迅速に安全な場所に避難する。
- 最寄りの避難場所など安全な場所に避難誘導し、児童生徒の状況を確認する。
- 電車やバス等に乗車中の場合や施設内では、係員の指示に従って、行動する。
- 負傷者の有無を確認する。
- 児童生徒の不安の緩和に努める。
- 避難の際に援助を要する者への対応には十分配慮する。

児童生徒

- 落下物から身を守るなど、安全確保を図る。
- 教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。
- 流言等の不確かな情報に惑わされず、落ち着いて行動する。

救出活動・応急救護

教職員・児童生徒

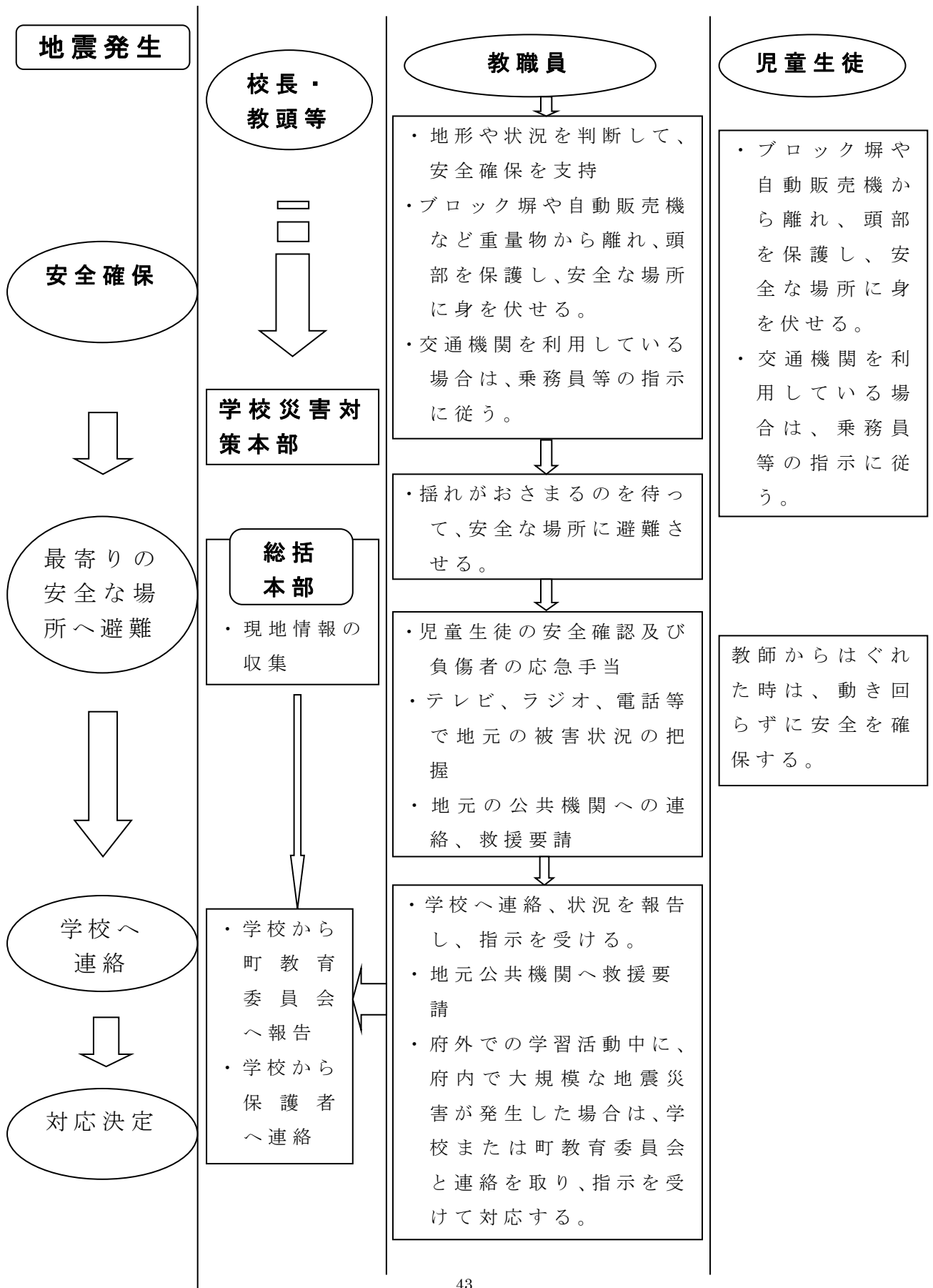
- 負傷者が発生した場合には、応急救護にあたるとともに、必要に応じて地元の消防署に通報し、医療機関への搬送を行う。
- 建物の倒壊等により児童生徒、教職員が生き埋めになった場合には、地元の消防団や自主防災組織等に救出依頼する。

災害対策本部、情報収集・伝達

教職員

- 現地の教職員は、携帯電話等で学校に連絡し、状況を報告する。
- 状況によっては、現地の行政機関や消防機関等に状況を伝える。
- 学校は、携帯電話等により現地における被害状況の把握に努める。
- 状況によっては、現地に救助や応援のための職員を派遣する。
- 保護者に、できる限り詳しい現地の情報を伝える。

校外学習・遠足・修学旅行等の時



(4) 休日・夜間など勤務時間外

災害対策本部設置

教職員

- 教職員は、町域で震度5弱以上の地震が発生した場合において、勤務校に参集し、校内に災害対策本部を設置する。
- 連絡調整者(各学校2名指名)は、いち早く学校にかけつけ、校長教頭が到着するまでの間、町教育委員会や町災害対策本部、運営委員会との連絡調整など、地震発生直後の初動対応を行う。
- 運営委員会による校内放送設備の使用や防災無線などによる情報伝達活動を支援する。
- 放送室や体育館の放送室の鍵を開錠し、運営委員会による校内放送設備の使用や防災無線による町災害対策本部との情報伝達活動を支援する。
- 運営委員会の要請に基づき、ハンドマイク、可動式無線マイク、スピーカー設備の貸与など緊急対応を行う。
- 避難者は校庭または体育館へ誘導する。
- 校長室、職員室、会議室、保健室、配膳室等については、それぞれ特別な用途に使用するため、避難者の生活スペースとしては使用させない。
- 校長・教頭が学校に到着した場合には、連絡調整者は、ただちに発災後に対応した措置等について、校長・教頭に報告する。
- 児童生徒、教職員の安否確認に努める。
- 施設の被害状況の把握に努めるとともに、危険個所の立入禁止措置を行う。
- 学校と運営委員会が協議し、事前に予定している高齢者や乳幼児をかかえる家庭及び妊婦等に配慮した要援護者の男女別スペース、女性専用スペースについて住民避難スペースとしての利用に供する。
- 清掃用具は学校の備品等を貸与する。ガラスなどを処理できるゴミ袋を準備しておく。(ガラス清掃に適した用具)
- 外部のトイレのみでは対応が困難な場合、校舎のトイレが使用可能な場合には、避難者が利用できるトイレを指定して、運営委員会を通じて、避難者に周知させる。
- 救出・救急医療班が編成された場合には、避難住民の負傷者の応急手当てを行う。

休日・夜間など勤務時間外

地震発生

校長・
教頭等

教職員

児童生徒
地域住民

町域で、震度5弱以上の地震が
発生したとき
全教職員は、勤務校に参集する。

学校へ
参集

校長・教
頭等参集

連絡調整者
学校にいち早く到着し、運営委員会と避難所開設等について協議調整する。

- 校門の鍵保管者等による校門開錠
- 運営委員会参集

- 非常用放送設備利用
- 避難所開設支援

避難所開設

学校災害対策本部の設置

参集した教職員により役割分担を行い行動開始

被害状況把握

児童生徒・
教職員の
安否確認

被害状況報告

- ・町災害対策本部、町教育委員会への連絡
- ・外部との対応

休業とするなど
保護者への連絡

住民対応・
避難所支援
班の設置

- 校内の安全確認
- 施設の被害状況の調査
- 危険個所の立入禁止措置
- 避難所の確認

- 通学区域の被害状況確認
- 児童生徒及び家族の安否確認
- 教職員の安否確認

地域住民
避難

児童生徒・保護者
できるだけ早く状況を学校に連絡する。

(5)地震発生時の教職員の安全指導例

授業中[普通教室にいる時]	
発生時の第一行動	<ul style="list-style-type: none"> ○騒がないこと。 ○あわてて教室外に飛び出さないこと。 ○先生の指示を静かに最後まで聞くこと。 ○窓や窓際から離れること。 ○机等の下にもぐること。 ○座布団等で頭部を守ること ○火気は、すぐ消火できる場合は素早く処理し、できない場合は揺れが小さくなってから消火すること。
避難行動	<ul style="list-style-type: none"> ○放送等の指示により避難を開始すること。 ○静かに迅速に整列すること。 ○4つの約束を守り、素早く行動すること。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0; text-align: center;"> <p>「お・は・し・も」の約束</p> </div> <p style="text-align: center;">おさない・はしらない・しゃべらない・もどらない</p> <p>※災害によっては、早足で避難しなければならない場合があるので、適切な判断と指示が重要となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○決められた場所に整列して集合すること。 ○落ち着いて待機すること。
教職員の指示と行動	<ul style="list-style-type: none"> ○どのような行動をするのか大声で明確に指示する。また、心の安定を図るため、今より大きな地震は起こらないことを知らせる。 ○机が揺れによって移動することがあっても、机の下にもぐらせ、座布団などで頭を守らせる。 <p>[指示例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「大丈夫、あわてるな」 ・「外に出るな」 ・「机の脚を両手でしっかりつかめ」 ・「頭を下げてじっとしている」 ・「揺れがおさまるまで頭をだすな」 ・「大丈夫だ。心配するな。落ちつけ」 ・「静かにして、落ちつけ」 ・「机の下にもぐれ」 ・「座布団をかぶれ」 <ul style="list-style-type: none"> ○窓際やテレビ、ロッカーなどから離れさせる。頭部を反対方向に向かせる。 ○揺れがおさまったら、教室の窓やカーテン、出入り口を開け、出口を確保する。 ○ストーブ等の火気使用中の場合は、児童生徒をストーブから離れさせ、消火する。 ○児童生徒等が反射的に外に飛び出すことの無いようにしっかり掌握する。

授業中〔特別教室にいる時〕	
教職員の指示と行動	<ul style="list-style-type: none"> ○特別教室においても普通教室と基本的には同じであるが、臨機応変な行動がとれるよう、とっさの判断と指示が必要になる。 ○机の形、大きさ、数が普通教室と違うが、敏速に身の安全確保ができるように指示する。 ○実験や実習で火気を使用している場合、直ちに消火し、火災の発生や火傷を防止するとともに安全に処理させる。 ○実験や実習で、機械、道具や器具を使用中の場合は、直ちに中止させ、安全に処理させる。 ○児童生徒が自分勝手な行動をとらないよう行動の把握に努める。

授業中〔体育館・校庭にいる時〕	
発生の第一行動	<ul style="list-style-type: none"> ○騒いだり、奇声をあげたりしないこと。 ○屋内にいるときは、窓や壁際から、屋外にいる時は建物や施設からすばやく離れ、中央部に集合し、身を低くすること。 ○教職員の指示を静かに最後まで聞くこと。 ○揺れがおさまるまで、自分勝手な行動をしないこと。
避難行動	<ul style="list-style-type: none"> ○騒いだり、走りまわったり、押しあつたりしないで、すばやく行動すること。 ○教職員が近くにはいない場合は、校内放送の指示や教職員がくるまで、落ち着いてその場所で待機すること。
教職員の指示と行動	<ul style="list-style-type: none"> ○大声で、指示の徹底を図る。 ○窓や壁際、建物等から速やかに離れ、中央部に集合させ、揺れがおさまるまで身を低くさせる。 ○プールで水泳中の時は、直ちに水中からあげ、すばやく避難させる。 ○人員の掌握に努め、負傷者の有無や応急手当の必要性を確認する。

校外学習、屋外活動、遠足、修学旅行等の時	
教職員 の 指 示 と 行 動	<ul style="list-style-type: none"> ○建物外側の壁の落下、ブロック塀や石垣の倒壊、道路の地割れを注意し、広い場所に移動し、児童生徒に対しては、「安全で心配ない」ことを告げ、心の動揺を抑える。 ○海岸にいる場合は、津波の恐れがあるため、高台など安全な場所に迅速に避難する。 ○山間部にいる場合は、山崩れやがけ崩れが起こる可能性があるため、迅速に安全な場所に避難する。 ○許可を得て、最寄りの学校や公共施設に避難する。 ○人員の正確な把握に努め、安全な場所に避難した場合には、状況等をすばやく学校に連絡する。また、コースを変更する場合や通行止めによる渋滞等の場合など継続して学校に状況を連絡する。 ○あらかじめ作成した非常の場合の行動計画に基づいた担当分担により、スムーズに落ちついた対応ができるようにする。 ○携帯電話や携帯ラジオ等で正確な情報の収集に努め、その後の行動について、手際よく判断し、指示する。 また、自治体の無線を借用したり、警察等の支援を積極的に受ける。

休憩時間中や放課後の部活動の時	
教職員 の 指 示 と 行 動	<ul style="list-style-type: none"> ○発災時の第一行動は、廊下や階段にいるときは、その場で身をかがめ、落下物や倒壊物に注意しながら、放送や教職員による伝令等の指示を待つ。 ○教職員の指示は、校舎内外全体にゆきわたり、かつ、的確な指示が出せるように停電等を配慮した指示の方法と、避難経路や避難場所、人員把握の方法を確認しておく。 ○災害の状況を踏まえつつ、避難のための集団を編成し、校庭等の避難場所へ避難する。 ○休憩時間等の児童生徒の状況は、個人もしくは小グループで校舎内外に散っている状況が多いことを想定し、個人的な行動様式や主体的な判断による行動もできるようにする。

登校・下校時の行動

- 登校途中で地震が発生した場合は、近くの公園、空き地など安全な場所に避難する。揺れがおさまったら、通学路の安全を確保し、学校か自宅か近いほうに避難する。
特に問題が無ければ、通学路をそのまま登校し、教職員の指示に従う。
- 下校途中で地震が発生した場合は、近くの公園、空き地など安全な場所に避難する。揺れがおさまったら、通学路の安全を確保し、学校か自宅か近いほうに避難する。
特に問題が無ければ、通学路をそのまま安全に注意しながら下校する。
- スクールバスを利用している児童生徒は、乗務員等の指示に従い、決して自分勝手な行動をしない。

地震発生時の安全な行動

- 建物外壁や窓ガラスの落下、建物の倒壊、看板等の落下物がある場合は、カバンなどを頭にのせ、すばやくその場所から離れる。
- ブロック塀や石垣など倒壊の危険のある場所からすばやく離れる。
- 海岸にいる場合は、津波のおそれがあるため、高台など安全な場所に迅速に避難する。
- 山間部にいる場合は、山崩れやがけ崩れが起こる可能性があるため、迅速に安全な場所に避難する。
- 崖下、川岸、河川敷などは、地割れ、液状化現象が起きやすいので、すぐに離れる。
- バス、電車等に乗車している場合は、運転手、車掌、駅員などの指示に従う。
- 建物が立て込んでいる狭い道路を通っている時は、できるだけ速く広い場所に避難する。
- 古い建物など危険と思われる場所には近づかない。
- 倒れた電柱、たれさがった電線には近づかない。
- 橋の上は危険なので、すぐ離れる。

第 3 節 児童生徒の引渡し

1 児童生徒の保護者への引渡し

- (1) 震災時における学校の対応など防災に関する計画を保護者に周知するとともに、児童生徒の引渡しを円滑に行うため、緊急時の連絡カードを兼ねた引渡しカードをあらかじめ作成し、その活用方策について具体的に協議しておくこと。
- (2) 非常時において、児童生徒の引渡しに関して保護者への情報伝達が確実にできるような連絡手段を整えておくこと。

(1) 児童生徒引渡し・緊急時連絡カード例

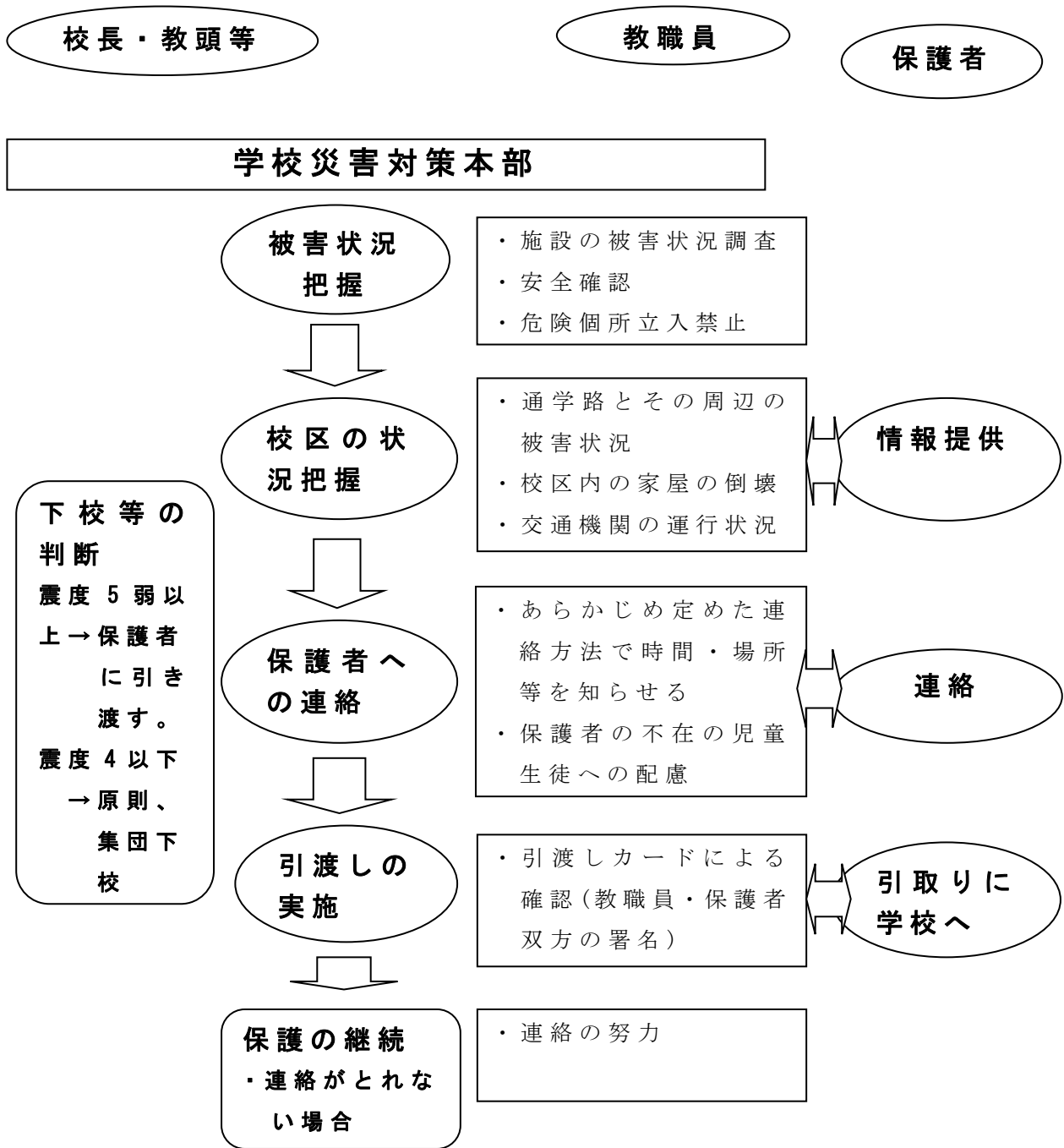
児童生徒氏名		性別		学年 学級	年 組
兄弟姉妹氏名		性別		学年 学級	年 組
兄弟姉妹氏名		性別		学年 学級	年 組
住所					
保護者名		関係		電話	
緊急時連絡先	電話				
引取者 住所		関係		電話	
引取者 住所		関係		電話	
引渡し日時	月 日 時 分			教職員名	

※面識のない方に引き渡す場合は、本内容で本人確認すること。

※あらかじめ保護者以外の引取者を定めること。

※本カードは児童一人につき 1 枚作成する。

(2) 引渡しマニュアル例



[留意点]

- ・ 引渡し教職員、引取った保護者が共にカードに確認の署名を行う。
- ・ 保護者の迎えが遅くなっている児童生徒の精神的ケアに努める。

2 帰宅困難な児童生徒の保護体制

(1) 小・中学校における対応

- ア 児童生徒が引取られるまでは、安全な場所に集め、その場から離れないように座らせ、落ち着かせる。必ず、教職員が一人はそばに付添い、児童生徒に安心感を与える。
- イ 状況が落ち着いた段階で、自宅に送り届けるが、自宅に家族が不在の場合は、張り紙をしておき、引取者が来るまで、学校で預かる。電話が回復すれば、勤務先、緊急連絡先に電話する。

(2) 非常用食材等の備蓄

学校周辺の被害が甚大な場合には、児童生徒をそのまま帰宅させることが、非常に危険と判断しなければならない状況もありうる。そのような場合には、学校で一時、多くの児童生徒を保護しなければならないことも想定される。

そのような場合を想定して、あらかじめ学校において、一定の非常用の食料等を自主的に備蓄しておくことも必要である。しかし、災害用備蓄品は、町災害対策本部で備蓄しており、必要に応じ、町災害対策本部に食料や水など必要な物資の調達等について依頼する。

第4節 運営委員会(避難所)の支援

1 教職員による避難所運営支援

- (1) 震災時において、学校等が避難所となった場合には、避難所運営が円滑に行われるよう、教職員は協力する。
- (2) 教職員が、校長の指示に基づき、避難所の管理運営業務に従事した場合は、当該学校の管理業務の一環を担っているものと考えられるので、教職員のサービスの一部として取り扱うことになる。

2 連絡調整者の役割(休日・夜間等における初動体制)

(1) 連絡調整者の基本的役割

- ア 各学校では、教職員の中から学校に早く到達できる順に2名を連絡調整者として指名している。
- イ 連絡調整者は、町域で震度5弱以上の地震が発生した場合において、いち早く所属校に駆け付け、校長・教頭が所属校に到着するまでの間、町教育委員会や町災害対策本部、自主防災組織、運営委員会等との連絡調整など災害発生直後の初動対応を行う。

(2) 避難所である体育館への避難者の誘導支援等

- ア 連絡調整者は、参集した運営委員会と協力して、避難者が校庭や体育館等に避難するよう指示する。
- イ 連絡調整者は、校長室、職員室、会議室、保健室、配膳室等については、それぞれ特別な用途に使用するため、避難者の生活スペースとしては使用させないようにする。
- ウ 連絡調整者は、放送室や体育館の放送室の鍵を開錠し、運営委員会が放送設備を使用できるよう対応する。
- エ 連絡調整者は、運営委員会からの要請に基づき、避難所開設・運営が円滑に行われるようハンドマイク、可動式無線マイク、スピーカー設備等用具の貸与など、緊急対応として必要な措置を講じる。

(3) 校長・教頭への報告

校長・教頭が学校に到着した場合には、連絡調整者は、ただちに、発災後に連絡調整者として対応した措置等について、校長・教頭に報告する。

3 住民対応・避難所支援班の設置

(1) 住民対応・避難所支援班の設置

- ア 大規模震災時において教職員は、児童生徒の安全を確保するとともに、校長を中心として学校教育活動の再開を図ることが第一の目標となる。
- イ 避難所の開設運営は、基本的に運営委員会が行うが、学校(学校災害対策本部)としても住民対応・避難所支援班を設置し、運営委員会による避難所開設運営が円滑に行われるよう支援する。

(2) 住民対応・避難所支援班の役割

ア 避難住民の誘導

- ・住民対応・避難所支援班は、参集した運営委員会と協力して、避難者が体育館に避難するよう誘導する。
- ・住民対応・避難所支援班は、校長室、職員室、会議室、保健室、配膳室等については、それぞれ特別な用途に使用するため、避難者の生活スペースとしては使用しないよう運営委員会に対し、要請する。
- ・住民対応・避難所支援班は、運営委員会からの要請に基づき、避難所開設運営が円滑に行われるよう、ハンドマイク、可動式無線マイク・スピーカー設備など用具の貸与など緊急対応として必要な措置を講じる。

イ 放送設備の使用についての対応

- ・放送室や体育館の放送室の鍵を開錠し、運営委員会が放送設備を使用できるよう対応する。
- ・避難所となる体育館の放送室については、より確実に利用できるよう、あらかじめ、町防災担当部署及び自主防災組織からの要望があれば、体育館の鍵と合わせて町防災担当部署で鍵の保管ができるようにしておく。
- ・体育館の放送設備については、運営委員会に対して使用方法がわかるように、事前にマニュアル等で明記し、放送室に備えておくことが望ましい。

ウ 避難所の整備、割り振り

- ・避難スペース等の調整
学校と運営委員会が協議し、事前に予定している高齢者や乳幼児を抱える家庭及び妊婦等に配慮した要援護者の男女別スペース、女性専用スペースについて住民避難スペースとして利用に供する。また、事態が安定した後には、高齢者が自由に会話できるスペースの確保などの配慮も、運営委員会の要請を受けて検討する。

- ・避難所の清掃支援
清掃用具は学校の備品等を貸与する。ガラスなどを処理できるゴミ袋を準備しておく。(ガラス清掃に適した用具)
- ・トイレの使用確保
外部のトイレのみでは対応が困難な場合、校舎のトイレが使用可能な場合には、避難所が利用できるトイレを指定して、運営委員会を通じて、避難者に周知させる。

エ 負傷者の応急手当

- ・保健室の鍵を開錠し、養護教諭等の指示で避難者の応急手当ができる状態に整える。その際、教育再開時に必要な物品(児童生徒のための備品や書類など)があれば、別途保管する。運営委員会は、保健室において傷の清拭、消毒、ガーゼ・包帯等での応急措置を行う。
- ・運営委員会の行う初期の応急手当に協力する。
- ・学校再開までの間、引き続き、運営委員会の応急救護活動に協力する。

オ その他避難所運営支援

- ・基本的には、アからエの業務が中心となる。しかし、災害発生直後の初期対応の段階では、運営委員会の参集状況等から、学校としても、避難所開設運営の支援を強化する必要が生じる場合もある。
その場合には、校長等がリーダーシップを発揮して、住民対応・避難所支援班の人員体制を強化する。
具体的な対応例としては、避難者の受付や避難者情報の整理など、教職員の特性を生かした人員配置・応援等が考えられる。
- ・各教職員も、震災時に運営委員会がどのような活動を行うのかあらかじめ理解しておく必要がある。
- ・そのために、各教職員も自主防災組織等が実施する防災訓練に参加するなど日ごろからの積み重ねが必要である。
- ・地域住民の活動の充実、運営委員会の応援強化、災害ボランティアの増援などにより、避難所の体制が強化されてきた場合には、発災後4日から1週間程度を一応の目安として、支援体制を見直し、教育再開の準備に重点をおいた人員配置体制に移行していくことが必要である。

4 運営委員会の組織と動き

- 役割 鍵の開錠、避難所の開設・運営等
- 庶務班 避難所運営に関する総合調整
町災害対策本部との連絡調整
ボランティアに関する業務(受付、各班振分けなど)
避難所でのルール策定(ゴミ処理、ペット対策など)
- 情報班 避難所内の情報収集と伝達(掲示板、チラシ、音声など)
避難者の受入(スペース等の振分など)
避難者名簿に関する業務
- 救出救護班 被災者の救出活動
被災者への応急救護に関する活動
周辺地域への巡回、在宅者への訪問援助
- 食料物資班 水の確保(飲料水、生活用水、トイレ用水など)
トイレの確保
食料の調達配布(在宅者への配布など)及び防疫対策
救援物資の確保配布などの管理

第5節 学校施設・設備の安全点検

1 学校施設の安全点検

(1) 被災状況の確認

二次災害の発生を防止し、早急に学校教育活動を再開するため、施設・設備の被災状況を点検し、必要な場合には、早期に専門家等による応急危険度判定を受ける。

危険個所には、ロープを張り、立入禁止の標示をするなどの措置を講じる。

	学 校 の 対 応
安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ○学校施設・設備の安全確認を行うと同時に整理を行う。 ○理科室など特別教室の危険物の安全確認と応急処置を行う。 ○危険個所の確認と立入禁止区域の設定を行う。
ライフラインの点検	<ul style="list-style-type: none"> ○ライフライン(電気・水道等)が使用できるか点検し、必要な措置を行う。 ○ガス会社の点検があるまでガスの元栓を閉めておく。 ○給水タンクの残り水は、断水の際の貴重な飲料水となるので、給水栓を閉じる。 ○プールの水は多くの活用例があり、生活用水としての使用方法も検討する。
復旧方法	<ul style="list-style-type: none"> ○校舎が使用可能かどうか、専門家の調査結果を待つ。 ○施設・設備や備品等の被害状況を記録写真として残しておく。 ○町教育委員会と連絡を取り、被害報告及び復旧対応について協議する。

(2) 危険個所の判定

ア 建物の危険度の判定は、専門家にまかせなければならないが、壁の亀裂や天井からの落下物等による建物への立入禁止の判断や指示は、原則として、校長が行う。

イ 施設整備の普段の状況を把握しておき、震災時にどこがどのような損傷が新たに発生したかをすみやかに発見できるようにしておくことが大切である。

ウ 構造上の問題としては、柱・梁・壁の破壊である。

- ・鉄筋コンクリート 柱・梁 鉄筋が見える、深い亀裂
- 壁 大きく深い亀裂、X字形の亀裂

- ・ 鉄骨造 柱・梁 折れる、ねじ曲がる、接合部が壊れる、膨らむ
壁 破損があっても柱・梁がしっかりしていれば大丈夫
- ・ 木造 柱・梁 傾く、接合部が外れる

第4章 学校教育再開に向けた対応

第1節 教育再開のための準備活動

1 教育再開のための準備活動

学校は、本来業務として、学校再開のための総合的準備活動を行うことになる。

一方、避難所が開設されている学校では、学校の再開に関して、避難住民や地域住民などの理解が必要となるため、**学校再開準備班**を設置し、そのための調整活動を行う。

2 学校における教育再開のための準備活動

- (1) 災害発生直後は、学校としては、避難誘導・安否確認班、救出・救急医療班、消火・安全点検班、そして、住民対応・避難所支援班の活動が中心となるが、被害の規模、程度等により状況は異なるものの、災害発生後3日程度経過した時点からは、学校教育再開に向けた準備活動を始める必要がある。
- (2) 校長は、学校における災害復旧対応状況及び避難所における避難者受け入れ状況や避難所運営状況など事態の全体的な推移を把握し、学校災害対策本部の組織・人員配置体制を見直し、学校の本来業務である教育活動の再開に向けた準備活動のための人員配置を行う。
- (3) 学校は、学校教育再開に向けて必要となる総合的な準備業務を所管する。
- (4) 学校教育再開に向けた準備活動は、住民対応・避難所支援班の活動に支障の無い範囲内で、全教職員によって行う。

3 学校再開準備班の設置

(1) 学校再開準備班設置の趣旨

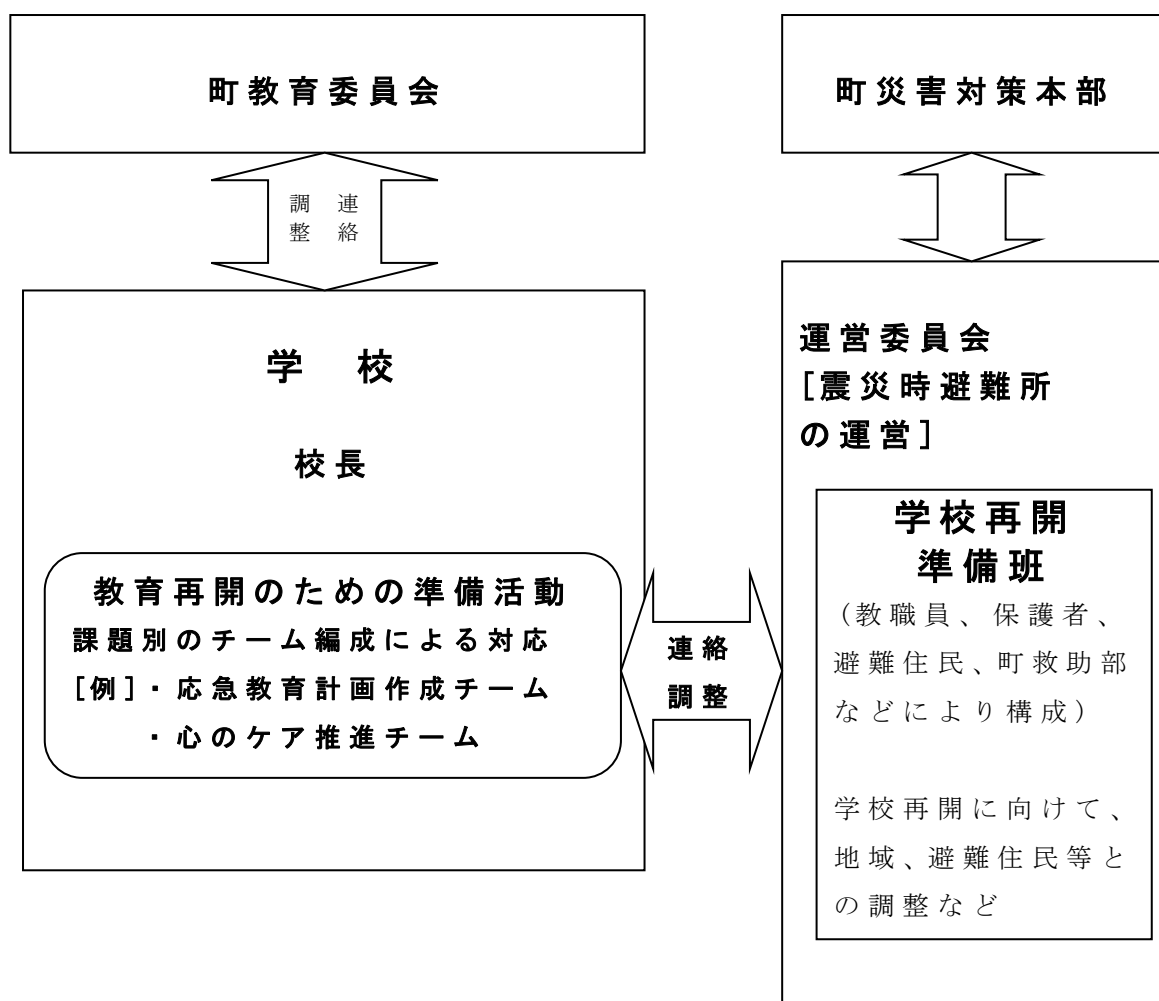
ア 校長は、児童生徒の学習の場の確保等を円滑に進めるため、阪神淡路大震災における神戸市での事例を踏まえ、学校再開準備班を設置し、避難住民や地域住民の理解を得て、学校再開に向けて取り組むことが重要である。

イ 授業再開に関わる業務については、学校教育法・地方教育行政組織法の趣旨から、基本的に町教育委員会・学校、教職員が担っていくことになる。

(2) 学校再開準備班の構成・役割

- ア 構成メンバーは、校長・教頭、教職員代表、運営委員会代表、保護者代表などとなる。
- イ 学校再開準備班は、学校再開にあたって、主に次の事項を中心に避難者や地域住民の十分な理解と協力を得て、準備を進める。
- ・学校再開について、避難者や地域住民との話合いの場の設定
 - ・避難者や地域住民への学校情報の伝達
- 教職員による家庭訪問、仮登校日の設定などについて、事前に趣旨説明を行い、誤解が生じないように、避難者や地域住民の十分な理解と協力を得ること。
- ・避難所として継続して使用するスペースと学校教育活動の再開にあたって利用するスペースとの調整、共同使用区域の設定

(3) 学校と学校再開準備班との関係図



第2節 学校の教育活動再開に向けて

1 被害実態調査(安否確認・被害状況調査)とその対応

(1) 児童生徒の安否確認・被害調査

- ア 児童生徒及びその家族の安否確認を行う。同時に所在・避難先を確認し、一覧表にする。
- イ 児童生徒の住居の被害状況の確認も行う。
- ウ 確認手段としては、電話、携帯電話、Eメール、家庭訪問、避難者名簿、安否確認システム、災害用伝言ダイヤルなど、その時点で可能な方法を駆使して行う。
- エ 安否確認にあたっては、学校再開準備班が設置されている場合には、運営委員会代表や保護者代表などの協力も得る。
- オ 震災後に児童生徒が、自主的に登校することも想定される。このような場合には、その登校した児童生徒から、他の児童生徒の情報を得て、教職員がその情報の確認を行うという方法も考えられる。
- カ 地域等の協力を得て、「〇月〇〇日に〇〇学校で、安否確認を行いますので、〇〇時に登校してください。」という内容の張り紙・ビラを学区内に掲示して児童生徒に呼びかけ、安否確認をすることも考えられる。
- キ 安否確認が取れていない児童生徒の確認を引き続き行う。
- ク うわさ、間接情報などに基づくことなく、確実な確認方法によって行い、誤報を排除する。
- ケ 被災地以外に避難している児童生徒の把握も、今後の教育活動再開に向けて必要になるため行う。

(2) 教職員の安否確認・被害調査

- ア 教職員及びその家族の安否確認を行う。同時に所在・避難先を確認し、一覧表にする。
- イ 教職員の住居の被害状況の確認を行う。

(3) 校舎の被害状況の確認

- ア 学校施設等の被害状況を確認する。できるだけ写真撮影しておく。また、図面に位置等を記入しておくとうい。
- イ ライフラインの被害状況を確認する。
- ウ 被害状況の調査については、運営委員会と連携を図り実施し、その結果についての情報は共有する。
- エ 一度安全点検を実施した場所でも、その後の時間の経過とともに被害が拡大する場合や余震の影響もありうるので注意して調査する。

オ 調査にあたっては、少しでも危険を感じた場合は中止し、立入禁止区域とする。

(4) 校庭の被害状況の確認

校庭の地割れ、液状化現象の発生、水漏れなど被害状況を調査する。

(5) 立入禁止区域の標示

校舎や校庭の危険区域については、立入禁止区域の標示を行う。

(6) 通学路など地域の被害状況確認

学校周辺や通学路等における周辺家屋の倒壊状況やがけ崩れ、橋梁野落下、地割れ、液状化現象、火災の発生、ガス漏れ、有毒ガスの発生など、地域の被害・危険状況、人的被害状況等を確認する。

(7) 町教育委員会への報告

町教育委員会への報告を早期に行う。

ア 大震災による被害状況詳細報告 様式3号

イ 学校教育活動再開見通し報告 様式4号

2 被害実態調査を基に教育委員会・関係機関との協議調整

(1) 関係機関や教育委員会と協議調整

学校教育再開に向けて、校舎等の被害に対する対応など、必要な措置について、関係機関や町教育委員会と協議調整していく。

その主な項目としては、次のような内容となる。

[関係機関等との調整事項]

ア 校舎等被害に対する応急措置

イ 校舎等の危険度判定調査

ウ ライフラインの復旧

エ 仮設トイレの確保

オ 児童生徒の心理面への影響確認と心のケア体制

カ 教室の確保(他施設の借用、仮設教室の建設)

キ 通学路の安全確保

ク 避難移動した児童生徒の就学手続きに関する臨時的措置

ケ 児童生徒の動向把握(避難先等の把握)

コ 教科書、学用品等の確保

サ 救援物資等の受入

シ 避難所運営の支援

様式 4 号

学校教育活動再開見通し報告

学校名							記入者職・指名				
年		月		日		午前・午後		時		分現在	
仮登校日		月		日		午前・午後		時		分	
登校可能な児童生徒の人数											
	小 1	小 2	小 3	小 4	小 5	小 6	中 1	中 2	中 3	計	在籍全児 童生徒数
人数											名
勤務可能教職員の人数											
	校 長	教 頭	教 員	養 護	栄 養	給 食	事 務	技 能	そ の 他	計	在籍全職員 数
人数											名
不足する教科書の状況											
学年		教科			冊数		学年		教科		冊数
不足する学用品状況											
学用品名				数量				備考			
不足する教材・教具の状況											
教材・教具名				数量				被害状況・復旧見込み等			
その他連絡事項(転校希望者数など)											

3 情報分析・再点検等による実態把握

(1) 登校可能な児童生徒の人数の把握

これまでの安否確認や被害状況調査の結果を分析して、登校可能な児童生徒の人数を把握する。

(2) 勤務可能な教職員の把握

(3) 使用可能教室の把握(不足する教室数の把握)

- ア 学校と運営委員会との話し合いにより授業に使える教室を確保する。
- イ 普通教室と使用可能な特別教室の数を調査する。
- ウ 使用可能教室が少なければ、短縮授業・二部授業の検討をする。

(4) 校内の使用範囲、立入禁止区域の設定

(5) 電気・ガス・水道等の復旧状況の確認

(6) 教科書・学用品のない児童生徒の人数の把握

(7) 不足する教材・教具の把握

- ア 学用品が家庭に残っている状況を調査する。
- イ 不足分の手当をする。(町教育委員会に申請、ボランティア物資等)
- ウ 教材教具の申請や借用の手配をする。

(8) 通学路・学区の安全点検の実施

ア安全点検の実施にあたっての留意点

- ・通学路の安全点検の実施に際しては、PTAや自主防災組織と連携を図り、協力を得る。
- ・現地調査にあたっては、明細地図等を携帯し、図に危険情報を記入していく。
- ・点検は、児童生徒の目の高さ及び大人の目の高さの2視点から行う。
- ・特に図上の点検(広告、看板等の落下の可能性)は念入りに行う。
- ・余震の発生等によって、通学路周辺の建物の崩壊や倒壊、ブロック塀や石垣、自動販売機の倒壊で登下校中の児童生徒に危害が及ばないか点検する。
- ・道路の地割れ、がけ崩れの危険性についても、十分に点検する。
- ・停電等で交通信号機が停止している場合に、特に広い道路では、児童生徒の横断が危険になるので、警察官等の配置があるかなど確認をしておく。
- ・防犯の視点から、地域での不審者の出没情報等があれば、十分把握しておき、対応を図る。警察署への連絡、相談等も行う。

イ通学路の変更とのお知らせ

現地調査の結果、従前の通学路を使用することは危険が大きい場合は、保護者等との協議の上、別の経路を決定し、児童・保護者等に周知する。

4 一斉家庭訪問実施による児童生徒の詳細な情報の把握

児童生徒のおかれている状況をより具体的かつ詳細に把握するため、教職員は家庭訪問、避難先への訪問などを行うことが有効である。

(1) 一斉家庭訪問等の実施

- ア 児童生徒や保護者と教職員が直接会って話し合うことによって、子どものけがの有無、心理的な影響、家族の被害の状況、家屋の被害の状況、教科書など学用品の被害の状況など、教育を再開するにあたって配慮すべき事項等について、出来る限り把握に努める。
- イ 学校施設の安全性など学校の様子を伝えるとともに、学校の教育活動再開の見通し、仮登校日の設定に関する情報提供、学校と保護者との連絡方法・連絡先等について確認する。
- ウ 通学路周辺の建物の倒壊の危険性など学校が把握している通学路等の安全についての情報提供を行うとともに、通学路の変更等の可能性についても必要に応じて話し合う。

(2) 一斉家庭訪問等の実施によって把握した情報の整理等

- ア 児童生徒の心理面の状況把握
- イ 登校児童生徒の確認と学級編成
- ウ 避難移動した児童生徒の把握
- エ 児童生徒のより具体的な被害状況確認(教科書、学用品等)
- オ 保護者への連絡方法の確認
- カ 通学路の安全指導
- キ 避難移動した児童生徒の移動先訪問、実情の把握(在籍校への復帰時期等)

5 仮登校の実施

(1) 仮登校日の決定及び保護者への通知

- ア 一斉家庭訪問等の実施によって把握した情報を教職員間で共有し、子どもが登校できる状況かを検討する。また学校の施設の安全を確認して、仮登校日を設定する。
- イ 仮登校日の設定については、学校再開準備班が中心になって、学校再開の見通しについての説明会開催など地域住民、避難住民に十分に情報を周知させ、地域住民、避難住民の理解を基礎として、準備を進める。
- ウ 仮登校日の設定を保護者に通知する方法を検討し、一斉の家庭訪問などで把握した事情等を踏まえて、何らかの方法で再開を知らせる。

電話、携帯電話、Eメール、家庭訪問、自治会等掲示板へのビラ、ポスター掲載、学校ホームページへの記載、テレビ、ラジオでの伝達などその時点で可能な方法を駆使して行う。

(2) 仮登校日の対応等

- ア 仮登校日では、教職員は児童生徒、家庭の全体的な状況を把握するとともに、学校再開に向けての今後のスケジュールなどわかりやすく説明する。
- イ 仮登校することにより、教職員や同級生などと再会できた喜びを感じるとともに、児童生徒が互いの体験を話し合うことなどにより、心の傷を癒すきっかけとなる。
- ウ 教職員は、心のケアの視点から、児童生徒を暖かく包み込み、子どもをつぶやき、悲しい体験などじっくり話を聞く姿勢を積極的に持つことが大切である。

6 教育再開を目指した協議調整

(1) 町教育委員会との調整事項

教育再開に向けた町教育委員会との調整について、主に次のような項目が想定される。

- ア 校舎施設・設備の復旧、仮設教室建設
- イ 授業形態の工夫(二部授業等)
- ウ 不足教職員についての応援体制・配置
- エ 教職員が不足する場合の授業等の対応
- オ 教科書等の確保
- カ 学校給食の再開
- キ 学費の援助、教育事務の取り扱い
- ク 授業再開の日程協議
- ケ 児童生徒の心のケア対策の支援体制
- コ 学習の場の提供
- サ 欠授業時数の補充と授業の工夫、児童生徒の学力補充

(2) 学校として対応すべき事項

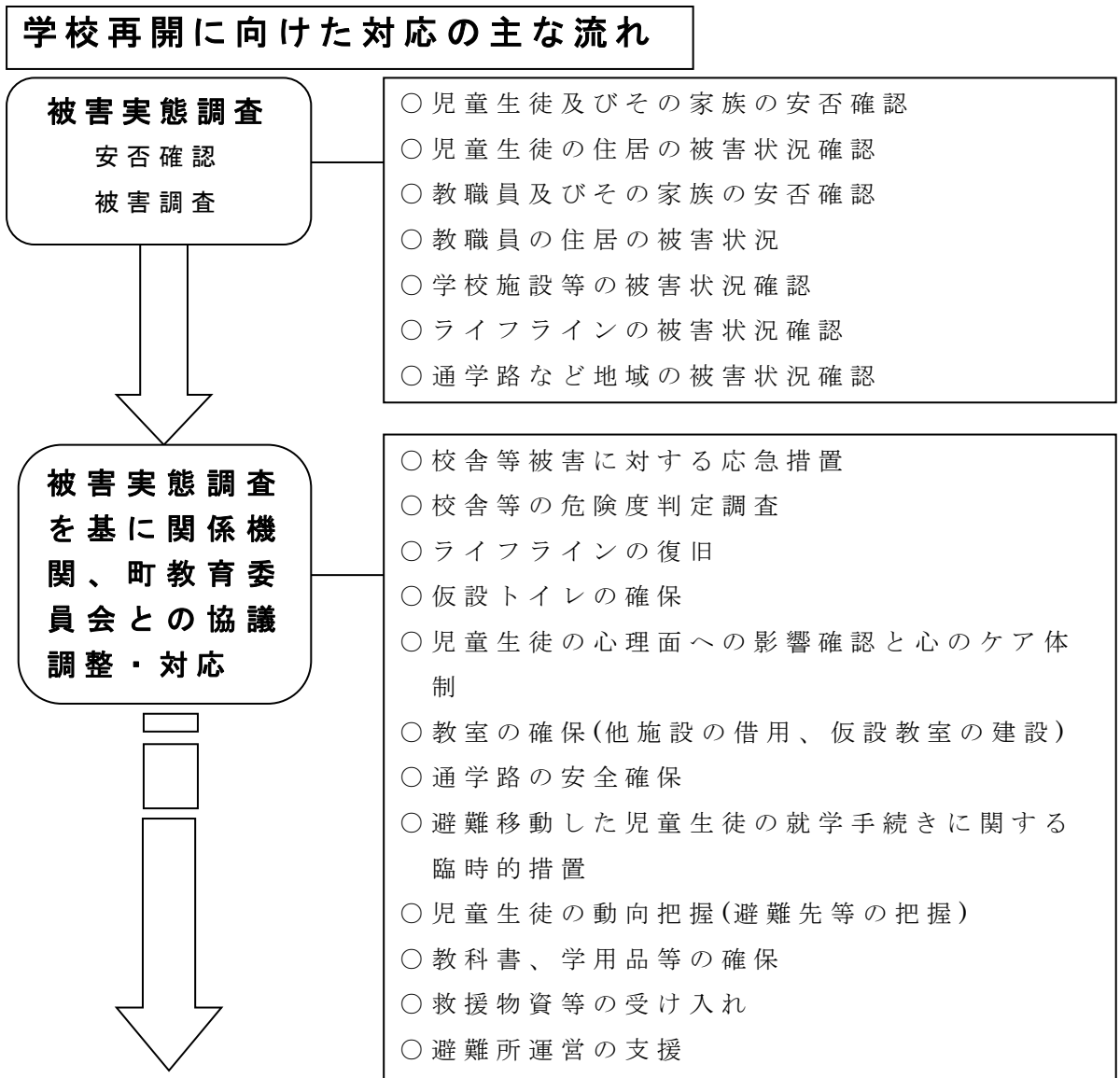
- ア 応急教育計画の作成(詳細→第5節)
- イ 転出児童生徒の調査(詳細→第4節)
- ウ 就学援助が必要な児童生徒等の調査
- エ 水道の衛生検査の依頼
- オ 給食再開に向けての調査(関連→第3節)

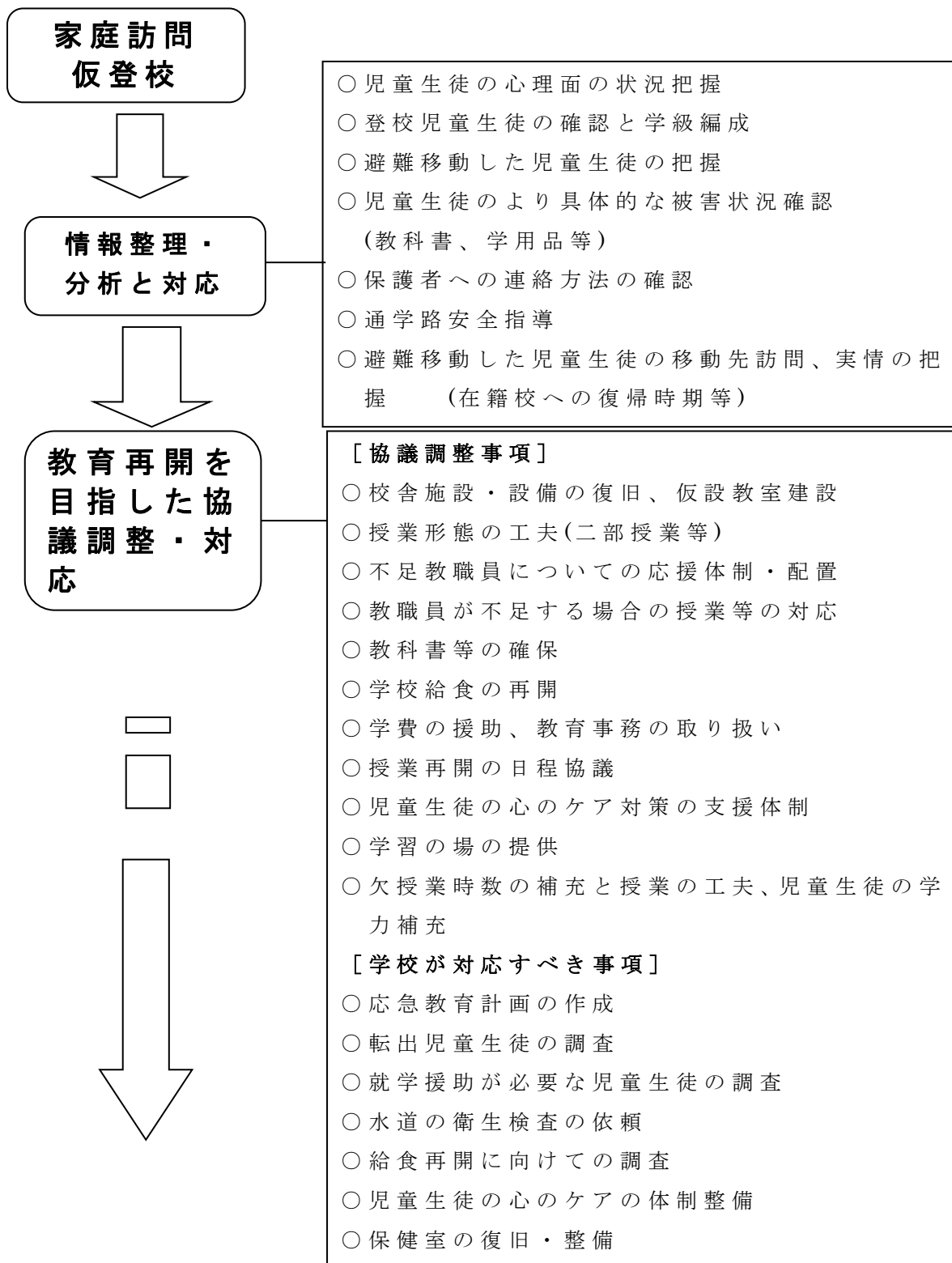
- カ 児童生徒の心のケアの体制整備（詳細→第5章）
- キ 保健室の復旧・整備

7 学校教育再開の情報提供と地域住民の理解

(1) 学校再開準備班の活動

- ア 教育再開に向けた学校内外への情報提供・広報活動は、学校再開準備班を構成する教職員を中心に運営委員会などが協力して行う。
- イ 学校教育再開に向けて、避難住民に対して、避難スペースの縮小・移動など、十分な説明・情報提供を行い、理解を求める。





第3節 学校再開のための環境整備

1 応急教育を行う場所の確保等

- (1) 応急教育を行うための類型としては、①単独再開、②本校舎と仮校舎での再開、③仮設校舎のみでの再開、④臨時校区による再開、⑤周辺校で分散しての再開などが想定される。

学習指導としては、学級の再開、二部授業制、隣接校との連携分散授業、校区内施設や他の施設利用などの工夫が必要となる。

各学校では、これらの手法の多様な組み合わせによって、教育再開を目指すことになる。

- (2) 校長は、被災の状況、復旧予定期間を勘案するなど各学校の実情に応じて、実施可能な範囲で応急教育活動を実施する。

ア 施設の被害が軽微な場合

学校において、速やかに応急措置をとり、授業を行う。

イ 施設の被害が相当に甚大な場合

残存の安全な教室や特別教室等の転用により、学級合併授業、一部または全部の二部授業を行う。

ウ 施設の使用が全面的に不可能な場合

町教育委員会と連携し、近隣の安全な学校や公共施設の代替利用または用地の確保が可能な場合は、仮設教室の建設を行い、授業を再開する。

【阪神淡路大震災時の神戸市のある学校の事例】

大きな被害を受けた厳しい状況の中で、学習場所の確保、移動手段の確保、教育課程の進度をどうするかが問題となる。

校区に隣接するA中学校が午前中までの授業であったので、午後に借用し、そこで1年生の授業を行った。しかし、学校機能が回復する過程で、市内各学校の回復状況にも差があり、被害の大きい学校では、学習場所の確保は最優先課題であった。

近くの大学の空き教室を借用した。移動方法として、マイクロバスや大型観光バスに分乗して目的地まで移動した。民間自動車会社からマイクロバス2台と運転手さんをほぼ1カ月派遣してもらった。

2 学用品の給与・就学援助等

(1) 学用品の給与

学用品の給与は、児童生徒の学習に支障を生じないように対応する。

ア 必要な教材・学用品については、基本的に通常、学校に備わっている教材等の有効利用により対応する。

※不足品が生じた場合に対応する迅速な調達・補給システムをあらかじめ確保しておく必要がある。

イ 町教育委員会は、災害救助法に定めるところにより、学用品の給与を行う。

教科書の補給については、災害救助法の適用がおこなわれた場合、義務教育諸学校の児童生徒に関して、府から無償で給与される。

※供給ルートを複雑にしないため、基本的には独自の供給ルートを設けず、全町的に展開する災害時の生活物資調達・供給ルートのなかに、学校用教材等も供給品目として位置づけ、不足品の調達・供給を実施する。

ウ 供給までの流れ

- ・不足品のリストアップ及び必要品目・数量の報告
- ・補給必要品目・数量の集約、調達計画の策定及び救援依頼
- ・配分指示、各学校への補給

(2) 児童生徒の就学機会の確保

ア 国(文部科学省)の対応

被災した児童生徒への対応については、阪神淡路大震災や新潟県中越地震の際に文部科学省から、被災地域の児童生徒の就学事務の弾力的な取り扱いについて、通知されている。

したがって、本町において同様の緊急事態が発生した場合には、同様の対応が必要となる。

イ 文部科学省通知の要旨

文部科学省通知「平成 16 年度新潟中越地震における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保について」は、被災により就学援助を必要とする児童生徒に対しては、その認定及び学用品、学校給食等の支給について、通常の手続きによることが困難と認められる場合においても、可能な限り速やかに弾力的な対応を行うこととなっております。

3 学校給食等の措置

教育活動が実施される等の状況を勘案し、給食実施を準備し、給食再開可能校から逐次給食を実施する。

ア 教育委員会は、給食再開に備え、配膳室や給食用設備、備品等の清掃及び消毒を実施する。配膳室その他の衛生検査、給食調理員や配膳員などの健康診断を行い、衛生管理に万全を期する。

イ 校長は、再開実施にあたっては、児童・生徒の赤痢その他感染症の発生状況を調査し、運営委員会と連携して防疫対策に万全を期する。

ウ 町教育委員会は、物資の供給体制を確保して、学校給食の再開に努める。

[阪神淡路大震災時の神戸市の例]

1 簡易給食の実施

被害の激しい地域では、ライフラインの復旧の遅れなどで調理業務が不可能となる。

激震地の子どもたちへの厳しい環境への配慮から、全市一斉の給食開始を市教育委員会の方針として取り組んだ。そのため、給食の再開は、簡易給食とした。

[簡易給食の献立例]

A パン、牛乳、イチゴジャム、チキンソーセージ、はっさく

B パン、牛乳、マーマレート、ソフトチーズ、アセロラゼリー、ひなあられ

2 完全給食の実施

次に、「全校での完全給食の実施」を目標とした。

ガス・水道・下水道の復旧工事が、震災後2カ月以上たっても見通しが立たない学校もあり、都市ガス等の未復旧校はプロパンガスで対応した。

すべての学校での完全給食の実施は、震災後3カ月が経過していた。

第4節 転出に伴う就学事務等

1 転出した被災児童生徒の受け入れ先での対応

(1) 国(文部科学省)の対応

ア 被災した児童生徒が他地域に緊急避難した場合の受け入れ先での当該児童生徒の対応については、阪神淡路大震災や新潟県中越地震の際に文部科学省から全国の教育委員会あて、被災地域の児童生徒の就学事務の弾力的な取り扱いについて、通知されている。

イ したがって、本町において同様の緊急事態が発生した場合には、同様の対応がなされるものと一般的には想定される。

(2) 文部科学省通知の要旨

文部科学省通知「平成16年度新潟中越地震における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保について」の要旨は、次の通りです。

ア 被災した児童生徒の学校への受け入れについて

被災した児童生徒等が町内の学校への受け入れを希望した場合には、可能な限り弾力的に取り扱い、速やかに受け入れること。

イ 義務教育段階における教科書の取り扱いについて

被災した義務教育諸学校の児童生徒が転入学した場合には、通常の転入学と同様に、速やかに、教科書を無償給与すること。

なお、転入学前の学校で給与された教科書を滅失、棄損している場合には、当該教科書分を併せて無償給与して差し支えないこと。

ウ 就学援助等について

被災により就学援助を必要とする児童生徒に対しては、その認定及び学用品等の支給について、通常の手続きによることが困難と認められる場合においても、可能な限り速やかに弾力的な対応を行うこと。

(3) 本町の場合の対応の基本的考え方

ア 住民登録・学籍の窓口での対応

- ・緊急避難により住民登録しない場合でも、体験入学等の一時的な措置ではなく、保護者からの住民登録未済者就学申請書の提出により学齢簿を編成の上、居住地により就学校を指定し入学通知を交付する。
- ・在学証明書、教科図書給与証明書等転学に必要な書類が無い場合であっても、口頭による確認で受け入れる。

イ 学校での対応

- ・緊急避難のため、住民登録していない児童生徒については、住民

登録未済者就学の手続きにより入学通知書を交付する。学校は転入学者として受け入れる。

- ・前籍校の在学証明書を持参していない場合でも、町役場からの入学通知書により転入学を受けつける。
- ・教科書図書給与証明書を持参していない場合でも、持参した教科書を確認し、不足している教科書すべてを給与する。
- ・前籍校への転入学通知書の送付等については、被災地の状況が混乱していると思われるので、前籍校への連絡後送付するなどの特段の配慮が必要です。

第5節 応急教育計画の作成と学習支援

1 正規の授業再開前の応急教育計画の作成

(1) 応急教育計画の作成

学校の再開とは、授業を再開することである。しかし、大規模地震を体験した児童生徒は、ほとんどが初めての被災体験で、深いショックを受けている。また、家屋の倒壊や焼失によって教科書や教材・学用品も失っている児童生徒も多い。

したがって、学校を再開しても、多くの児童生徒は、すぐに通常の授業を受けるといふ心理状況にまで回復していない状況が容易に想像される。

このような状況を踏まえ、学校は、どのようなかたちで授業を再開するかを検討するプロジェクトチーム「**応急教育計画策定チーム**」を編成するなどの工夫を図り、応急教育計画を作成する。

教職員自身も被災し出勤できないなど、教職員が不足する場合には、町教育委員会と協議し、被害の軽微な町内他校から応援を得るなどの対策を講じる。

(2) 応急教育計画作成にあたっての主な留意点

- ア 平常時と同様な教育活動が行えない場合も、可能な範囲の教育活動の維持、推進を図る。
- イ 登校する児童生徒の人数に応じた応急教育を実施する。
- ウ 地域の実情を踏まえ、当該学年に適切な応急教育を行う。

(3) 児童生徒が集まる場の確保

- ア 通学可能な児童生徒を確認した後、なお学校教育の再開の見通しが見えない段階であっても、①児童生徒に心の安らぎ与えること、②保護者に、学校を開けて児童生徒が学習できるようにしたいとの思いを高めることなどをねらいとして、児童生徒が、ゲーム、読書、工作、絵画などができるコーナーを設置することも工夫してみる。
- イ 保護者が学習を望んでいる場合が多いようだが、児童生徒の置かれている心理状況にも配慮した学校再開へのひとつのステップと捉えて実施してみるとよい。

【阪神淡路大震災での事例】

小中学校においても、狭い場所を生かして、小動物や他の生き物を飼育したり、生徒の作品を展示したり、交流のスペースをつくったりして、日常生活への復帰が、子どもたちの心を落ち着かせ、学習に取り組む契機となった。

2 応急教育段階における学習支援体制の構築

(1) 対応のポイント

- ア 学習支援は、震災によって家族や住居を失うなど大きなストレスを受けた児童生徒一人ひとりをよく観察して、その心を理解し、実態に即した愛情のこもった心のケアをすることから始めることになる。
- イ 教室だけでなく、教科書や文房具などが不足して、通常のような授業実施が困難であっても、近隣の公園での青空教室やフィールドワーク、また、総合的な学習の時間や体験的な学習など創意工夫を図り実施することが大切である。
- ウ 家庭の生活環境の変化に伴い、学習環境が悪化している場合が多くある。そのため、教職員は、個々の児童生徒に対しては、きめ細かく声をかけ、日常会話の中で支え、個別指導による学習支援をすることが大切である。
- エ 児童生徒が登校し、普段の心を取り戻して学習に心を振り向けさせるためには、心のケアが重要である。そのため、校内では、保健室の機能を早期に回復させることも重要である。

【阪神淡路大震災での事例】

阪神淡路大震災では、子どもたちは身近な人たちを失い、家屋の倒壊、焼失など大きな被害を受け、ショックとともに、何よりも自然への畏敬の念にかられた。

学校は、これらの子どもの心を支え、子どもと共感しつつ、向き合うことが何よりも大切であった。

学校再開の第一歩は、子どもたちや家族の状況を把握し、その状況に応じたプログラムを作る応急教育であった。

第5章 心のケア

第1節 震災時における心のケアの意義

1 震災時における心のケアの意義

(1) 災害と児童生徒への心理的影響

ア 平成7年1月の阪神淡路大震災以降、災害とトラウマ(心的外傷)の関係が注目され始めた。大きな災害や事故の体験は大きなストレスを引き起こす。それは、災害や事故が、児童生徒に対して、児童生徒自身の生命の危険をもたらしたり、家族や友達の生命が失われる悲惨な場面を目撃するなど、日常生活とあまりにもかけ離れた体験を強いるからである。

イ つらい状況を乗り越える方法を経験から学んでいる大人にとっても対処困難な出来事に児童生徒が直面した場合、その心理的な影響が大きなものとなりうることは想像に難しくない。

実際、災害の後、数年間にわたって、被災の時の心理的ストレスが児童生徒の生活上の様々な側面に影響を及ぼすことが、阪神淡路大震災や新潟県中越地震の場合についても報告されている。

(2) 心のケアの意義

ア 心のケアとは、一般的には危機的事態に遭遇したために発生する心身の健康に関する様々な問題を予防すること、また、その回復を支援する活動の総称である。

イ 心のケアでは、急性ストレス反応に対応したり、外傷後ストレス障害の発症を予防することが重要な課題となるが、危機的事態に遭遇した人々の様々なストレス反応や精神的な混乱からの回復、喪失体験の克服や生活再建への心理的援助なども含まれる。

ウ 心理的支援は、人間が本来もつ治癒力・回復力を引き出すことに主眼がおかれ、身体的・精神的・生活的な問題の解決を支援し、肯定的な生活や人生が送れることを目指す。

(3) 心のケアと学校の役割

ア 自分を取り巻くそれまでの生活環境などが急激に変化することを体験した児童生徒にとって、学校はそれまでの日常とのつながりを感じさせてくれる大切な場所であり、安心感・安全感を与えてくれる場所である。

そのため、児童生徒が生活時間の多くを過ごす学校の果たす役割は重要である。

イ 児童生徒が大震災後の辛い時期を乗り越えるために、学校の教職員や保護者、周囲の大人が心のケアについて正しい知識を持ち、児童生徒の傷ついた心を理解し、適切な対応をしていくことが、児童生徒自身の自己回復力を支援することになる。そうした力に支えられて、児童生徒は、少しずつもとの状態に戻っていくことができるのである。

ウ 学校は、児童生徒の心のケアに関する情報をあらかじめ収集し、防災対策の一環として、教職員の心のケア研修の実施など対策を準備しておく。

また、震災時には、教職員が個々の児童生徒に対して適切に対応するとともに、保護者にも心のケアに関する適切な情報を伝えることなどによって、学校・家庭・地域が連携して、児童生徒の心理的支援を行う。また、学外の専門機関、医療機関等と連携を密にするなど、災害後の児童生徒を支えてくれる人々のネットワークを築く工夫を図ることが大切である。

[参考]

① 阪神淡路大震災の影響

平成7年1月発生の阪神淡路大震災の影響による外傷後ストレス障害(P T S D)が疑われ、「教育的配慮が必要」と判断された兵庫県内の小中学生は、震災後11年目に入った平成17年11月時点でも、808人いることが兵庫県教育委員会の調査で判明した。

② 新潟県中越地震の影響

平成16年10月に発生した新潟県中越地震の影響で不眠や腹痛を訴えるなど、臨床心理士ら専門家によるカウンセリングが必要と判断された小中学生が、震災後ほぼ1年目の平成17年9月時点で1,150人おり、地震直後とほぼ同数であることが、新潟県教育委員会のアンケート調査で判明した。

2 震災時における子どもの心のケアの基本的理解

災害が発生し、児童生徒に強いストレスが加わると、種々の心身の不調が生じる。そのため、災害発生直後から、早期に心のケアが必要となる。

このような児童生徒の状況に適切な対応を行うためには、教職員が、あらかじめ児童生徒に現れる心身の不調の特徴を理解しておくことが大切である。

(1) 時系列による児童生徒の状態の特徴とその主な対応ポイント

急性ストレス反応期（震災から2～3日後）

- 通常、数時間から数日以内でおさまる。著しい重篤な一過性の症状が生じる時期

[症状] 抑うつ、不安感、絶望感、過活動、ひきこもり等

○対応のポイント

- ・子どもの安全を確保する。
- ・近くの避難所へ移動する。
- ・外傷などの身体的問題の手当てをする。
- ・水や食物の確保をする。

身体症状期（災害から1週間程度）

- 強いストレスが加わると、1週間ほどで身体に種々の変化、変調が生じる時期

[症状] 頭痛・腹痛・食欲不振・吐き気・嘔吐・高血圧等の身体症状

○対応のポイント

- ・身体的諸検査を行い、必要な措置をする。
- ・既往症をチェックし、症状の悪化に注意する。
- ・原則として、受容的・支持的に対応する。

精神症状期（災害から1カ月程度）

- 集中することが困難になり、イライラしたり、些細なことにも怒りやすくなる。
- 多弁・多動となり、相手に対して些細なことでも攻撃的となる。
- うつ状態、また、何をするにも億劫になったりする人もいる。
- 災害時に家族と死別したり、自分の大事にしているものを喪失したり、家が崩壊したり、助けを求めている人を助け出せなかったりした経験をすると、自分だけが生きていることに罪悪感を持つ等、うつ感情が強まり、時には自殺念慮が生じることもある。
- うつ状態になる場合、そう状態になる場合、両者をあわせもち、時にはうつ状態となり、時にはそう状態に転じる人もいる。

○対応のポイント

- ・子どもの訴えを良く聞く。
- ・言葉かけを多くして、簡単な手伝いをさせる。
- ・必ず元の状態に戻ることを子どもに伝え、安心させる。

外傷後ストレス [PTSD] (災害から1カ月以後)

外傷後、ストレス障害 [PTSD] とは、災害後1カ月以上経過しても、次の症状が認められる場合をいう。

災害を持続的に再体験する症状	<input type="checkbox"/> 災害のことを思い出すような行動や遊びを繰り返す。 <input type="checkbox"/> 災害の夢や怖い夢をみる。 <input type="checkbox"/> 突然災害のことを思い出したり、頭に浮かんできて怖さを感じたりする。 <input type="checkbox"/> 災害を思い出すようなことがあると緊張したり、ドキドキしたりする。
災害と関連した刺激を回避しようとする	<input type="checkbox"/> 災害のことを思い出したくない。 <input type="checkbox"/> 災害を受けた場所や状況を回避する。
覚醒レベルの亢進した状態	<input type="checkbox"/> 寝付きにくい。 <input type="checkbox"/> かんしゃくを起こしやすい。 <input type="checkbox"/> 集中しにくい。 <input type="checkbox"/> 警戒心が強くなる。

○対応のポイント

PTSDには、程度の軽いものから重症まで認められる。重症の場合は精神科医等の専門家と連携して対応する必要があるが、原則的には次の点を守って対応する。

なお、症状は現れたり、一時的に消失したりすることもあり、長期間の持続的な観察とケアが必要となる。

- ・子どもが自ら心配して訴える時には、時間をとって子どもの話を十分に聞く。
- ・必ず元の状態に戻ることを子どもに伝え、安心させる。
- ・子どもに何か気になる行動や情緒的反応が認められても、子ども自身が心配をしていなければ、その問題を積極的に取り上げない。
- ・遊びと運動を増やし、家族、学校、地域社会での人間関係を良好にする。

(2) 震災後1ヶ月内の症状の特徴とその対応ポイント

ア 大震災直後には、被災者が災害による恐怖・衝撃・大切なものを失った喪失感・無気力感など、心にさまざまなダメージを受けていることが多い。

そのため、発災から1ヶ月以内の急性期の児童生徒のストレス反応として特徴的な様子としては、年代別に、次のような反応が生じる。

イ こうした震災後の心の反応は、程度に差はあっても、誰にでも起こりうる反応であること、また、必ず元の元気な状態に戻ることを児童生徒に伝え、安心させることが重要である。

小学生

この年齢は退行現象が中心となる。その他に、多弁・多動となったり、攻撃的になったり、反対に以前よりおとなしくなったり、引きこもる等の症状が認められる。

ア 特徴的な症状(例)

退行現象	<ul style="list-style-type: none"> ○それまで自分でできていたのに親に食べさせてもらおうとしたり、着せてもらおうとしたりする。 ○保護者の気を引こうとしたり、しがみついたりする。 ○ちょっとしたことでも自分で処理できず、めそめそして泣いたりする。 ○すでに消失していた癖が再現する。 ○怖い夢を見たり、夜鳴きが出現する。
生理的 反応	<ul style="list-style-type: none"> ○頭痛や頭重を訴える。 ○目がかすむ、ボーと見える。二重に見える等の視覚障害、聞こえにくい等の聴覚障害を訴える。 ○吐き気を訴える。
情緒的・ 行動的 反応	<ul style="list-style-type: none"> ○落ち着きがなくなる。 ○イライラ、反抗、他人に攻撃的になったりする。 ○集中することが困難になる。 ○家庭や学校での遊び仲間や友達などとの人間関係を避け、引きこもりがちになる。

イ 対応のポイント

- 子どもの言うことに十分に耳を傾け、話し合いの時間を作り、気持ちが前向きになるように支える。
- 甘えたり、反抗的になったりしても慌てず、落ち着きを取り戻し立ち直っていくのを長い目で見守る。
- できるだけ言葉かけをし、手伝い等を通じてふれあう機会を多く持つようにする。
- 子どもが嫌がるようなことは強制しないようにする。例えば、災害の出来事を放映しているテレビ等を無理に見せるようなことはしない。
- 遊びや身体活動の機会を与える。
- 勉強はそれぞれの子どもの状態に合わせた課題を与え、無理なく元通りの力を回復していくことができるように配慮する。

中学生

不安や緊張が強く、イライラして攻撃的、反抗的となったり、うつ状態でひきこもりを示したりする。仲間との関係を大切にしている年頃であるのに、孤立したり、友達との交流を避けたりする傾向が見られるようになる。

ア 特徴的な症状(例)

退行現象	○保護者の気を引こうとして、弟や妹を思いやる気持ちが薄れる。 ○手伝い等、それまでできていたことができなくなる。 ○落ち着いていた生徒の落ち着きがなくなり、物事に集中できなくなる。
生理的 反応	○頭痛や腹痛を訴える。 ○食欲が低下したり、反対に食べ過ぎたりする。 ○便秘や下痢を生じ易くなる。 ○皮膚や目がかゆくなる。 ○寝つきが悪かったり、夜間途中で何度も目が覚めたり、反対に日中でも眠くて寝てばかりいる。
情緒的・ 行動的 反応	○仲間との付き合いを嫌がる。 ○イライラしやすく、ちょっとしたことで激怒し、物を壊したり、投げたり、粗暴となったりする。 ○それまで好きだった趣味や遊びに興味を失う。 ○感情が抑うつ的になり、悲しくなったり、涙もろくなったりする。 ○反社会的行動(嘘をつく、盗む、暴力をふるう等)が見られるようになる。

イ 対応のポイント

- 必ず元の状態に戻れることを子どもに伝え、安心させる。
- 落ち込んでいる子どもには、教職員や友達が支援しているという姿勢を伝える。
- 学級等の集団での話し合いの時間を作り、それぞれの子どもがどのような心理状態にあるかについて、相互理解を図りまたは深める。
- 勉強や手伝いができなくなっても、しばらくの間は静観する。
- 家事や地域の復興活動にできるだけ参加し、手伝うように支援する。
- 友達と楽しく遊んだり、話し合ったりするように言葉かけをする。
- 意欲の低下や反抗的な行動傾向に対して、学校と家庭が連携し長期的展望にたって生活上のアドバイスをする。

3 心のケアにあたる際の基本的な姿勢

(1) 震災後の児童生徒と接する時、教職員が気をつけることは次のような点である。

- ① 大人・教職員自身が落ち着いていること
- ② 子どもの話をしっかり聞く
- ③ 正確な情報を伝える
- ④ 身体の手当をする
- ⑤ ひとりぼっちにしない
- ⑥ 子どもを叱らない
- ⑦ ふだんの生活を取り戻す

(2) また、話を聞く姿勢として、次の点に留意する。

- ① 良く耳を傾ける
- ② 聞くための十分な時間をつくる
～腰を据えて、じっくり話を聞くことが大切
- ③ 相手の立場に立ち、共感を持って対応する
- ④ 声の調子に気をつける
～声の大きさは、話し手の心理的・精神的な態度を表現する。
相手に不快感を与えないように注意することが大切
- ⑤ 問題の原因を決めつけないようにする
- ⑥ 一番つらいのは、本人であることを受け入れる

(3) 励ますつもりが逆効果、被害を受けた人を傷つける言葉に気をつける。

被害を受けた人を傷つける言葉

「がんばれ」→自分は今以上には頑張れないと感じ落ち込んでしまうなど、逆効果となる場合が多い。

「あなたが元気にならないと、亡くなった人も浮かばれないですよ」

「あなたが泣いていると、亡くなった人が悲しみますよ」

→悲しい時には泣いていい、元気を失っていいというのが原則です。

「命があったんだからよかったと思って」

「家族もいるし、幸せな方じゃないですか」

「このことはなかったと思ってやり直しましょう」

「こんなことがあったんだから、将来はきっといいことがありますよ」

「思ったより元気そうですね」

「私なら耐えられないと思います」

→しっかりしていると誉めるつもりで言われることが多いが、生きている自分を非難されたように感じる人が多い。

[参考] 児童生徒の反応についての教職員の対処法

(1) 児童生徒と教師が地震という事実を確認する

地震のメカニズム、余震の可能性や危険を教え、児童生徒が直面している被災状況の現実的な位置づけを与える。同時に、安全確保の方法についても指導する。

(2) 児童生徒と教師が感情や経験を共有する

ア 児童生徒と教師は、自分の感情や経験について話し合い、そのことを分かち合う機会を持つことが必要である。そのためには、まず大人である教師が、自分の様々な感情を認める必要がある。

イ 会話は不安を少なくするのに役立つ。

ウ 高学年以上の児童生徒であれば、例えば地震の絵や写真、ビデオテープを見て話し合うことは表現されていない感情を表現する手助けになる。

エ 低学年の児童にはクレヨンやマジックで絵を描かせ、そのことについて話してもらうことが有効である。自分の感情を表現できない子どもには、人形やぬいぐるみを持たせ、その人形等に話をさせる。ゆっくりと時間をかけて話を聞いてあげることが重要である。

オ どの年齢でも友達の話聞くことは、自分だけが特別ではないという安心感を与え、自分では表現できなかった感情を代わりに表現してもらえるなど良い点がたくさんある。

(3) 児童生徒の遊びを禁じない

ア 児童生徒は、遊びを通して不安や怖さを表現し、自分の願いをこめた創造的な世界を体験することがよくある。

大人たちが不謹慎だと嫌がるような「地震ごっこ」「救出遊び」「生き埋めごっこ」等も、体験を通して自分の心の中の不安を克服し、乗り越えようとしているのである。禁止せず、遊びの話聞いてあげることが大切である。不安や給付が克服されれば、時間の経過とともに自然に消失していく。

イ ただし、遊ぶことで不安や恐怖が増強する場合もある。トラウマが強すぎて、自分でその遊びをやめられない状態である。児童生徒にとって、遊びは楽しいことが原則で、つらい遊びを続けることは苦しい。誰かが支えになって、遊びがやめられるように援助してあげなければならない。

(4) 児童生徒は大人や家族と一緒にいる必要がある

児童生徒は、同じような地震が今度また起きたらどうすべきか、自分の安全と、再び保護者と会えるのかなど不安に思っている。

防災対策としての準備が必要である。保護者には、できるだけ早く児童生徒の所に来るよう知らせる。その間、学校が児童生徒の面倒はきちんとみることを保護者と子どもたちの両方に伝え、安心させる。

(5) 児童生徒は活動的に過ごす必要がある

ア 児童生徒が学校で活動的に過ごすことは、生活のリズムを整えるためにも、

災害状況をコントロールする手助けのためにも必要である。

イ ただし、余震が続く間は、教室の割れた窓ガラスの掃除、倒れかかった本棚の整理等の危険を伴うよう活動をさせてはいけない。

ウ 余震の続く間は、クラスの生徒がバラバラになったり、学校外へ移動して活動すること等は避けた方がよい。

4 学校における日常の取組

(1) 「心のケア」計画策定

学校においては、災害時における心のケア活動を円滑に進めるため、あらかじめ防災対策の一環として、「学校防災計画」のなかに心のケアについて、日常の教職員研修計画や震災時における心のケア活動推進体制を定めておくことが重要である。

策定にあたっては、教育センター、スクールカウンセラーなど関係者と十分協議することが大切である。

このような心のケア計画を策定し、日頃から、準備を重ねておくことによって、震災時に、児童生徒の心身の健康状態をいち早く把握し、的確な対応策を講ずることができることになる。

(2) 「心のケア」について校内研修実施

ア 小学校では、スクールカウンセラーによる学校訪問時に児童指導担当や養護教諭などが中心となって、また、中学校では、スクールカウンセラーの学校勤務時に生徒指導主事や養護教諭などが中心となって、年間研修計画に基づき、小グループによる心のケアの研修を数回開催することにより、教職員全員が、必ず年1回は、校内研修を受講できるしくみを構築するなどの工夫を図る。

イ 研修にあたっては、心身の健康調査などアンケート調査結果をどのように活用して、対策を講じていくのかなど、具体的・実践的な研修を行っておくとよい。

ウ 校外研修への積極的な参加など工夫を図ることも大切である。

(3) 「心のケア」についての体制整備

ア 日頃から、児童生徒の心の健康問題について、早期の問題発見や適切な対応を図るため、教職員の共通理解とチームワークを確保することが大切である。

イ 日頃から、プライバシーが守られるような相談活動の場を確保し、児童生徒、保護者が安心して相談できる体制作りに留意しておくことが大切である。

(4) 関係機関との連携

日頃から、児童生徒指導や保健指導、医療対応、また研修の機会等を通じて、教職員は、教育センター、町保健福祉センターや児童相談所など専門機関との連絡相談体制を密にしておくことが重要である。

5 発災直後から学校再開までの対応

震災時における児童生徒の心のケアに直接かかわるのが学校であり、その教育的機能を十分に生かした対応が期待されている。

震災に遭遇した児童生徒に対しては、できるだけ早く適切な処置をすることが重要であり、児童生徒の心身の健康への影響について、教職員全員の共通理解を図っておくことによって、災害時の児童生徒に対しても教育的配慮のある対応ができることになる。

(1) 心のケア計画に基づく対応

震災時に学校は、あらかじめ定めた「心のケア計画」を基本に、児童生徒の心身の健康状態をいち早く把握し、問題解決のための確な対応策を講じる。

(2) 心のケア推進チーム(KCT)の設置

ア 震災時の児童生徒の心の健康問題への対応を適切に行うためには、全教職員体制で対応する必要があることは言うまでもない。

しかし、震災時に心のケア対策を推進するためには、心のケア活動推進のためのプロジェクトチームとして「心のケア推進チーム」(KCT)を早期に編成し、強力に対策推進を図れるような体制を構築することが重要である。

イ **心のケア推進チーム**は、小学校では、教務主任、児童指導担当や養護教諭などが中心となって、中学校では教務主任、生徒指導主事や養護教諭などが中心となって、構成することが想定される。

ウ 震災直後は、スクールカウンセラーの学校への訪問や情報連絡が困難なことが予想される。しかし、できる限り、スクールカウンセラーなど関係者と連携を図って対応することが大切である。

エ 町保健福祉センターや児童相談所などの専門機関や医療機関との連携体制もできる限り確保しておくことが望ましい。

(3) 全教職員による心のケア体制の構築

ア 校長の指揮のもとに心のケア推進チームが中心となって、教職員全員が児童生徒にどのように対応していくべきかについて、校内説

明会・研修会等を開催し、共通理解を図ることが重要である。

イ 早期の問題発見や適切な対応を図るため、教職員のチームワークを確保することも大切である。

(4)実施にあたっての留意点

ア 児童生徒の心のケアについては、学級担任や養護教諭等の教職員が児童生徒の話を十分聞き、体験や不安な感情を分かち合っ、安心感を持たせることが大切である。

イ 児童生徒の心が癒され、危機を乗り越えていくためには、それまで築いてきた人間関係の中での励ましや心のケアが十分に行われていたかどうか大きな役割を担っている。

(5)家庭訪問等による児童生徒の心身の状態把握

ア 学校の教育活動を再開させるまでは、家庭や避難先における児童生徒の心の状況の把握に努める。

イ 震災が児童生徒の心身の状態にどのように影響しているかを把握するためには、家庭訪問や学校外での活動における観察のほか、状況によっては、質問紙を用いたアンケート調査等を実施することも考えられる。

ウ 家庭訪問で見受けられた児童生徒の状態については、「心のケア推進チーム」(KCT)などが報告を集約し、学校として、児童生徒にどのように対応すべきか検討し、具体策を全教職員に周知する。

また、この際、特に配慮すべき児童生徒を把握することも重要である。

[留意点]

教職員は、日頃から児童生徒の健康的な面や調書に注目する傾向があるため、災害時に生じた児童生徒の症状や否定的な反応を見落とししてしまう危険性があることに注目する。

(6)家庭への心のケア情報の発信(保護者説明会等の実施)

ア 「学校だより」「保健室だより」など印刷物を保護者に配布することなどにより、児童生徒の心に起こる可能性のある症状や反応、家庭でそのような症状や反応が観察された場合に保護者が取るべき対応、学校が行おうとしている今後の活動の計画・予定などの情報を提供することが重要である。

イ 災害発生後のできるかぎり早い時期に、保護者説明会を実施し、情報の提供に努めることが重要である。

保護者説明会では、学校再開についての情報提供のほか、今後予

想される児童生徒の反応等についての説明、保護者の不安等に関する質疑応答を行うことが重要である。

ウ 保護者説明会には、スクールカウンセラーなど「心のケア」についての専門家の協力を得ることが望ましい。

6 学校再開後(発災直後から1ヵ月後が目安)の対応

発災から1ヶ月程度経過し、学校が再開された状況下では、災害復旧の進捗状況などにもよるが、児童生徒の心理状況は、保護者や地域の人々との交流、教職員との関わりなどにより、改善の方向に向うことが想定される。

しかし、児童生徒の心の状態は、外見からのみでは判断しにくい面が多くあり、また、震災から数年経っても、何らかの原因でフラッシュバックを起し心身に症状が出る場合もある。

したがって、大震災に遭遇した児童生徒に対しては、長期にわたり教育的配慮が必要となる。そのために、心のケア推進チーム(KCT)が、引き続き中心となって、経過観察や継続的な健康調査を実施するほか、校内研修の継続的实施など、長期的な支援体制の確立を図る必要がある。

(1)心身の健康状態の実態把握

心身症状・反応を把握するための方法としては、児童生徒の様子 of 直接的な観察、保護者との話し合いによる間接的観察及び質問紙を使った調査等の方法がある。

ア 児童生徒の行動の直接的な観察

児童生徒の授業中や休み時間の活動等の観察により得られる情報

イ 児童生徒の行動に関する情報

家庭訪問の際などに得られる保護者からの児童生徒の行動等に関する情報

ウ 質問紙によるアンケート調査(「心身に関する健康調査など」)の実施

・質問紙による調査は、発災から1ヶ月程度経過した時期に実施すると効果的である。

発災から1ヶ月程までは、通常、どのような児童生徒にも様々な反応や症状が見られるものであり、これらは、いわば「異常な事態に対する正常な反応」と考えることができる。したがって、児童生徒の心理状態等を把握し、今後の心のケアの対応策を検討す

るための資料として調査を実施するのであれば、発災から1ヶ月程度経過した時点が適切であると考えられるためである。

- ・質問紙による調査は、1回限りではなく、時間の経過にしたがって、例えば、3ヶ月後、6ヵ月後にも実施する必要がある。複数回のデータを比較することで、児童生徒の状態の変化を把握することができ、対策の有効性や今後の対応の参考ともなる。
- ・PTSDには、災害後6ヶ月以降になって顕著になる遅発性PTSDが存在することが知られているので、留意すること。

[質問紙による調査実施にあたっての留意点]

- プライバシーの保護に努めること。
- 質問紙調査を行う目的や、得られたデータをどのように活用するのか等について、保護者、児童生徒に詳しく説明し、同意を得ること。
- 質問紙への記入は自由意志によるものであることを明示すること。
答えたくない質問には答えなくてもよいことや、答えたくない児童生徒は答えなくてよいことを説明すること。
- 質問紙に答えることが、一時的な症状の悪化につながる場合もあることを明示し、理解を得た上で実施し、そうした場合に保護者や児童生徒がどのような対応をとればよいかを明示すること。
- 得られたデータの結果や分析状況を児童生徒や保護者に知らせること。

エ 保健室の来室状況

養護教諭は、保健室へ来室する児童生徒の様々な様子から、児童生徒の心身の健康状態を把握することができる。

(2) 個別相談の実施とその対応

学校再開後の児童生徒の心のケアの方法は、個別相談体制と学級での取組とに大別される。

各学校における個別相談に当たっては、心のケア推進チーム(KCT)を中心に、学級担任、生徒指導主事、擁護教諭など関係者が対応を話し合い、細部を調整する。

また、教育センターで緊急支援におけるコーディネーターの役割を担う指導主事とも連携を図り、スクールカウンセラー等とも連絡を取り合いながら、相談を行うことが大切である。

また、必用に応じて、外部専門家や専門機関等の支援を要請することも検討する。

ア 震災による影響は、精神的な問題としてよりも、身体的な問題と

して現れる傾向が強く、養護教諭の役割が重要となる。

イ 個別相談については、心のケア推進チーム(KCT)がスクールカウンセラー等と話し合い、対応方針や具体的方法を決定する。そして、その内容を関係教職員に周知し、基本的には、学級担任が中心となって個別相談を実施する。児童生徒の様子にいち早く気づき、児童生徒から相談を受ける立場にあるのは学級担任である。

ウ 相談の実施にあたって、個別相談に当たるスタッフは、家庭訪問や保護者説明会、心身の健康に関する調査などで得られた情報等を十分に参照しながら相談に当たることが重要となる。

エ 個別相談に当たるスタッフは、児童指導担任、生徒指導主事、養護教諭、学年主任など心のケア推進チーム(KCT)との情報交換を積極的に行う役割を担う。

オ プライバシーが守られるような相談活動の場を確保し、安心して相談できる人間関係づくりに留意することが重要である。

カ 継続的な対応を図ってもなお児童生徒の様子が安定せず、更なるケアや治療が必要と判断される場合等においては、教育センターの専門スタッフとも協議のうえ、学校外の専門機関(児童相談所、医療機関等)を紹介する。

[留意点]

- ・ 相談を受けるにあたっては、「共感」と「妥当性を認めること」を原則とする。
 - ※「共感」とは、児童生徒の苦痛や不安を十分に傾聴し、それらの感情や情緒を受け止めるメッセージを児童生徒に与えることである。
 - ※「妥当性を認めること」とは、児童生徒が訴える苦痛や反応は、ショックな体験をしたものなら誰にでも見られることであり、決して異常なものでないこと、そのような状態になるのは至極当然なのだということを児童生徒に伝え、症状や反応に対する安心感を提供することである。
- ・ 個別相談の機能は「相談」にあり、「治療」については、専門機関に委ねるものとする。

(3) 学校での取り組み

学校再開後の児童生徒の心のケアの方法として、学級での取組があるが、児童生徒の発達段階やおかれている心理状況等によって、多様な手法が存在する。

具体的なプログラムを実施する場合には、専門家であるカウンセラーと十分協議し、カウンセラーとともに、またはその指導助言のもとに慎重な対応を図ることが重要である。

〔学級における活動やグループによる話し合い〕

児童生徒は、人とのつながりの感覚を失い、孤独感や疎外感に苦しむことがある。こうした児童生徒にとって、クラスメートとの一体感を感じ直すことが回復の促進要因となる。

そのためには、学級との一体感を感じられるような活動が有効に作用する。そうした活動のひとつとして、学級全員で震災のことを話し合うというグループ・プログラムがある。

〔効果〕

- ・同じ学級の児童生徒が、自分と同様の反応や症状を示していることを知ること
とで、苦しいのは自分だけでないと感じることができ、孤独感が和らぐ。
- ・学級全体で災害のことに取り組むことで、人とのつながりの感覚や安心感の回復につながる。学級の仲間意識や集団意識、学級への帰属感が強化されること
によって、全体として回復していこうという意識が強化される。

〔留意点〕

震災による影響は、被害の程度によって、児童生徒間でかなりの差異が生じる。そのため、症状の重い児童生徒を中心に対応している専門家と学級全体を見ている教職員とでは、「今、必用なこと」は何かについて、とらえ方が異なることもあることを十分留意する必要がある。

**教職員など関係者は、すべての対象者に有効な支援プログラムは存在しない
ということをしっかり認識する必要がある。**

(4)心の健康に関する教育の実施

保健教育や保健管理と連携し、心の健康に関する教育を実施し、災害時の児童生徒の心の変化等について説明し、自身の心理状況を理解させることも重要である。

7 専門家の援助が必要なとき

(1)保護者が、専門家について正しい知識や情報を持っていない場合もある。

専門家の援助を求める時には、保護者に対し「精神的健康の専門家は、困っている人を助けるよう訓練されている。彼らは、保護者や子どもたちの深刻な問題や行動を、処理したり理解する手助けができる」と丁寧の説明することが大切である。

(2)専門家の援助の導入に際しては、保護者が子どもを病気扱いされたとか、担任に見放されたと感じることが無いようにしなければならない。子どもたちはもちろん、保護者の気持ちを十分理解するよう努めることが大切である。

- (3)子ども達の問題の解決に向けては、家庭と専門機関と学校が連携することが重要で、学校は協力を惜しまないことを約束し、保護者が孤立していると感じることがないように信頼関係を築く。
- (4)教師自身が困ったり、専門的なアドバイスが必要になった時は、惑わず早めに専門家に相談することである。教職員も理解されケアされる必要性がある。
- (5)次の「**子どもの精神保健チェックリスト**」で、7つ以上が当てはまる場合は、専門家に相談に行くことを勧める。また、死について関心を強くしていると思われる場合や、自殺の可能性が考えられる場合などは、たとえ7つ以上を満たしていなくても、すぐに専門家の援助を得ることが急務である。

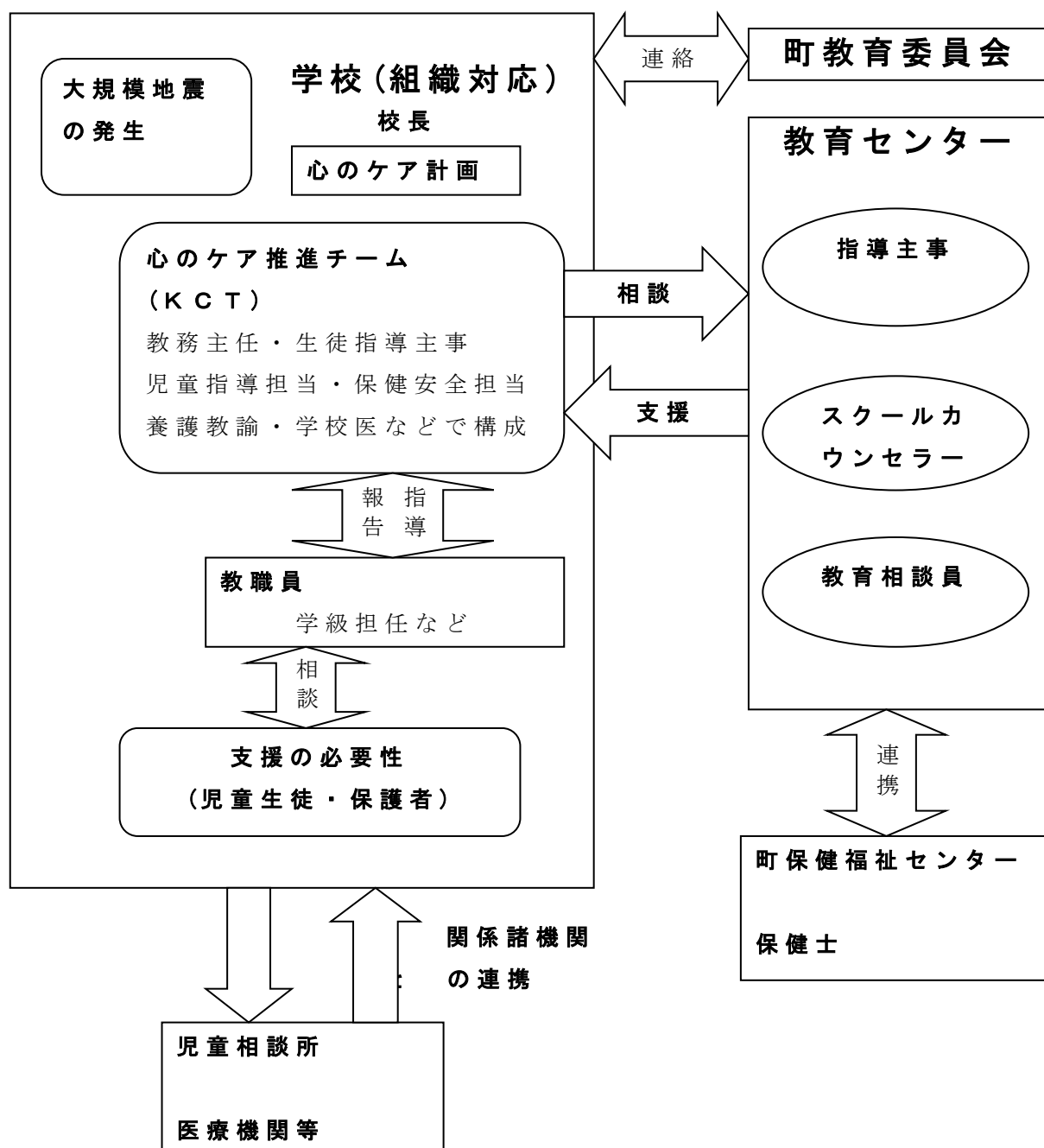
■子どもの精神保健チェックリスト

- ①災害が起こる一年以内に家族の一員が亡くなったり、子どもが怪我や事故で入院したり、両親が別居または離婚をしたことがある。
- ②災害後、避難所の生活が一週間以上続いた。
- ③両親や家族と離れ離れの生活が一週間以上続いた。
- ④全く言うことを聞かなくなった。
- ⑤両親や家族の一員が亡くなったり大怪我をした、または子どもが大怪我を負った。

災害後、三週間以上にわたり、災害前には見られなかった以下の症状を示していますか。

- ⑥悪夢にうなされる
- ⑦注意力低下・散漫
- ⑧些細なことにイライラし、すぐ怒る
- ⑨赤ちゃん返り(一人でトイレに行けない、赤ちゃん言葉、指しゃぶり等)
- ⑩吃音やチック
- ⑪しつこく大げさな不安や恐怖
- ⑫頑固・強情
- ⑬脅迫的行動や儀式(手を洗う、窓が閉まっているかいつも気にする等)
- ⑭睡眠障害(なかなか眠りに落ちない、すぐに目が覚める等)
- ⑮継続的な身体症状(頭痛、腹痛、めまい、嘔吐、発熱等)
- ⑯気分が常に落ち込んでいる、すぐ泣く
- ⑰災害前までは好きだったことをしない

[参考] 発災直後から学校再開の時期における対応例



8 教職員の心の健康

大震災後に教職員は、児童生徒の安否確認、学校再開のための対応のほか、再開後もそれまでに経験しない困難な状況に直面することが想定される。

しかも、教職員自身も被災者でありながら、児童生徒に対応するという厳しい状況が想定される。

教職員は、互いに助け合い、励まし合いながら、その困難な状況に

対応しようとするが、無力感、悲嘆、孤独感に襲われ、睡眠不足などにより疲労が積み重なることも考えられる。

したがって、学校は、教職員自身の心のケアにも十分配慮する必要がある。

児童生徒を支援する教職員のみなさんへ

● だれかのために働くということは素晴らしいことです。

しかし、こころのケガは伝染します。

気がつかない間に、自分もこころに怪我をしてしまいます。これは災害後の救援や支援活動においても同じことですが、支援者の受けるストレスは見過ごされがちです。

だれかのために働いて疲れを感じている方々、ここで一呼吸。明日に備えるためにも、かけがえのない自分を大切にすることを忘れないでください。

一人で多くのことを抱え込まないことも大切です。

第3部 風水害対策編

第1章 学校における日常の風水害対策

第1節 町防災計画上の学校の位置付と実情把握

1 町防災計画上の自校の位置付確認

施設管理者と協力し、家屋の倒壊、滅失、浸水、流失により、避難を必要とする住民を臨時に収容することのできる避難所を原則として小学校区を基準に指定されている。

2 ハザードマップ等による地域の実情把握

(1) 通学路の危険個所の把握

児童生徒の通学路には、台風接近による暴風雨や集中豪雨、河川の氾濫等により危険が予想される個所がある。家屋の倒壊、広告・看板等の落下、障害物による道路の遮断、がけ崩れ、低地での浸水等、あらかじめ通学路の安全点検を実施し、必要があれば通学路の変更を含めて検討する。

(2) 学校立地の地理的特徴による危険性の把握

学校周辺におけるがけ崩れ、河川の氾濫による浸水等の危険性を把握し、避難場所を確認する。

(3) 自校以外の避難可能場所の把握

がけ崩れ、河川の氾濫などのため、自校が危険な状況になった場合に避難する場所をあらかじめ確認しておく。

第2節 学校としての事前対策

1 児童生徒への事前対策

- (1) 学校は、児童生徒に対して、風水害に対する心構え、知識、緊急対処の方法等について指導する。
- (2) 校長は、あらかじめ緊急時に保護者と連絡する方法、登下校時の安全経路、児童生徒の保護措置などについて定めておくものとする。
また、その内容は、学校ホームページ等で明示しておく有効である。

2 避難所としての事前対策

(1) 緊急連絡体制の整備

校長は、所属職員の緊急連絡体制及び対策を整備するとともに、町防災担当部署や防災関係機関との連絡体制を確認する。

(2) 町防災担当部署との情報交換の場の設定

校長は、日頃から、町防災担当部署と連絡を密にし、自校に避難所が開設される場合にどのような手順で、準備が進められるかなどについて、必要に応じて、校長会の場等において、町防災担当部署の担当者と説明、情報交換の場を設定し、十分に協議しておくことが望ましい。

(3) 鍵の保管等について状況確認

体育館など収容施設の安全点検を行うとともに、校門、体育館、体育館の放送室などの鍵の保管等について町防災担当部署と状況を確認しておく。

(4) 校長等の緊急連絡先情報の町への提供

風水害の危険発生時において、町災害対策本部から学校に対して避難所開設について緊急連絡を行うことが想定される。

そのため、夜間・休日でも確実に連絡できるよう、校長・教頭の緊急連絡先について、町教育委員会へ報告する。

(5) 町教育委員会への被害報告書等の確認

町教育委員会に対しては、学校は施設の被害状況の報告を行うこととなっており、報告書書式等は、事前に準備しておく。

第2章 風水害時における学校の対応

第1節 児童生徒の措置等

1 気象警報発令時の対応について（概説）

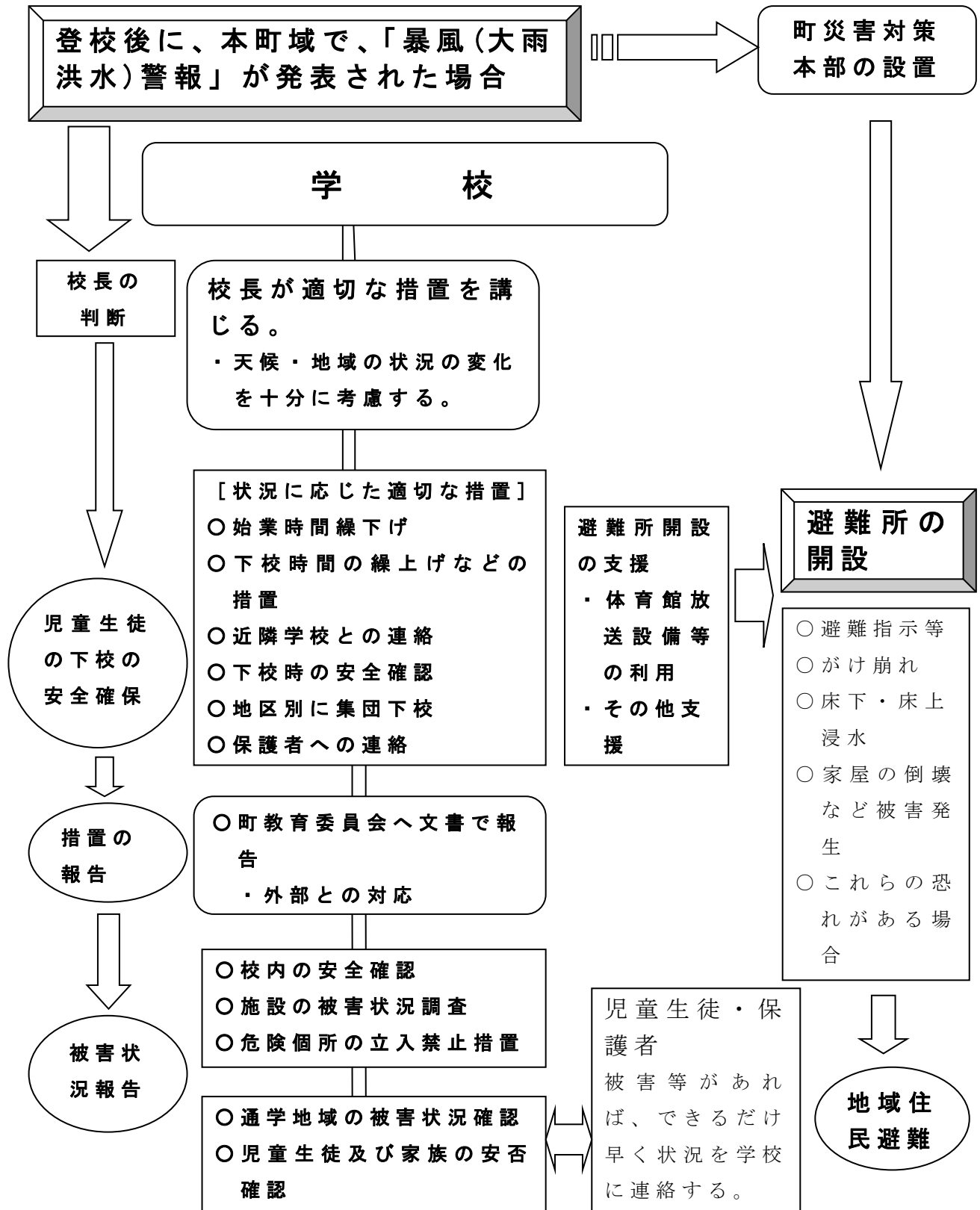
原則として、下記のとおり対応するものとする。

対象となる 警報等 (いずれか 発令された 場合)	(1) 大雨特別警報または暴風特別警報
	(2) 大雨警報 ※ただし、雨が降っていないにもかかわらず土壌雨量指数により大雨警報が解除されない場合等に、例外的に、教育委員会の助言に基づき、学校長の判断により、休校を解除し、または校区の一部の児童・生徒のみ出席停止とすることができる。
	(3) 洪水警報
	(4) 暴風警報
	(5) 町内に次のとおり避難指示が発令されている場合 ①学校の所在地に避難指示が発令されている場合 (臨時休校) ②校区の一部に避難指示が発令されている場合 (休校とせず、当該地域の児童・生徒を出席停止) ※但し、避難指示の地域の分布状況により、登下校の安全性に課題がある場合や今後校区全体に危険性が高まることが予想される場合は、学校長の判断又は教育委員会の指示により、休校とすることができる。 ※校区全体ではなく特定地域に限られる場合は、当該地域の児童・生徒を休みとし、この場合、欠席扱いとせず、出席停止扱いとする。
午前7時 までに解除	通常授業。 給食実施。スクールバス運行
午前7時 現在発令中	自宅待機
午前8時 までに解除	2時間目から授業。 給食実施。スクールバス運行
午前9時 までに解除	3時間目から授業。 簡易給食実施。スクールバス運行
午前9時 現在発令中	臨時休校
登校中発令	一時待機、安全確認の上帰宅。または、学校で保護者に引き渡し。

2 気象警報発令時の対応について（詳説）

原則として、下記のとおり対応するものとする。

在学時の場合の対応

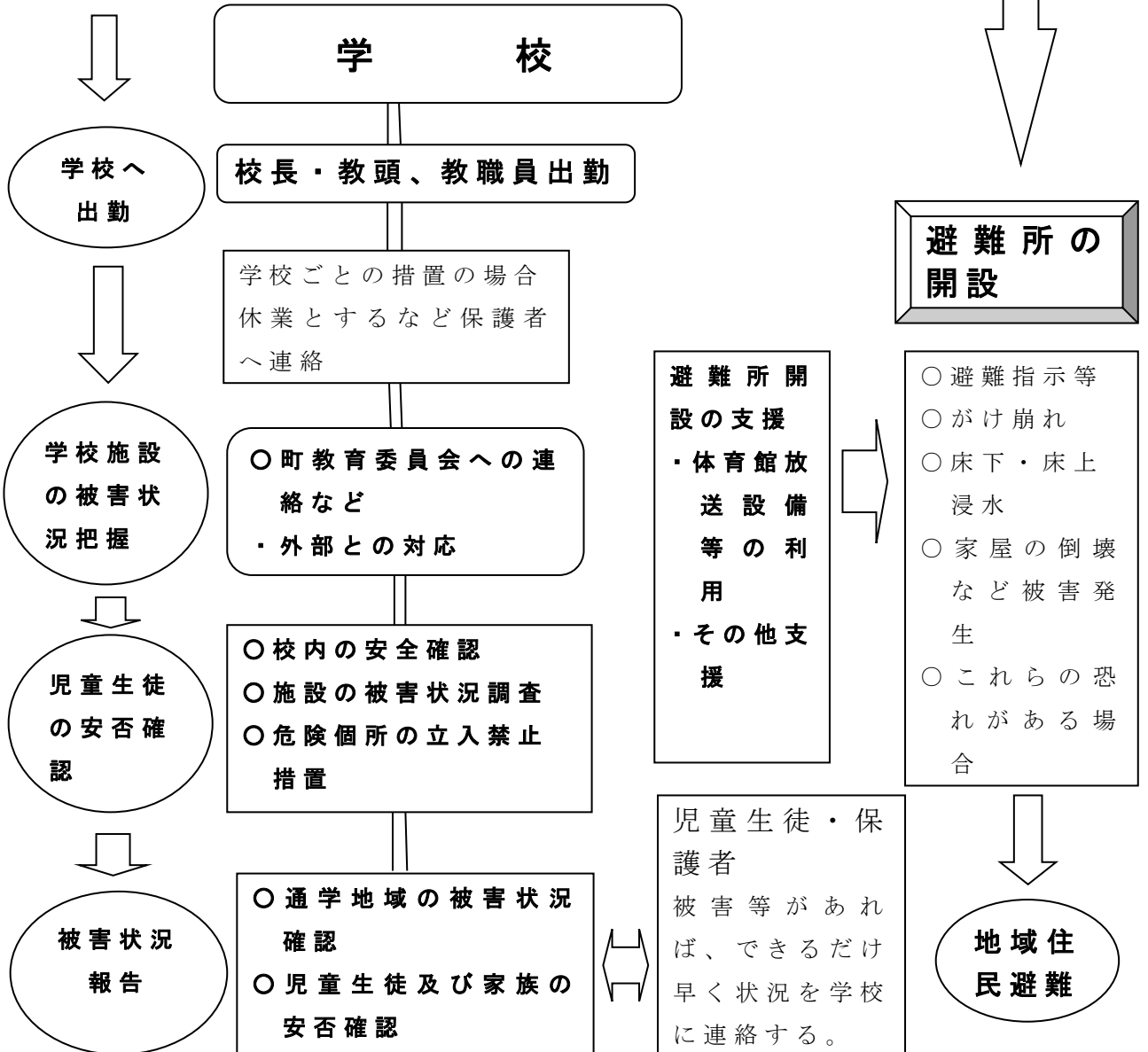


平日早朝の場合の対応

早朝、本町域で、「暴風(大雨洪水)警報」が発表された場合

町災害対策本部の設置

午前7時までに解除：通常授業
午前7時現在発令中：自宅待機
午前8時までに解除：2時間目(9時40分～)から授業
午前9時までに解除：3時間目(10時40分又は45分～)から授業
午前9時現在発令中：臨時休校



※ **遠足、修学旅行、体験学習なども原則として延期・中止とするが、**目的地には暴風警報等が発表されておらず、出発を遅らせる措置等をとれば安全な場合などは、校長の適切な判断により、実施することができる。

※ 午前7時30分前に登校をしなければならない**部活動の朝練習等の場合、学校で前日に天気予報の情報等から中止等の判断**をする。

※ 各学校は、年度初め、学期初めなど事前に、措置の内容や学校と家庭との連絡の方法など、各家庭に周知徹底する。必要に応じ、風水害が予想される日の前日にも、再度周知徹底する。

なお、保護者に周知する内容については、放課後児童クラブ代表にも連絡する。

【参考】学校が休業または終業繰り上げとなる場合は、放課後児童クラブは臨時休業となる。

3 措置の報告

学校ごとに「臨時に休業」または「授業時間の変更」等の措置をとった場合は、学校は速やかに、風水害等の「警報」発表時における措置状況報告（様式5号）をもって報告する。

第 2 節 学校の施設管理者としての対応

1 学校の施設管理者としての対応

(1) 施設管理者としての事前対応

校長は、風水害時の災害を未然に防止するため、校舎内外の危険箇所を点検し、必要な措置を講じる。

(2) 重要書類、危険薬品類等の安全保管

校長は、重要書類、文書、教材備品類、理化学実験用危険薬品類等の安全保管及び非常持出について準備し、被害を最小限にする。

(3) 給食施設の前対応

移動可能な機械器具類を安全な場所に移動させる。冷蔵庫などの空を確認する。できるだけ被害を受けないように適宜措置をとる。

(4) 衛生管理体制の確保

ア 学校は、校長を中心とした救急班及び防疫班を編成し、学校における衛生管理の徹底を期する。

イ 大型台風接近の情報を受けたときは、消毒用及び救急用資材の確保を町災害対策本部に依頼し、確保を速やかに行う。

ウ 衛生機材についても、町災害対策本部に依頼し、確保するとともに台風による被害を受けることのないよう安全な場所(2階等)に保管させる。

第3節 避難所としての対応等

1 校長・教頭の対応

(1) 台風情報の事前収集と早期対策準備

大型台風の接近の場合には、近畿地方に接近するいかなる不確実な段階(接近の2日から3日前)から、**気象庁発表の台風情報**などに十分留意し、あらかじめ接近した場合にはどのように対応するかについて、町防災担当部署と十分に情報交換を行うとともに、近畿地方、大阪府に接近または上陸の見込みが高い状況に至ったときに、早期に対応が図れるよう対策を準備しておく。

(2) 学校施設の安全点検実施

台風接近等の場合、校長は事前に窓ガラスの破損がないかなど施設の安全点検を行う。また、工事中の学校については、請負業者と連絡をとり、暴風雨による被害を事前に防止するための対策を講じさせるなど、警戒に当たらせる。

(3) 夜間・休日等の避難所開設と校長等の参集

大型台風の接近または集中豪雨などによって、夜間・休日等において、町域で大雨洪水警報、暴風警報など気象情報が発表され、**町としても当該学校に避難所を開設することを決定した場合には、校長または教頭は、学校に参集し、町が行う避難所開設について支援を行う。**

(4) 学校施設に被害発生の恐れがある場合の参集

校長・教頭は、夜間休日等において、町域で大雨洪水警報、暴風警報など気象警報の発表を覚知した場合、学校及び学校周辺の状況について、情報収集に努め、**学校施設に被害発生の恐れがある場合は、速やかに勤務校へ参集するなど必要な対応を行うこと。**

被害の状況が著しく校長・教頭のみでの対応が困難な場合には、校長は教職員の動員を命令することができる。

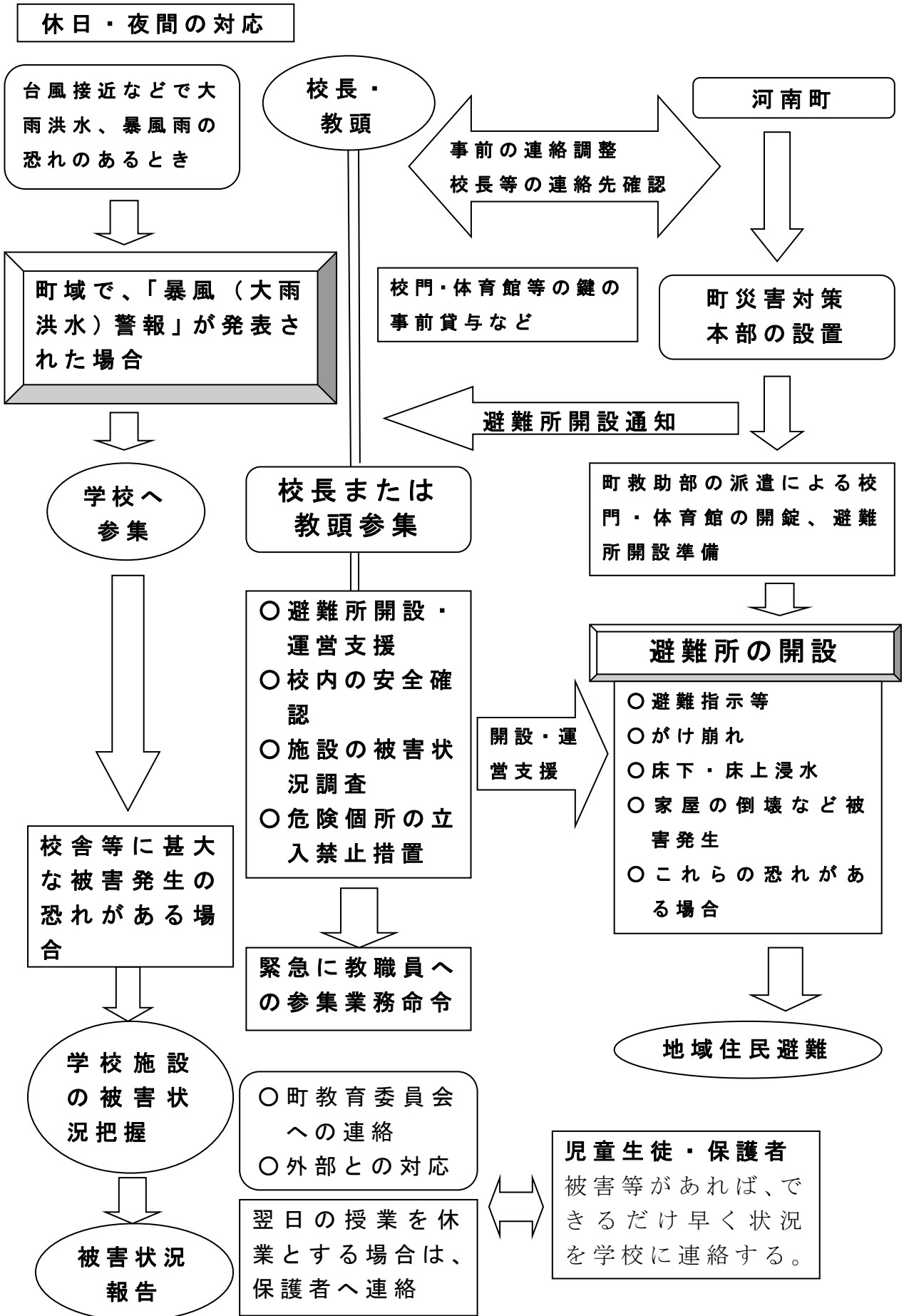
(5) 避難所開設・運営支援措置

ア 校長は、町災害対策本部から非難の勧告指示が出された場合、その周知を受けて速やかに避難所の収容に必要な措置を講じる。

イ 特に、夜間に、台風上陸や集中豪雨などのため自主避難や避難勧告により、住民が学校に避難してくる場合には、学校周辺や校庭は照明が少ないため非常に暗く、足元とも雨水の滞留などのため危険な場合もある。そのため、校舎内の廊下の電灯をつけるなどすると、

足元が明るくなり、避難住民が安心して、体育館に到着できる。

また、避難所には、テレビもラジオもなく、町救助部職員も避難住民も台風の現在位置や災害の全体的な状況が把握できないという問題もある。そこで、校舎内にあるテレビやラジオ、防災無線など情報機器を活用できることが大変有効である。



第3章 学校施設等が被害を受けた場合の対応

第1節 風水害時の応急対応

1 学校施設の応急対応

- (1) 被害を受けた場合は、その学校の責任者は、速やかに被害状況等を町教育委員会に報告する。
- (2) 町教育委員会は、被害状況等について、町災害対策本部に報告する。
- (3) 町教育委員会は、施設班を組織して、被害校の現地調査を行い、応急復旧計画を策定する。
- (4) 被害校の児童生徒は、もよりの学校に臨時収容するものとし、その状況により、仮設校舎を設置する。

2 児童生徒の措置と応急教育の実施方法

(1) 応急教育等の措置

- ア 校長は、風水害の状況に応じ、学校の防災計画に基づき、児童生徒の安全を最優先した適切な措置を講じる。
- イ 校長は、被災の状況を考慮し、可能な範囲で教育活動の実施を図る。
- ウ 町教育委員会は、被災した学校の実態を検討し、被災児童生徒数に応じて収容対策を講じる。
- エ 町教育委員会は、災害救助法の定めるところにより、学用品の給与を行う。

(2) 応急復旧措置

- ア 校長は、被災個所を点検し、児童生徒の安全を確保するために必要な措置を講じる。
- イ 町教育委員会は、学校施設の応急復旧措置と平行して、施設の復旧したものまたは仮設校舎等へ、できるだけ速やかに児童生徒を収容し、平常の教育形態に近づけるよう措置する。

3 教材・学用品等の調達等

(1) 応急措置

- ア 被害発生と同時に実態調査を行い、学校管理運営用、事務用及び教授用物品類その他応急物品等を調達する。
- イ 児童生徒の救援のため、必要に応じて災害救助法の適用手続きに

についても進める。

(2) 応急復旧措置

被害発生校の学校管理運営に必要な需要費関係経費による設備等の復旧は、諸復旧計画と併せて処理する。

4 学校給食等の措置

(1) 応急措置

- ア 町教育委員会は、学校給食施設・設備及びパンその他の給食物資の納入業者の被害状況を速やかに把握し、必要に応じ、学校給食の献立変更または中止などの措置をとる。
- イ 校長は、配膳室等の被害状況が判明した場合、町教育委員会に、速やかに報告する。

(2) 応急復旧措置

- ア 町教育委員会は、給食調理場、給食用設備等の清掃及び消毒を行うとともに、衛生管理の万全を期す。
- イ 校長は、児童生徒、学校職員の赤痢その他の感染症の発生状況を調査確認し、防疫措置を講ずる。
- ウ 校長は、町教育委員会と連携して学校給食を再開する。

5 学校の衛生管理

(1) 応急復旧措置

- ア 授業再開に備え、浸水校にあっては、学校内全部、浸水を免れた学校にあっては、便所、給食施設その他防疫上必要な個所の消毒を行う。
- イ 災害を受けた後の感染症の発生に留意し、その発生があった場合は、速やかに町保健福祉センターに届け出て、適切な処置を講ずる。

参考

河南町地域防災計画（抜粋）

第1編 総則

第3節 防災関係機関の基本的責務と業務大綱

町の処理すべき事務を中心として町域に係る府、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、概ね次の事務又は業務を処理する。

1 町

(4) 教・育部

- ① 児童等（幼児、園児、児童、生徒）の安全確保に関すること
- ② 学校園における防災教育に関すること
- ③ 災害時の応急教育に関すること
- ④ 文化財の応急対策に関すること
- ⑤ 教職員への応援要請に関すること
- ⑥ 児童等とその家族の被災状況の調査に関すること
- ⑦ 被災児童及び生徒の就学援助に関すること
- ⑧ 学用品の供与に関すること
- ⑨ 保育、教育施設の災害予防対策、被害調査、安全確認及び復旧に関すること
- ⑩ 私立学校等の防災計画に関すること

第2編 災害予防対策

第1章 防災体制の整備

第1節 総合的防災体制の整備

町をはじめ防災関係機関は、自らの組織動員体制及び装備・資機材の整備を図るとともに、防災活動を実施するための拠点整備、訓練や研修の実施などを通じ、相互に連携しながら総合的な防災体制の確立に努めるものとする。なお、災害応急対策に従事する者の安全確保には、十分留意する。

第1 組織体制の整備

1 組織体制の整備

町は、総合的な防災対策を推進するため、防災に係る中核的な組織体制の整備・充実を図るとともに、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう職員の配備体制・勤務時間外における参集体制の整備を図るとともに、災害対策本部事務局の拠点の設置や防災関係機関の現地情報連絡員を含めた情報共有の仕組みを構築する等、運営方法の整備に努める。

さらに、町と府は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるように、タイムライン（事前行動計画）を運用・活用する。

なお、本文中の震度については、勤務時間内は、町震度計観測値あるいは町域に関する大阪管区気象台発表のものとし、勤務時間外は、気象台から報道機関を通じて発表されるものとする。

また、報道機関から町域について発表がない場合は、隣接市町村（富田林市・太子町・千早赤阪村）の震度とする。

(1) 河南町防災会議

河南町防災会議条例（昭和40年条例第10号）の定めるところにより、河南町地域防災計画の作成及びその実施の推進等を行う。

(2) 町防災対策推進本部

防災対策を総合的かつ計画的に推進するため、平常時における防災組織として推進本部を設置する。

〔組織〕

本部長 : 町長

副本部長 : 副町長

本部長 : 教育長、防災監、政策総務部長、政策総務部理事、すこやか生活部長、まち創造部長、まち創造部理事、教・育部長、教・育部理事、理事兼議会事務局長、自治防災課長等

(3) 町事前配備本部

町域に警報（大雨警報、大雪警報、洪水警報、暴風警報、暴風雪警報）が発表されたとき又は町域で震度4の震度を観測したとき、その他必要により町長が配備を指令するときに、災害予防及び災害応急対策の準備体制を整えるため設置する。

〔組織〕

本部長 : 防災監

副本部長 : 自治防災課長

本部長 : 秘書広報官、総務課長、人事財政課長、契約検査室長、住民生活課長、保険年金課長、税務課長、高齢障がい福祉課長、健康づくり推進課長、地域整備課長、農林商工観光課長、都市環境課長、教育課長、こども1ばん課長、生涯まなぶ課長、学校給食センター所長、出納室長、各課課長補佐等、自治防災課担当者等

(4) 町災害警戒本部

災害の発生の恐れがあるが、時間、規模等の推測が困難なとき、小規模の災害が発生したとき、石川に洪水予報等が発表されたとき、町域に土砂災害警戒情報が発表されたとき、東海地震にかかる警戒宣言の発令を認知したとき、南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発されたとき、また、その他必要により町長が配備を指令するときに、災害予防及び災害応急対策を実施するために設置する。

〔組織〕

本部長 : 防災監

副本部長 : 自治防災課長

本部長 : 政策総務部長、政策総務部理事、すこやか生活部長、まち創造部長、まち創造部理事、教・育部長、教・育部理事、理事兼議会事務局長等

(5) 町災害対策本部

中規模又は大規模の災害が発生し、又は発生するおそれのあるとき、町域で震度5弱以上の地震の発生又は特別警報が発表されたとき、その他必要により町長が配備を指令するときにおいて、災害予防及び災害応急対策を実施するために設置する。

〔組織〕

- 本部長 : 町長
副本部長 : 副町長、教育長、消防団長
本部長 : 防災監、政策総務部長、政策総務部理事、すこやか生活部長、まち創造部長、まち創造部理事、教・育部長、教・育部理事、理事兼議会事務局長、自治防災課長等

(6) 町の現地災害対策本部

災害の地域的特性に応じ災害応急対策の実施を局地的又は重点的に推進するために設置する。

2 町の動員体制の整備

町は、災害時の組織体制の整備とあわせて、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるように、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる動員体制の整備に努める。

(1) 町の動員体制の整備

町長は、必要に応じ町事前配備本部、町災害警戒本部及び町災害対策本部の各配備を指令する。町域において震度4以上の震度を観測した場合には、配備区分（震度4の震度を観測したときは、事前配備。震度5弱以上の震度を観測したときは、災害対策本部C号配備。）に従い、自動配備とする。

さらに、勤務時間外において町域で震度4以上の震度を観測したときは、配備区分（震度4の震度を観測したときは、事前配備。震度5弱以上の震度を観測したときは、災害対策本部C号配備。）に従い、職員は居住地の被害状況を把握し、直ちに所定の勤務場所に自主参集する。

また、気象の状況、河川水位の状況等により、町域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で町長が必要と認めた場合には、町災害対策本部体制をとる。

連絡方法については、災害対策本部設置前は町長の指示を受けて自治防災課長が、各部長に連絡し、各部長は各課長等を経て各職員に連絡し、災害対策本部設置後は、本部長が各課長に連絡し、各課長は各職員に連絡する。

(2) 勤務時間外における動員体制

① 動員体制

勤務時間外に、町事前配備本部、町災害警戒本部及び町災害対策本部を設置する場合、基本的に勤務時間内における動員と同じ体制をとる。

② 町災害対策本部員等への情報の伝達

災害に関する情報が防災関係機関から入ったときは、宿日直者は直ちに自治防災課長等に対し、情報の伝達を速やかに行い、自治防災課長等は、その情報を確認したうえで町長、副町長及び防災監等に連絡する。自治防災課長等は、町長、副町長及び防

災監等の協議の結果出される配備指令を各部長へ連絡し、各部長は各課長等を経て各職員に、定められた部内連絡網に従い連絡する。

動員体制

配 備 区 分		配 備 基 準	配 備 内 容
事前配備本部	事前配備	<ul style="list-style-type: none"> ① 町域に警報が発表されたとき ② 町域で震度4の震度を観測したとき ③ その他必要により町長が配備を指令するとき 	最小限の人員で情報連絡を実施する体制
災害警戒本部	警戒配備	<ul style="list-style-type: none"> ① 石川に洪水予報が発表されたとき ② 町域に土砂災害警戒情報等が発表されたとき ③ 東海地震にかかる警戒宣言の発令を認知したとき ④ 南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発されたとき ⑤ 災害の発生のおそれがあるが、時間、規模等の推測が困難なとき ⑥ 小規模の災害が発生したとき ⑦ その他必要により町長が配備を指令するとき 	水害その他の災害の発生を防御するため情報連絡活動、物資資機材の点検整備等又は小規模の災害応急対策を実施する体制
災害対策本部	A号配備	<ul style="list-style-type: none"> ① 町域に特別警報が発表されたとき ② 中規模の災害が発生したとき ③ その他必要により町長が配備を指令するとき 	中規模の災害応急対策を実施する体制
	B号配備	<ul style="list-style-type: none"> ① 大規模の災害が発生するおそれのあるとき ② その他必要により町長が配備を指令するとき 	大規模の災害発生に対する災害応急対策を実施する体制
	C号配備	<ul style="list-style-type: none"> ① 大規模の災害が発生したとき ② 町域で震度5弱以上の震度を観測したとき ③ その他必要により町長が配備を指令するとき 	町の総力をあげて防災活動を実施する体制（全職員）

第2章 地域防災力の向上

第1節 防災意識の高揚

第2 防災教育

1 学校における防災教育

防災意識を高め、それを次世代へ着実に継承していくためには、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育が重要である。学校は、児童・生徒の安全を守るとともに、今後、地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たすことができる人材を育成するよう、小学校・中学校等の発達段階に応じた防災教育を実施する。

また、町及び府は、必要な情報を共有するなどお互いに連携を図り、防災に関する講習会を開催するなどして、学校における防災教育の充実を図る。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

(1) 教育の内容

- ア 気象、地形、地震、津波についての正しい知識
- イ 防災情報の正しい知識
- ウ 気象予警報や避難情報、5段階の警戒レベル等の意味
- エ 身の安全の確保方法、指定緊急避難場所・避難路・指定避難所、避難方法、家族・学校との連絡方法
- オ 災害等についての知識
- カ ボランティアについての知識・体験、地域社会の一員としての自覚の育成

(2) 教育の方法

- ア 防災週間等を利用した訓練の実施
- イ 教育用防災副読本、ビデオの活用
- ウ 特別活動等を利用した教育の推進
- エ 防災教育啓発施設の利用
- オ 防災関係機関との連携
- カ 緊急地震速報等、防災に関する科学技術の活用
- キ 自主防災組織、ボランティア等との連携
- ク ファイアチャイルド、ファイアジュニアなどを通じての消防防災知識の向上を図る

(3) 教職員の研修

教育委員会は、地震に関する正しい知識や各校の実践的な防災教育の事例を含む研修を実施する。

(4) 学校における防災教育の手引き

「学校における防災教育の手引き」などを通じて防災教育を充実する。

(5) 校内防災体制の確立

学校は、児童・生徒の安全確保や災害被害の未然防止を目的として、毎年、防災計画を作成するとともに、登下校時の対応を含め、適宜、危機等発生時対処要領（危機管理マニュアル）等の

見直しを行い、校内防災体制の確立に努める。

(6) 災害時の備蓄品

学校は、児童・生徒が在校中の災害の発生により一時的に帰宅困難となった場合に備え、学校の実情に合わせて食料や飲料水、携帯トイレ等の備蓄品を整備する。

2 消防団等による防災教育

町及び府は、消防団が消防組合等と連携を図りつつ、小学校等において消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育や訓練を行うことにより、住民の防災意識の高揚、災害時の対応力の強化できるよう努めるものとし、府はそれを支援する。

第3編 災害応急対策

第1章 活動体制の確立

第1節 組織動員

第1 組織体制

町域に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、河南町災害対策本部条例の定めるところにより町災害対策本部を設置する。なお、災害応急対策に従事する者の安全確保には十分留意するとともに、本部を設置するに至らない災害にあっても必要に応じて本部に準じた体制を整え、事態に対処するものとする。

また、府は、災害情報の収集伝達及び災害応急対策の迅速かつ的確な実施に資するよう災害の規模・状況に応じて災害現場に職員を派遣するとともに、被害が甚大かつ長期間に及ぶことや複合的な災害が起こることを考慮した災害応急対策のオペレーション体制を整備する。なお、具体的な災害応急対策の実施に際しては、「大阪府災害等応急対策実施要領」の定めるところによる。

1 町事前配備本部の設置及び廃止の基準

自治防災課長は、次の設置及び廃止の基準に該当する場合には、町長の指示により町事前配備本部の設置及び廃止を行う。

(1) 設置の基準

- ① 大雨・洪水警報が発表されたとき。
- ② 町域で震度4の揺れを観測したとき。
- ③ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。
- ④ 町長が配備を指令するとき。

(2) 廃止の基準

- ① 町域において災害の恐れが解消したとき。
- ② 町災害警戒本部を設置したとき。
- ③ その他町長が必要と認めたとき。

2 町事前配備本部の組織及び業務

(1) 町事前配備本部の組織

- ① 町事前配備本部長には防災監を、副本部長には自治防災課長を充てる。
- ② 配備部員には、各課長、各課長補佐、自治防災課担当者等を充てる。

(2) 町事前配備本部の業務

- ① 防災資機材の点検に関する事。
- ② 各種情報の収集、伝達に関する事。
- ③ 災害危険箇所の警戒に関する事。
- ④ 被害情報の把握に関する事。
- ⑤ 指定避難所開設及び閉鎖に関する事。
- ⑥ その他必要と認める事項。

3 町災害警戒本部の設置及び廃止の基準

副町長は、次の設置及び廃止の基準に該当する場合には、町長の指示により、町災害警戒本部の設置及び廃止を行う。

(1) 設置の基準

- ① 石川に洪水予報等が発表されたとき。
- ② 土砂災害警戒情報が発表されたとき。
- ③ 東海地震にかかる警戒宣言の発令を認知したとき。
- ④ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。
- ⑤ 災害の発生の恐れがあるが、時間、規模等の推測が困難なとき。
- ⑥ 小規模の災害が発生したとき。
- ⑦ 町長が配備を指令するとき。

(2) 廃止の基準

- ① 町域において災害の恐れが解消したとき。
- ② 町災害対策本部が設置されたとき。
- ③ その他町長が適当と認めたとき。

4 町災害警戒本部の組織及び業務

(1) 町災害警戒本部の組織

- ① 警戒本部長には、防災監を、副本部長には、自治防災課長を充てる。
- ② 警戒本部員には、政策総務部長、政策総務部理事、すこやか生活部長、まち創造部長、まち創造部理事、教・育部長、教・育部理事、理事兼議会事務局長などを充てる。

(2) 町災害警戒本部の業務

- ① 災害情報の収集、伝達に関する事。
- ② 住民への情報伝達に関する事。
- ③ 指定避難所の開設及び閉鎖に関する事。
- ④ 避難指示に関する事。
- ⑤ 災害対策本部設置の準備に関する事。
- ⑥ その他必要と認める事項。

5 町災害対策本部の設置及び廃止の基準

町長は、次の設置及び廃止の基準に該当する場合には、町災害対策本部の設置及び廃止を行う。

(1) 設置の基準

- ・ A号配備

- ① 中規模又は大規模の災害が発生し、又は発生するおそれのあるとき。
- ② 特別警報が発表されたとき。
- ③ 町長が配備を指令するとき。

・ B号配備

- ① 中規模又は大規模の災害が発生し、又は発生するおそれのあるとき。
- ② 特別警報が発表されたとき。
- ③ 町長が配備を指令するとき。

・ C号配備

- ① 中規模又は大規模の災害が発生し、又は発生するおそれのあるとき。
- ② 特別警報が発表されたとき。
- ③ 町長が配備を指令するとき。
- ④ 町域で震度5弱以上の揺れを観測したとき。

(2) 設置場所

町災害対策本部は、町役場庁舎（白木 1359-6）2階 201会議室（大規模災害の場合は4階大会議室）に設置する。ただし、庁舎が被災したときは、町総合保健福祉センター（白木 1371）に設置する。

(3) 廃止の基準

- ① 町域において災害の恐れが解消したとき。
- ② 災害応急対策が概ね完了したとき。
- ③ その他町長が適当と認めたとき。

(4) 本部の設置及び廃止の通知

町長は町災害対策本部を設置及び廃止したときは、直ちにその旨を知事及び防災関係機関に通知すること。

6 町災害対策本部の組織及び運営

(1) 町災害対策本部の組織

本部の組織は、河南町災害対策本部条例の定めるところにより、次表「町災害対策本部組織編成表」のとおりとする。ただし、災害の状況に応じて必要な部のみを設置することができる。

- ① 本部長には、町長を充てる。
- ② 副本部長には、副町長、教育長、消防団長を充てる。
- ③ 本部員には、本部員には、防災監、政策総務部長、政策総務部理事、すこやか生活部長、まち創造部長、まち創造部理事、教・育部長、教・育部理事、理事兼議会事務局長、自治防災課長などを充てる。

(2) 本部長の代理

町長に事故あるとき又は欠けたときの本部長の代理は、副町長、教育長の順とする。

(3) 本部会議

災害対策を実施するための意思決定機関として、本部会議を設置し、本部長、副本部長、本部員をもって構成する。本部会議は、本部長が招集し、次の事項について協議決定する。

- ① 災害応急対策の基本方針に関すること。
- ② 配備体制に関すること。
- ③ 災害情報の収集、伝達に関すること。
- ④ 避難指示に関すること。
- ⑤ 指定避難所の開設及び閉鎖に関すること。
- ⑥ 災害救助法の適用申請に関すること。
- ⑦ 自衛隊の派遣要請に関すること。
- ⑧ 府、他市町村及び関係機関への応援要請に関すること。
- ⑨ 災害対策に要する経費の支弁に関すること。
- ⑩ 災害復旧の基本方針に関すること。
- ⑪ その他重要な災害対策に関すること。

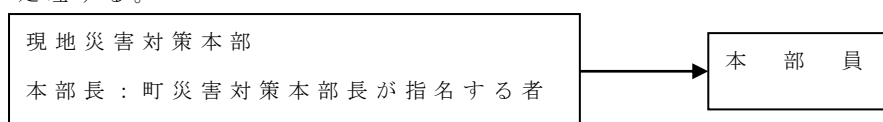
7 町の現地災害対策本部

(1) 現地災害対策本部の設置

本部設置体制下において、局地的に著しい災害が発生し、又は発生が予想される場合において現地で指揮系統の確立を行う必要があるときは、本部長の指示により現地災害対策本部を設置する。

(2) 組織及び運営

- ① 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置く。
現地災害対策本部長及び本部員は、町災害対策本部員その他の職員の中から本部長が指名する。
- ② 現地災害対策本部長は、本部長の命を受けて、現地災害対策本部の事務を掌理する。
- ③ 現地災害対策本部員は、現地災害対策本部長の命を受けて、現地災害対策本部の事務を処理する。



(3) 現地災害対策本部の設置場所

現地災害対策本部は、現地災害対策本部を設置する原因となった災害現場付近など、現地指揮をとるのに有利な公共施設等（公園、広場等を含む。）に設置する。

(4) 事務の分掌

- ① 災害状況の掌握・本部への報告
- ② 現地災害応急対策の立案、決定
- ③ 防災関係機関との連絡調整に関すること
- ④ 必要な応援班、要員の要請と応援機関、集結場所等の指定
- ⑤ 現地災害対策活動の指揮・統制・情報収集、本部指示の伝達等
- ⑥ 本部長の特命事務
- ⑦ その他

(5) 現地災害対策本部の廃止

現地災害対策本部の廃止は、本部長がこれを指示する。

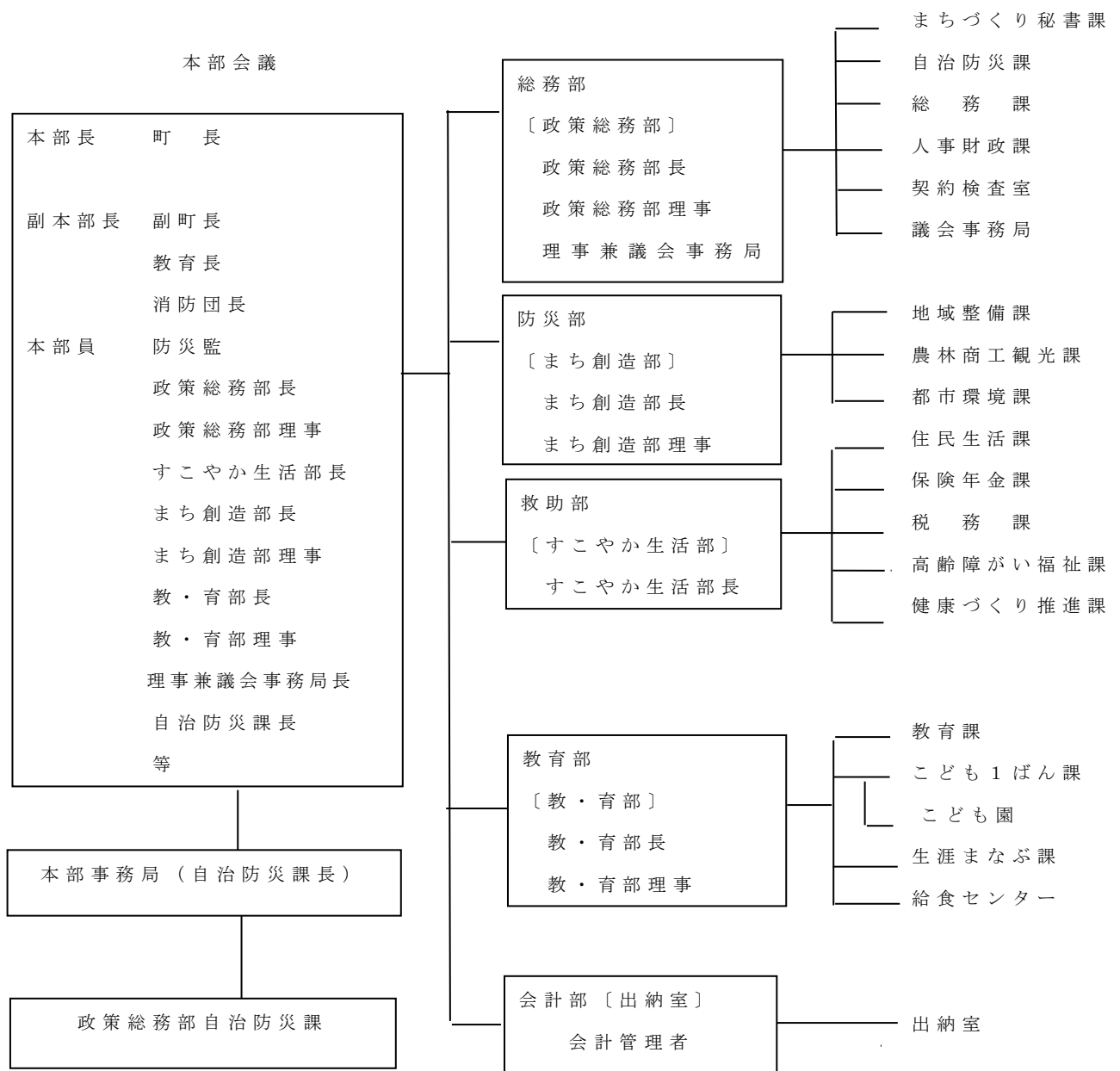
8 府の現地災害対策本部との連携

府の災害対策本部長が、災害応急対策を局地的、重点的に進める必要があると認めたときは、府の現地災害対策本部を被災地直近の府民センタービル、又は被災町庁舎等に設けることとされている。府の現地災害対策本部が設置されたときは、この組織と連携して災害応急対策にあたるものとする。

9 各部の事務分掌

町災害対策本部に置く部の名称、担当部局及び事務分掌は、次表「町災害対策本部業務分掌表」のとおりとする。

町 災 害 対 策 本 部 組 織 編 成 表



※ [] は平常時の町の組織体制を示し、町災害対策本部を設置せずに、災害応急対策を実施する場合は [] があたる。

町災害対策本部業務分担表

部 名	課 名	事 務 分 掌
教 育 部 〔教・育部〕	教 育 課 こども1ばん課 生涯まなぶ課 給食センター	1 被災小・中学生・園児に対する学用品の調達に関する事。 2 教育施設、社会体育施設、文化財の被害調査及び復旧に関する事。 3 児童、生徒、園児の避難救助及び被災状況の調査に関する事。 4 小・中学校及びこども園・保育施設の休業の処置に関する事。 5 応急教育・保育の実施に関する事。 6 開校・開園の準備等に関する事。 7 教職員への応援要請に関する事。 8 被災者への炊き出し等給食業務に関する事。

第 2 動員配備体制

地震による災害が発生した場合は、災害の規模に応じ、次の配備区分による動員配備体制をとる。なお、町域で大雨・洪水警報、土砂災害警戒準備情報が発表されたとき及び震度4の震度を観測したときは、自動的に「事前配備」を行い、また、町域で土砂災害警戒情報が発表されたときは、自動的に「警戒配備」を行い、さらに、町域で震度5弱以上の震度を観測したときは、自動的に「町災害対策本部」を設置し、C号配備体制（全職員）をとる。町

災害対策本部等各部配備基準

	事前配備本部	災害警戒本部	災 害 対 策 本 部		
	事前配備	警戒配備	A号配備	B号配備	C号配備
配 備 の 基 準	①町域に警報が発表されたとき。 ②町域で震度4の揺れを観測したとき	①石川に洪水予報等が発表されたとき。 ②土砂災害警戒情報が発表されたとき。 ③東海地震にかかる警戒宣言の発令を認知したとき ④南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発されたとき ⑤災害の発生の恐れがあるが、時間、規模等の推測が困難なとき。 ⑥小規模の災害が発生したとき。	①中規模の災害が発生したとき。 ②特別警報が発されたとき。	①大規模の災害が発生する恐れのあるとき。	①大規模の災害が発生したとき。 ②町域で震度5弱以上の揺れを観測したとき ③東海地震にかかる警戒宣言の発令を認知したとき。

◎災害の種類・規模に応じて人員を増減することがある。また、事前配備からC号配備までの

配備の基準において、「その他の必要により町長が配備を指令するとき」の場合を含む。

第7章 被災者の生活支援

第6節 応急教育

町及び府は、学校教育を継続して実施するため、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の措置をとる。

第1 教育施設の応急整備

町及び府は、被害を受けた教育施設の授業等実施のため、施設、設備の応急復旧及び代替校舎の確保に努める。

第2 応急教育体制の確立

1. 応急教育の実施

(1) 学校

教職員及び児童・生徒の被災状況や所在地を確認するとともに、教育施設の状況を踏まえ、町と協議し、応急教育実施のための措置を講ずる。

ア 校舎が指定避難所として利用されている場合の町との協議

イ 校区外に避難した児童・生徒への授業実施状況・予定等の連絡

(2) 園

職員及び園児の被災状況や所在地を確認するとともに、園施設の状況を踏まえ、町と協議し、園児の安全を確保するため、休園、中途帰宅等の適切な措置を講じる。

(3) 町

学校・園施設が指定避難所等に指定され、長期間使用不可能と想定される場合には、他の公共施設等の指定避難所への転用も含め関係機関と調整し、早急に授業・保育を実施できるよう努める。また、児童・生徒の転校手続き等の弾力的運用を図る。

(4) 府

児童・生徒・園児の転校手続き等の弾力的運用を図る。

また、必要に応じ、国及び他府県教育委員会に対して、児童・生徒の受入れについて応援を要請する。加えて、教職員及び児童・生徒の被災状況を把握し、町に対して、応急教育実施のための指導助言・教職員体制の確保など円滑な学校・園運営が確保できるよう、必要な措置を講ずる。

2. 給食の応急措置

学校・園及び町は、学校給食の実施に支障がある場合は、速やかに学校給食用物資の確保、給食施設等の復旧などの措置を講ずる。

なお、次の場合は、学校給食は一時中止する。

(1) 災害救助のため学校給食施設で炊出しを実施する場合

(2) 給食施設が被災し、給食実施が不可能となった場合

- (3)感染症の発生が予想される場合
- (4)給食物資が入手困難な場合
- (5)その他給食の実施が適当でないと思われる場合

第3 就学援助等

1. 就学援助等に関する措置

町教育委員会は、被災した児童・生徒に対する就学援助の支給について必要な措置を講ずる。

2. 学用品の支給

町は、災害救助法に基づき、就学上支障のある児童・生徒に対して、教科書及び教材、文房具、通学用品を支給する。

学用品給与の実施基準は、資料 75「災害救助法による救助の程度、方法及び期間等早見表」による。

その主な基準等は、次のとおりである。

- (1) 住家が全壊、全焼、半壊・半焼又は床上浸水により学用品を喪失し、又は、き損し、就学上支障のある小・中学校の児童・生徒に対して行う。
- (2) 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

- ア 教科書
- イ 文房具
- ウ 通学用品

(措置方法)

対象となる児童・生徒数を各学校で照合し、被害別等に分類し、対象人員を正確に把握して、教科書にあたっては学年別・学科別・発行所別に調査集計し措置する。

文房具、通学用品にあたっては、対象人員に基づいた学用品を購入し、交付する。

3. こども園・保育園の措置

町は、こども園・保育園について、上記に準じて就園援助に十分配慮するものとする。

4. 児童・生徒・園児の健康管理

町教育委員会、府教育委員会及び学校園長は、被災児童・生徒・園児の体と心の健康管理を図るため、学校医、富田林保健所、子ども家庭センター等の専門機関との連携を図りながら、臨時健康診断、教職員によるカウンセリング、電話相談等を実施する。

資料 7 5 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間など早見表」

<p>学用品 の給与</p>	<p>住家の全壊(焼)流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒</p>	<p>1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費</p> <p>2 文房具及び通学用品は、一人当たり次の金額以内</p> <p>小学校児童 1人当たり 5,500円</p> <p>中学校生徒 1人当たり 5,800円</p> <p>高等学校等生徒 1人当たり 6,300円</p>	<p>災害発生の日から (教科書) 1カ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内</p>	<p>1 備蓄物資は評価額</p> <p>2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。</p>
--------------------	---	---	--	---

河南町学校防災計画

平成 24 年 8 月 発行・令和 8 年 4 月 改訂

編集・発行 河南町教育委員会 教・育部 教育課

〒585-8585 河南町大字白木 1359-6

電話 0721-93-2500

FAX 0721-93-7560